

裾野市地域防災計画 別冊

資料編

令和 5 年 4 月

裾野市防災会議

目 次

No.	1 組織	頁
資料1-1	裾野市防災会議条例	1
資料1-2	裾野市防災会議構成図	3
資料1-3	裾野市災害対策本部条例	4
資料1-4	裾野市災害対策本部運営要領	5
資料1-5	裾野市災害対策本部編成図	9
資料1-6	裾野市災害対策本部事務分掌	10
資料1-7	標識	16
資料1-8	職員非常連絡体系表	17
資料1-9	裾野市地震災害警戒本部条例	18
資料1-10	裾野市地震災害警戒本部運営要領	19
資料1-11	市町村長以外の指示権者、根拠規定	28
資料1-12	自主防災組織一覧	29

No.	2 災害の危険度	頁
資料2-1	裾野市域における主な災害	31
資料2-2	河川一覧	32
資料2-3	土砂災害危険箇所一覧	33
資料2-4	土砂災害(特別)警戒区域一覧	37
資料2-5	山地災害危険地一覧	41
資料2-6	裾野市 第4次地震被害想定	42

No.	3 気象情報等	頁
資料3-1	気象等の予報及び警報の種類と発表基準	61
資料3-2	「南海トラフ地震に関連する情報」について	62
資料3-3	南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件	65
資料3-4	発生形態に備えた防災対応(ケース対応)	66
資料3-5	異常な現象の観測から防災対応までの流れ	67
資料3-6	「南海トラフ地震に関連する情報」発表に伴う市の体制	68
資料3-7	特別警報の発表基準	70

No.	4 被害報告関係	頁
資料4-1	被害程度の認定基準	73
資料4-2	被害速報(随時)	76
資料4-3	災害定時及び確定報告書	77

No.	5 情報の収集・伝達及び広報活動	頁
資料5-1	裾野市通信広報連絡系統図	79
資料5-2	防災行政無線(同報系)広報無線現況	80
資料5-3	裾野市デジタル防災行政無線・IP無線現況	81
資料5-4	富士山南東消防本部裾野消防署 消防無線現況	86
資料5-5	防災行政無線(同報無線)親局操作卓サイレン信号	88
資料5-6	関係機関連絡先一覧	89
資料5-7	裾野市建設業協会 会員一覧	91
資料5-8	裾野市建設業組合 組合員一覧	92
資料5-9	裾野市上水道協力会 会員一覧	93
資料5-10	ガス販売所一覧表	94

No.	6 交通・輸送	頁
資料6-1	静岡県緊急輸送路図	95
資料6-2	静岡県緊急輸送路一覧	96
資料6-3	アクセスルート一覧(緊急輸送ルート・市緊急輸送路・避難路)	97
資料6-4	緊急通行車両の事前届出手続	99
資料6-5	緊急通行車両等事前届出書	100
資料6-6	緊急通行車両の確認申請及び確認手続	101
資料6-7	緊急通行車両についての確認に係る標章	103
資料6-8	緊急通行車両確認証明書	104
資料6-9	災害時の通行禁止又は制限に係る標識	105

No.	7 防災関連・その他施設、設備等	頁
資料7-1	本部・支部・広域避難地・市防災関連施設一覧	107
資料7-2	防災ヘリポート一覧	109
資料7-3	指定避難所一覧	113
資料7-4	一時滞在者用避難所及びリフレッシュセンター	116
資料7-5	福祉避難所一覧	117
資料7-6	小中学校一覧	118
資料7-7	公共建物番号標示	119
資料7-8	応急給水拠点一覧	120
資料7-9	防災倉庫(水防用を兼ねる)現況	121
資料7-10	備蓄資機材総括表	122
資料7-11	裾野市消防団 分団詰所・車両現況	125
資料7-12	自家用発電設備を有する市施設	126
資料7-13	危険物製造所等の施設現況	127

No.	7 防災関連・その他施設、設備等	頁
資料7-14	浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧	128
資料7-15	土砂災害(特別)警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	129

No.	8 医療・救護	頁
資料8-1	救護所一覧	131
資料8-2	医療関係団体一覧	132

No.	9 災害救助法・被災者支援関連	頁
資料9-1	災害救助法費用限度額	135
資料9-2	裾野市災害見舞金交付要綱	139
資料9-3	裾野市災害弔慰金の支給等に関する条例	140
資料9-4	裾野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	144
資料9-5	寺院一覧	147

No.	10 各種協定	頁
資料10-1	災害時応援協定一覧	
	1 自治体・自衛隊	149
	2 ライフライン・インフラ整備	150
	3 情報・広報	151
	4 医療救護	151
	5 被害認定・応急危険度判定・応急仮設住宅	152
	6 避難所・ヘリポート	152
	7 燃料	153
	8 物資	153
	9 輸送・車両	155
	10 帰宅困難者・地域住民関連	156
	11 し尿	157
	12 遺体処理	157
	13 相談業務	157
	14 その他	158
資料10-2	ガス爆発事故等防止対策に関する協定書	160

No.	11 各種マニュアル	頁
資料11-1	地区防災計画(骨子)	167
資料11-2	災害時行動マニュアル	187

1 組織

裾野市防災会議条例

昭和37年9月17日

条 例 第 12 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき裾野市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務および組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1)裾野市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2)市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3)前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4)水防法(昭和24年法律第193号)の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5)前4号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長および委員)

第3条 防災会議は、会長および委員をもって組織する。

- 2 会長は、裾野市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1)指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱するもの
 - (2)静岡県職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3)市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4)静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (5)裾野市教育委員会の教育長
 - (6)富士山南東消防本部の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (7)裾野市消防団長
 - (8)指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9)自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (10)その他市長が特に認めた者
- 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第7号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則(昭和45年条例第21号)

この条例は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第11号)

この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第6号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第35号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第6号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

裾野市防災会議構成図

会長(市長) 専門委員		
機関名	委員職名等	条例該当号(※)
陸上自衛隊	第34普通科連隊第3中隊長	1
静岡県東部地域局	東部危機管理監	2
静岡県沼津土木事務所	所長	
静岡県東部健康福祉センター	所長	
裾野市	副市長	3
	理事	
	市長戦略部長	
	総務部長	
	環境市民部長兼危機管理監	
	健康福祉部長	
	産業振興部長	
	デジタル部長	
	建設部長	
	水道部長	
	教育部長	
静岡県警察	裾野警察署長	4
裾野市教育委員会	教育長	5
富士山南東消防本部	裾野消防署長	6
裾野市消防団	団長	7
西日本電信電話(株)	静岡支店長	8
東海旅客鉄道(株)	裾野駅長	
東京電力パワーグリッド(株)	静岡総支社長	
静岡県エルピーガス協会	裾野ブロック長	
静岡ガス(株)	導管ネットワーク事業部東部導管ネットワークセンター長	9
裾野市区長連合会	代表地区会長	
裾野市自主防災会連合会	連合会長	
裾野赤十字病院	病院長	
沼津医師会	裾野地区長	
裾野市商工会	会長	10
裾野市婦人会	代表	
裾野市消防団	女性消防団	

※ 裾野市防災会議条例第3条第5項各号

委員が出席できない場合は、当該機関から聴講者(オブザーバー)として委員以外の者が出席することができる。

会長は、会議において必要に応じて聴講者(オブザーバー)に意見を求めることができる。

裾野市災害対策本部条例

昭和37年9月17日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、裾野市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月1日から施行する。

附 則(昭和45年条例第21号)

この条例は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

裾野市災害対策本部運営要領

(趣旨)

第1条 この規程は、裾野市災害対策本部条例(昭和37年条例第13号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、裾野市災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び所掌事務)

第2条 条例第3条第1項の規定により、災害対策本部に部及び班を置く。

2 各部及び班の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(副本部長)

第3条 条例第2条第2項に規定する災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長、教育長及び理事をもって充て、災害対策本部長(以下「本部長」という。)に事故があるときは、副市長、教育長及び理事の順位により、その職務を代理する。

(本部員及び本部職員)

第4条 条例第2条第1項に規定する災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、別表第2に掲げる職にあるものをもって充てる。

2 条例第2条第1項に規定する本部員以外の災害本部の職員(以下「本部職員」という。)は、第2条第1項に規定するそれぞれの部に、別に本部長が定めるところにより配備される行政職の職員をもって充てる。

(部長、副部長及び班長)

第5条 条例第3条第3項の規定による部の部長及び副部長は別表第1に定め、班の班長は同表の担当課長の中から本部長が指名する者をもって充てる。

2 部長は、部の事務を掌握し、配備職員を指揮監督する。

3 副部長は、部長の職務を補佐するとともに、配備職員を指揮監督する。

4 班長は、所掌事務について部長及び副部長を補佐するとともに、配備職員を指揮監督し、その事務処理に当たる。

(本部の開設及び廃止)

第6条 本部長は、本部の設置を必要と認めるときは、裾野市地域防災計画の定めるところにより本部を設置する。

- 2 本部が設置されたときは、本部を裾野市役所庁舎内に置く。ただし、災害の状況により本部長が適当と認めたときは、他の会議室等に置くことができる。
- 3 本部室に「裾野市災害対策本部」の表示をする。
- 4 本部室には、本部長があらかじめ指名する本部員及び本部職員を配置する。
- 5 本部長は、予想される災害の危険がなくなったとき又は災害発生後における応急措置が完了したと認めるときは、本部を廃止する。
- 6 本部長は、災害対策本部を開設し、又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関に通知する。

（本部会議）

第7条 本部長は、災害対策の重要事項を協議するため必要に応じて本部会議を招集する。

- 2 本部会議は、副本部長、部長及び副部長をもって構成する。
- 3 本部員は、それぞれの所掌事務に関する地震防災応急対策の実施状況について、本部会議に報告しなければならない。

（配備体制）

第8条 災害が発生するおそれのあるときは、本部開設前であっても、各班は、事前配備体制として必要な措置を講じなければならない。

- 2 配備体制は、次の表のとおりとし、配備の種別等は、その都度本部長が決定する。

種別	配備内容	配備要員
情報収集体制	ア 大雨等の注意報及び警報等が発表され、災害発生のおそれはあるが、時間、規模等の推測困難などにとる体制 イ 南海トラフ地震に関する臨時情報(調査中)発表時にとる体制 ウ その他、特に市長が当該配備の必要を認めたときにとる体制	市長が指名する配備要員
事前配備体制	ア 大雨等の警報等が発表され、又は土砂災害警戒情報を受領等し、災害発生のおそれはあるが、時間、規模等の推測困難などにとる体制 イ 南海トラフ地震に関する臨時情報(調査中)発表後、気象庁記者会見の内容に応じた体制 ウ その他、特に市長が当該配備の必要を認めたときにとる体制	市長が指名する配備要員
避難所開設体制	ア 避難所の開設が必要となった場合にとる体制 イ 南海トラフ地震に関する臨時情報(巨大地震注意・巨大地震警戒)発表等に伴い、住民の事前自主避難に対応する体制 ウ 火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表され、避難所の開設が必要となった場合にとる体制	情報収集体制に加え、広域避難地本部班、広域避難地班のうち市長が指名する職員
噴火前避難支援体制 (火山対策固有の編	ア 火山活動に異常が認められ、火口周辺警報レベル3(入山規制)が発表された場合にとる体制	情報収集体制、避難所開設体制に加え、市長が指名する職員

成)	イ 須山支所に現地調整所を設置し、須山地区の噴火前避難を支援する体制	
第1次配備体制	ア 小規模の災害が局地的に発生し、又は発生のおそれがあるときにとる体制 イ 南海トラフ地震に関する臨時情報(巨大地震注意・巨大地震警戒)発表時の体制 ウ 火山活動に異常が認められ、火口周辺警報レベル3(入山規制)が発表された場合にとる体制 エ その他、特に本部長が当該配備の必要を認めたときにとる体制	情報収集配備要員、事前配備要員及び第1次配備要員
第2次配備体制	ア 相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにとる体制 イ その他、特に本部長が当該配備の必要を認めたときにとる体制	全職員

- 3 病気等により加療中の者、妊娠中の者及び所属の長があらかじめ配備することが困難と認めた者については、前項に規定する配備要員から除く。

(職員の参集状況等)

第9条 各部長は、部内の本部員及び本部職員の参集状況及び安否を掌握し、動員班に連絡する。

- 2 動員班は、前項以外の職員の参集状況及び安否を掌握する。

(支部)

第10条 災害対策本部の下部組織として支部を置き、分掌事務は、別表第3のとおりとする。

- 2 支部に支部長を置き、裾野市行政組織規則(昭和50年裾野市規則第3号)第3条第3項に規定する各支所の支所長の職にあるものをもって充てる。
- 3 支部の運営等について必要な事項は、支部長が別に定める。

(広域避難地等)

第11条 本部長は、必要があると認めるときは、広域避難地等に職員を派遣することができる。

- 2 広域避難地等の職員は、本部配置職員以外の職員から本部長が指名する。
- 3 本部配置職員及び前項の職員以外の職員は、本部長が指名し、各所属事務所において待機する。

附 則

この裾野市災害対策本部訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年災害対策本部訓令第2号)

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

附 則(平成22年災害対策本部訓令第3号)

この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成23年災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、令和5年3月31日から施行する。

※

本文中

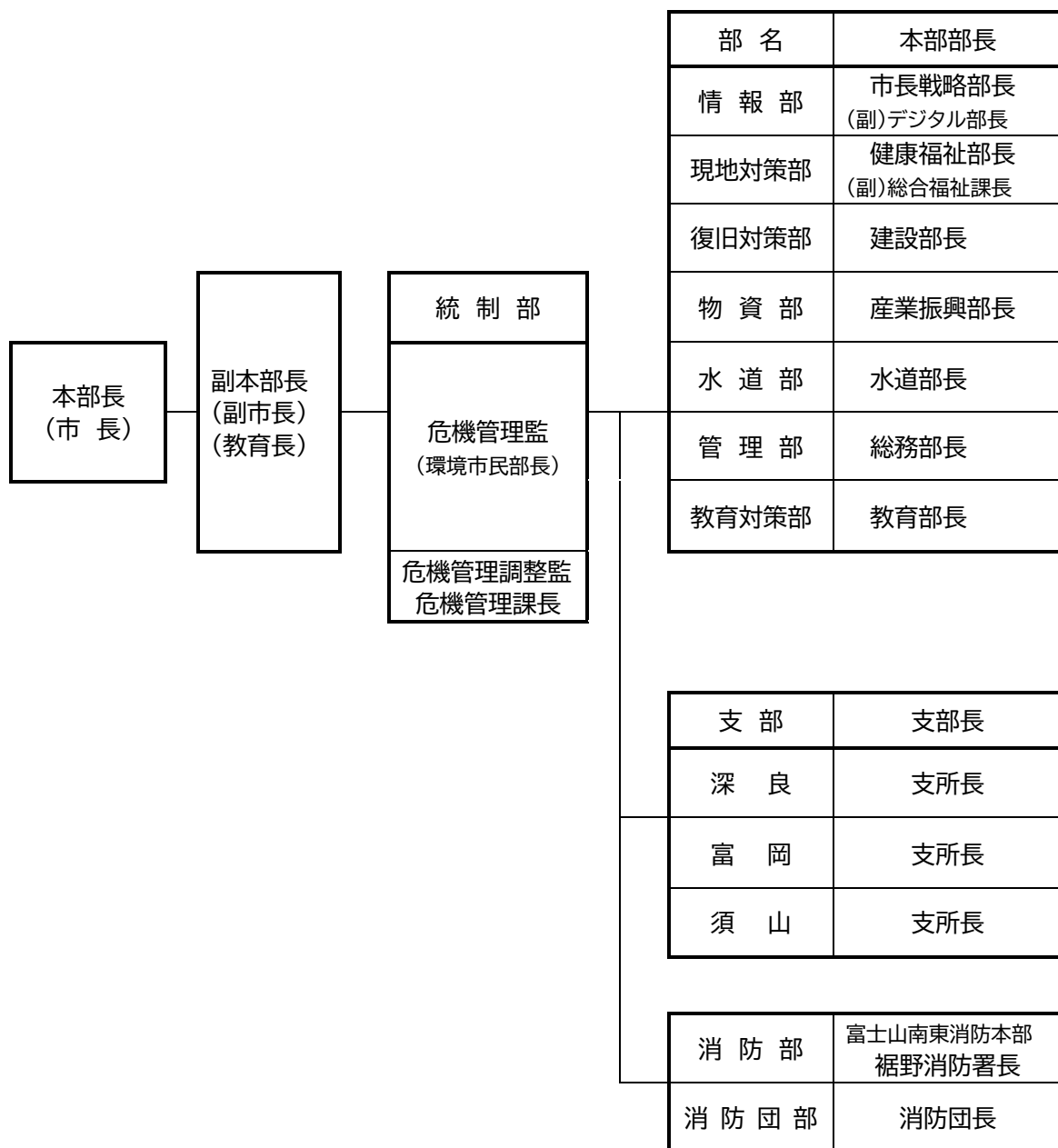
別表第1(第2条、第5条関係)

別表第2(第4条関係)

別表第3(第10条関係)

は、以下「資料1-5」・「資料1-6」で記載する。

裾野市災害対策本部編成図



裾野市災害対策本部事務分掌

部名	本部員	班名	担当課長	事務分掌
統制部	[部長] 危機管理監 (環境市民部長)	統制班	危機管理課長	1 本部長の命を受け、各部を統制すること。 2 災害対策本部の設置及び運営に関すること。 3 災害応急対策の総括及び調整に関すること。 4 本部長の命令、指示の伝達に関すること。 5 国、県及び他の防災関係機関との連絡及び調整に関すること。 6 災害時応援協定締結都市との連絡及び調整に関すること。 7 自衛隊の派遣要請要求、受入れ体制、連絡に関すること。 8 緊急輸送活動の総合調整に関すること。 9 本部会議の開催に関すること。 10 支援の調整に関すること。 11 災害救助法の適用申請に関すること。
			危機管理調整監	1 危機管理監の補佐に関すること。
情報部	[部長] 企画部長 [副部長] デジタル部長	情報班	戦略推進課長 渉外課長 監査委員事務局長	1 被害情報の収集・集計・表示及び、台帳調整に関すること。 2 各部、防災関係機関との情報収集・伝達に関すること。 3 気象、交通、道路、民心動向等の情報収集に関すること。 4 外部からの問い合わせ、電話対応に関すること。
		復興班		1 災害復興に関すること。 ※情報班縮小後に戦略推進課を軸に編成
		電算班	情報システム課長 業務改革課長	1 庁内システム・インフラの被害状況の把握及び復旧に関すること。 2 広報班の応援に関すること。
		広報班	情報発信課長	1 市民に対する勧告、要請、指示等の伝達に関すること。 2 報道機関に対する情報の提供、協力要請に関すること。 3 広報無線(防災行政無線・固定系)の運用に関すること。 4 災害の記録に関すること。

部名	本 部 員	班 名	担当課長	事 務 分 掌
現 地 対 策 部	[部長] 健康福祉部 長 [副部長] 総合福祉課 長	広域避難地本部班	市民課長 自治振興 課長 国保年金課長	1 広域避難地、避難所の職員配備に関する事 2 避難所の開設及び運営に関する事 3 避難者の受入れ体制の管理、調整、被災者の生活支援の調整に関する事 4 救援物資、資機材の配給及び炊き出しの調整に関する事 5 帰宅困難者等の社会的混乱防止、支援に関する事 6 避難所における災害相談の調整に関する事 7 安否情報の登録・照会・氏名等公表に関する事 8 埋火葬の申請・許可に関する事 9 支部の状況把握に関する事
		西小広域避難地班 南小広域避難地班 裾野高広域避難地班 東小広域避難地班 向田小広域避難地班 深良小広域避難地班 生涯学習センター広域避難地 富岡第一小広域避難地班 富岡第二小広域避難地班 千福が丘小広域避難地班 須山小広域避難地班		1 広域避難地避難者等の安全及び行動統制に関する事 2 地域の被害状況等の把握と情報伝達に関する事 3 避難所(2 次的避難所含む)の開設に関する事 4 避難所の運営(避難所運営組織の指導・助言含む)に関する事 5 避難者(ペット含む)の受入れ体制の管理、調整、被災者の生活支援に関する事 6 救援物資、資機材の請求・配給及び炊き出しに関する事 7 帰宅困難者等の社会的混乱防止、援護に関する事 8 避難所における災害相談に関する事 9 安否情報の登録・照会等に関する事
		医療班	健康推進課長	1 医療救護対策調整所及び救護所の設置・運営に関する事 2 医薬品・衛生資機材の調達に関する事 3 医療機関との連絡調整に関する事 4 要救護者の搬送に関する事 5 収容可能医療機関の把握に関する事 6 感染症患者の隔離収容に関する事 7 管理施設及び医療救護施設の被害状況の把握及び災害応急復旧に関する事 8 避難者の健康管理、避難所の衛生管理の助言・指導に関する事 9 福祉保健会館の非常用発電機、電源に関する事 10 災害救助法に関する事。(医療・助産) ※健康福祉会館・救護所を拠点に活動
		遺体措置対策班		1 遺体の安置及び検案に関する事 2 災害救助法に関する事(埋葬、死体の捜索・処理) ※健康推進課・市民課・生活環境課等で班編成

部名	本 部 員	班 名	担当課長	事 務 分 掌
現 地 対 策 部	[部長] 健康福祉部 長 [副部長] 総合福祉課 長	衛生班	生活環境課長	1 廃棄物処理施設の被害状況の把握及び応急対策に関する こと。 2 一般廃棄物、し尿の収集及び処理(避難所、防災拠点含 む)に関すること。 3 災害廃棄物の受入れ、処理等総合調整に関すること。 4 埋火葬の実施に関すること。 5 ペットに関すること。 6 防疫に関すること。
		福祉班	総合福祉課長 介護保険課長	1 応急の救護を要する者への援護に関すること。 2 避難行動要支援者等の援護対策に関すること。 3 災害見舞金、弔慰金、災害援助金、義援金等の支給、貸付 けに関すること。 4 社会福祉施設の被害状況の把握及び応急対策に関するこ と。 5 社会福祉関係協力機関との連絡調整に関すること。 6 福祉避難所の開設、運営の調整に関すること。 7 社会福祉施設との調整に関すること。 8 ボランティア(団体・個人)に関すること。 9 被災者の生活再建支援に関すること。 10 災害救助法に関すること。(福祉避難所の設置、被服・寝 具その他生活必需品の給与又は貸与)
		児童班	幼稚園・保育 園課長 子育て支援監	1 幼稚園・保育園及び児童福祉施設の被害状況の把握及び 連絡調整に関すること。 2 所管の幼稚園、保育園及び児童関連施設の災害応急復旧 に関すること。 3 園児の保護及び保護者への引渡しに関すること。 4 福祉避難所の開設、運営の調整に関すること。 5 他部署の応援及び職員交代に関すること。
管 理 部	[部長] 総務部長	動員班	人事課長	1 職員の非常招集及び解除に関すること。 2 職員の動員及び配備調整に関すること。 3 職員及び活動協力者の給食・給水等に関すること。 4 職員の安否確認、健康管理に関すること。 5 応援協定団体、支援団体の受入れ、連絡・調整に関するこ と。 6 受援の調整に関すること。

部名	本 部 員	班 名	担当課長	事 務 分 掌
管 理 部	〔部長〕 総務部長	管財班	総務課長 公共施設 経営課長 検査監	1 市庁舎及び所管施設の被害状況の把握及び応急復旧（NTT 回線等施設機能を含む）に関すること。 2 本部全般における資機材の調達、配備に関すること。 3 緊急車両及び燃料の調達に関すること。 4 動員職員用市有車両の配車に関すること。 5 本庁舎の非常用発電機、電源に関すること。
		税務班	税務課長	1 住家の被害認定調査に関すること。 2 罹災証明の発行に関すること。 3 災害による税の減免に関すること。
		財政班	財政課長 出納課長	1 復興財源の確保、震災復興基金等災害対策の予算措置に関すること。 2 災害救助法の適用後に係る事務の総括に関すること。 3 見舞金、義援金の収受、保管に関すること。 4 災害応急対策に伴う経費の収支に関すること。 5 災害経理に関すること。 6 配分委員会に関すること。
		秘書班	秘書課長	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 本部外来者の応接、視察団体の応対に関すること。
		議会班	議会事務局長	1 議会対策及び各種会議の招集に関すること。
復 旧 対 策 部	〔部長〕 建設部長	土木班	建設課長 駅周辺整備 課長	1 道路、橋梁、河川等の被害状況の把握及び通行規制等に関すること。 2 緊急輸送路、避難路及び応急復旧活動に必要な道路の確保に関すること。 3 道路、橋梁、河川、崖崩れ等の応急復旧活動の総括、資機材の確保に関すること。 4 市建設業協会等関係機関との連絡調整に関すること。
	〔副部長〕 水道部長	建築班	都市計画課長 みどり公園 課長	1 被災建築物及び被災宅地等に対する安全対策に関すること。 2 地震被災建築物応急危険度判定実施本部の設置及び運営に関すること。 3 公営住宅の応急修理に関すること。 4 応急仮設住宅に関すること。 5 市建築士会等関係機関との連絡調整に関すること。 6 公園施設の被害状況の把握・応急復旧に関すること。 7 災害救助法に関すること（応急仮設住宅）。

部名	本 部 員	班 名	担当課長	事 務 分 掌
復 旧 対 策 部		農林班	農林振興課長	1 農業関係被害の調査及び取りまとめに関すること。 2 農道、農業用施設、林道、治山及び林業関係の被害調査に関すること。 3 農業・林業関係の激甚災指定の取りまとめに関すること。 4 農業協同組合等農業関係団体との連絡調整に関すること。 5 森林組合との連絡調整に関すること。 6 農家に対する災害金融に関すること。 7 家畜伝染病予防に関すること。
水 道 部	[部長] 水道部長	水道班	上下水道工務課長 上下水道経営課長	1 上水道・下水道施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること。 2 飲料水・生活水の確保、応急給水に関すること。 3 市上水道協会等関係機関との連絡調整に関すること 4 下水道工事業者等関係機関との連絡調整に関すること 5 水質検査に関すること。 6 給水施設の安全確保に関すること。 7 水道庁舎の非常用発電機、電源に関すること。 ※水道庁舎を拠点に活動
物 資 部	[部長] 産業振興部長	物資班	産業観光スポーツ課長	1 災害応急物資機材等物資の調達、確保に関すること 2 避難所等への緊急物資等資材の供給、配送に関すること。 3 応援物資等の受付、管理に関すること。 4 物資(医薬品等除く)の集積場所の管理に関すること。 5 生活必需品等応急物資の確保、斡旋、配分に関すること。 6 生活必需品等の価格安定に関すること。 7 市物資集積所支援企業との連絡・調整に関すること
教 育 対 策 部	[部長] 教育部長	教育対策班	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 鈴木図書館長	1 学校及び教育施設の被害状況の把握及び応急対策に関すること。 2 児童、生徒等の保護及び保護者への引渡しに関すること。 3 私立学校等との連絡調整に関すること。 4 応急教育の実施に関すること。 5 学校管理者との連絡調整に関すること。 6 休校その他学校管理に関すること。 7 被災児童・生徒への教科書、学用品の給与に関すること。 8 他部署の応援及び職員交代に関すること。 9 所轄施設を避難所として使用する場合、避難所の開設・運営支援に関すること。 10 所轄施設を防災拠点として使用する場合、関係機関との連絡、調整及び使用支援に関すること。 ※所轄施設所属長は施設で活動

部名	本 部 員	班 名	担当課長	事 務 分 掌
消 防 部	[部長] 裾野消防署 長	消防班		1 被害状況等情報の収集と伝達に関する事。 2 消火活動、水防活動及び救急救助活動に関する事。 3 地域住民等への避難の勧告又は指示の伝達に関する事。 4 火災予防の広報に関する事。 5 広域応援、緊急消防援助隊の派遣要請、受入れ体制及び連絡に関する事。 6 消防団部との連携体制の確保に関する事。 7 危険物施設管理者への指導等に関する事。
消 防 団 部	[部長] 裾野市 消防団長	消防団		1 被害状況等情報の収集と伝達に関する事。 2 消火活動、水防活動及び救助活動に関する事。 3 地域住民等への避難勧告又は指示の伝達に関する事。 4 火災予防の広報に関する事。 5 富士山南東消防本部(裾野消防署、分遣所、分署)との連携体制の確保に関する事。
支 部	[支部長] 深良支所長	深良支 部		1 管理施設の被害状況の把握及び復旧等に関する事。 2 深良小広域避難地班の支援に関する事。 3 支部地域の被害情報の把握・報告及び地域住民等への避難の勧告又は指示の伝達に関する事。 4 深良地区コミュニティセンターを避難所として使用する場 合、避難所の開設・運営支援に関する事。
	[支部長] 富岡支所長	富岡支 部		1 管理施設の被害状況の把握及び復旧等に関する事。 2 富一小広域避難地班の支援に関する事。 3 支部地域の被害情報の把握・報告及び地域住民等への避難の勧告又は指示の伝達に関する事。 4 富岡地区コミュニティセンターを避難所として使用する場 合、避難所の開設・運営支援に関する事。
	[支部長] 須山支所長	須山支 部		1 管理施設の被害状況の把握及び復旧等に関する事。 2 須山小広域避難地班の支援に関する事。 3 支部地域の被害情報の把握・報告及び地域住民等への避難の勧告又は指示の伝達に関する事。 4 須山地区コミュニティセンターを避難所として使用する場 合、避難所の開設・運営支援に関する事。

※班長職、職員の具体的な配備については、「令和 5 年度 裾野市災害対策本部配備体制」による。

標 識

1 区 分

職 名	標 識	
本部長	赤帯 4線	
副本部長	赤帯 3線	
部 長 副部長	赤帯 2線	
班 長 副班長	赤帯 1線	
その他の 本部員	線 無 し	

2 補足表示

(1)班長以上

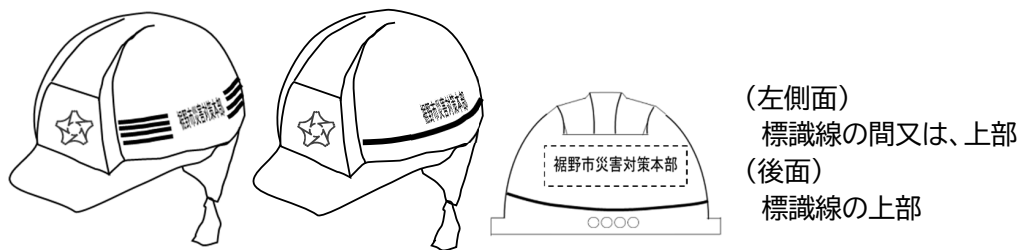
「裾野市災害対策本部」及び「職名」を文字標記

(2)その他の本部員

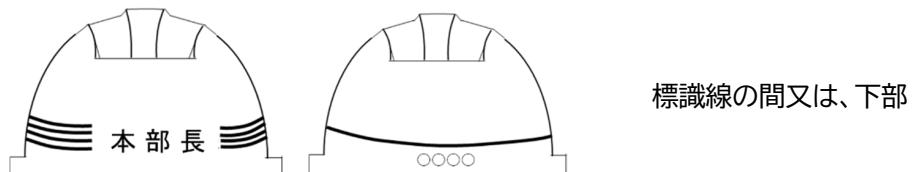
「裾野市災害対策本部」及び「氏名」を文字標記

3 表示要領

(1)「裾野市災害対策本部」の表記(左側面又は後面)



(2)「職名」「氏名」の表記(後面)



令和5年4月1日

- ※ 細部は各年度の職員配備による
- ※ 水防配備体制は裾野市水防計画による

裾野市地震災害警戒本部条例

昭和54年12月22日
条 例 第 3 3 号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、裾野市地震対策警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指導監督する。

2 警戒本部に地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置く。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2)市の教育長

(3)市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4)富士山南東消防組合の職員のうちから市長が委嘱する者

(5)市の消防団長

(6)市の区域において、業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関または同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員または職員のうちから市長が任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員および本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 6 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

裾野市地震災害警戒本部運営要領

昭和 58 年 2 月 1 日
地震災害警戒本部訓令第1号

第 1 章 総則

- 第 1 条 この要領は、裾野市地震災害警戒本部条例(昭和 54 年裾野市条例第 33 号。以下「条例」という。)
第 4 条の規定に基づき、裾野市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 警戒本部

(組織及び所掌事務)

- 第 2 条 条例第 3 条第 1 項の規定により、警戒本部に部及び班を置く。

- 2 各部及び班の分掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

(副本部長)

- 第 3 条 条例第 2 条第 2 項に規定する地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長、教育長及び理事をもって充て、地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)に事故があるときは、副市長、教育長及び理事の順位により、その職務を代理する。

(本部員及び本部職員)

- 第 4 条 条例第 2 条第 5 項に規定する地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)は、別表第 2 に掲げる職にあるものをもって充てる。

- 2 条例第 2 条第 7 項に規定する本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、第 2 条第 1 項に規定するそれぞれの部に、別に本部長が定めるところにより配備される行政職の職員をもって充てる。

(部長及び副部長及び班長)

- 第 5 条 条例第 2 条第 1 項に規定する部の部長及び副部長は別表第 1 に定め、班の班長は同表の担当課長の中から本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 部長は、部の事務を掌握し、配備職員を指揮監督する。

- 3 副部長は、部長の職務を補佐するとともに、配備職員を指揮監督する。

- 4 班長は、所掌事務について部長及び副部長を補佐するとともに、配備職員を指揮監督し、その事務処理に当たる。

(本部の開設及び廃止)

- 第 6 条 本部長は、大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号。以下「法」という。)第 9 条第 1 項の警戒宣言が発せられたときは、速やかに警戒本部を設置する。

- 2 警戒本部を裾野市庁舎内に置く。

- 3 本部に「裾野市地震災害警戒本部」の標示をする。

- 4 本部には、本部員のほか、本部職員のうちからあらかじめ本部長が指名する者を配置する。

- 5 本部長は、警戒宣言が解除され、地震防災応急対策の事務処理がおおむね完了したときは、警戒本部を廃止する。

- 6 本部長は、警戒本部を開設し、又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関に通知する。

(本部会議)

- 第 7 条 本部長は、地震防災応急対策について協議するため、必要に応じ本部会議を招集する。

- 2 本部員は、それぞれの所掌事務に関する地震防災応急対策の実施状況について、本部会議に報告しなければならない。

第 3 章 支部

(組織及び所掌事務)

第 8 条 警戒本部の下部組織として支部を置き、分掌事務は、別表第 3 のとおりとする。

2 支部に支部長を置き、裾野市行政組織規則(昭和 50 年裾野市規則第 3 号)第 3 条第 2 項に規定する各支所の支所長の職にあるものをもって充てる。

3 支部の運営等について必要な事項は、支部長が別に定める。

第 4 章 服務等

(勤務時間外等における職員の措置)

第 9 条 本部員及び本部職員は、勤務時間の内外を問わず警戒宣言が発せられたときは、直ちに本部に登庁する。

2 支部職員は、警戒宣言が発せられたときは、直ちに支部に集合する。

(職員の心構え)

第 10 条 職員は、地震防災応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。

2 職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、又は住民の誤解を招き、警戒本部又は支部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。

3 本部職員、支部職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部の協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

第 5 章 雑則

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、昭和 58 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年地震災害警戒本部訓令第 1 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(昭和 63 年地震災害警戒本部訓令第 1 号)

この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年地震災害警戒本部訓令第 1 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成 6 年地震災害警戒本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年地震災害警戒本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年地震災害警戒本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年地震災害警戒本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年地震災害警戒本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年地震災害警戒本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年地震災害警戒本部訓令第 2 号)

この裾野市地震災害警戒本部訓令は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年地震災害警戒本部訓令第 1 号)

この裾野市地震災害警戒本部訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年地震災害警戒本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年地震災害警戒本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年地震災害警戒本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年地震災害警戒本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年地震災害警戒本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年地震災害警戒本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年地震災害警戒本部訓令第 1 号)
この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 25 年地震災害警戒本部訓令第 1 号)
この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 26 年地震災害警戒本部訓令第 1 号)
この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平成 27 年地震災害警戒本部訓令第 1 号)
この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(令和 2 年地震災害警戒本部訓令第 1 号)
この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(令和5年地震災害警戒本部訓令第 1 号)
この訓令は、令和5年 3 月 31 日から施行する。

別表第1(第2条、第5条関係)

裾野市地震災害警戒本部各部事務分掌

部名	本部員	班名	担当課長	事務分掌
統 制 部	[部長] 危機管理監 (環境市民部長)	統制班	危機管理課長	1 本部長の命を受け、各部を統制すること。 2 災害対策本部の設置及び運営に関すること。 3 災害応急対策の総括及び調整に関すること。 4 本部長の命令、指示の伝達に関すること。 5 国、県及び他の防災関係機関との連絡及び調整に関すること。 6 災害時応援協定締結都市との連絡及び調整に関すること。 7 自衛隊の派遣要請要求、受入れ体制、連絡に関すること。 8 緊急輸送活動の総合調整に関すること。 9 本部会議の開催に関すること。 10 消防団員の動員と消防部の連携体制の確保に関すること。
			危機管理調整監	1 危機管理監の補佐に関すること。
情 報 部	[部長] 市長戦略部長 [副部長] デジタル部長	情報班	戦略推進課長 渉外課長 監査委員事務局長	1 防災情報の収集、記録、整理及び各部等への伝達に関すること。 2 公共交通、道路、生活関連情報等の収集(インターネット、ラジオ、テレビ) 3 市デジタル移動系行政無線の運用に関すること。 4 応援協定団体、支援団体の受入れ準備に関すること。 5 市民等の地震応急対策、避難状況の取りまとめに関すること。
		電算班	情報システム課長 業務改革課長	1 庁内システム・インフラの地震防災応急対策の実施に関すること。 2 広報班の応援に関すること。
		広報班	情報発信課長	1 市民に対する地震防災上に必要な情報の伝達広報に関すること。 2 市民に対する勧告、要請、指示等の伝達に関すること。 3 報道機関に対する情報の提供、協力要請に関すること。 4 広報無線(固定系防災行政無線)の運用に関すること。 5 災害警戒の記録に関すること。(写真、録画、録音等)

部名	本部員	班名	担当課長	事務分掌
現地対策部	[部長] 健康福祉部長 [副部長] 総合福祉課長	広域避難地班本部	市民課長 国保年金課長	1 広域避難地の開設準備に関すること。 2 避難所の開設準備に関すること。 3 避難者の受入れ態勢措置、避難状況の把握に関すること。 4 緊急物資、飲料水の供給配分に関すること。 5 帰宅困難者等の社会的混乱防止、援護に関すること。
		広域避難地班	広域避難地班長	1 広域避難地の開設準備に関すること。 2 避難所の開設準備に関すること。 3 物資・資機材の点検に関すること。
		医療班	健康推進課長	1 救護班の編成、医療救護対策調整所及び救護所の設置準備に関すること。 2 緊急医療体制、救護病院等の活動準備要請に関すること。 3 医療用資機材、薬品等の準備要請に関すること。 4 防疫実施計画の実施準備に関すること。 5 防疫用医薬品の調達計画の実施準備に関すること。 6 要救護者の搬送準備に関すること。 7 医療救護施設の地震防災応急対策の実施に関すること。
		衛生班	生活環境課長	1 し尿処理計画の実施準備に関すること。 2 廃棄物の処理計画及び処理施設、処分地の確保に関すること。
		福祉班	介護保険課長 子育て支援監	1 福祉施設の地震防災応急対策の実施に関すること。 2 応急の救護を要する者への援護に関すること。 3 災害時要援護者に関すること。 4 災害ボランティアの受け入れ準備に関すること。 5 ボランティア活動資機材等の確保に関すること。 6 応急仮設住宅への入居者及び住宅の応急修理対象者の選考に関すること。
		児童班	幼稚園・保育園課長 子育て支援課長	1 所管の幼稚園・保育園及び児童福祉施設の地震防災応急対策の実施状況の把握と促進に関すること。 2 幼稚園児、保育園児等の避難及び保護者への引渡しに関すること。 3 私立児童福祉施設等との連絡調整に関すること。

部名	本部員	班名	担当課長	事務分掌
管理部	[部長] 総務部長	動員班	人事課長	1 職員の非常招集及び解除に関する事。 2 職員の動員及び配備調整に関する事。 3 職員及び警戒活動協力者への給食に関する事。
		管財班	総務課長 公共施設経営課長 検査監	1 市庁舎及び所管施設の地震防災応急対策の実施状況の把握と実施促進に関する事。 2 市庁舎及び所管施設の地震防災応急対策の実施に関する事。 3 緊急車両の手配、車両の燃料確保に関する事。 4 動員職員用市有車両の配車及び燃料確保に関する事。
		税務班	税務課長	1 住家の被害認定調査の準備に関する事。 2 他班の応援に関する事。
		財政班	財政課長 出納課長	1 他班の応援に関する事。
		秘書班	秘書課長	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 本部外来者の応接、視察団体の応対に関する事。
		議会班	議会事務局長	1 議会对策及び各種会議の招集準備に関する事。
復旧対策部	[部長] 建設部長	土木班	建設課長 駅周辺整備課長	1 工事中の道路、河川等の仮設応急措置及び保安措置の指示に関する事。 2 緊急輸送路及び幹線避難路における障害物等の除去の指示。 3 緊急輸送路及び幹線避難路における交通規制に関する事。 4 復旧作業隊の編成準備及び復旧資機材の把握に関する事。 5 樋門の点検及び操作体制の確認に関する事。 6 崩壊危険区域の交通規制、立入制限等の措置に関する事。
		建築班	都市計画課長 みどりと公園課長	1 避難所等公共建物、被災建築物の応急危険度判定の準備に関する事。 2 公営住宅の地震防災応急対策の実施状況の把握と促進に関する事。 3 応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する事。

部名	本部員	班名	担当課長	事務分掌
		農林班	農林振興課長	1 農道、農業用施設、林道、治山及び林業関係の被害調査の準備に関する事。 2 農業協同組合等農業関係団体との連絡調整に関する事。 3 森林組合との連絡調整に関する事。
水道部	[部長] 水道部長	水道班	上下水道工務課長 上下水道経営課長	1 応急給水活動の準備に関する事。 2 水道の地震防災応急対策の実施に関する事。 3 工事業者等への応急復旧の協力要請及び資機材の把握に関する事。 4 上下水道管・施設の被害調査に関する事。 5 上下水道管・施設の応急対策及び復旧に関する事。
物資部	[部長] 産業振興部長	物資班	産業観光スポーツ課長	1 生活必需品等応急物資の確保、斡旋、配分に関する事。 2 生活必需品等の価格安定に関する事。 3 協定業者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請。 4 救援物資備蓄状況の把握、運用の準備に関する事。 5 緊急物資の集積場所確保に関する事。
教育対策部	[部長] 教育部長	教育対策班	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 鈴木図書館長	1 学校等教育施設の地震防災応急対策の実施状況の把握と促進に関する事。 2 児童、生徒等の避難及び保護者への引渡しに関する事。 3 私立学校等との連絡調整に関する事。
消防部	[部長] 裾野消防署長	消防班		1 情報の収集と伝達に関する事。 2 消火活動、救助活動の出動体制の確立に関する事。 3 地域住民への避難の勧告又は指示の伝達に関する事。 4 出火防止のための広報に関する事。 5 消防団との連携体制の確保に関する事。 6 事業所の地震防災応急対策の実施状況の把握と促進に関する事。

別表第 2(第 4 条関係)

裾野市地震災害警戒本部員一覧表

区 分	職 名
本部長	市長
副本部長	副市長
//	教育長
危機管理監	環境市民部長
本部員	市長戦略部長
//	総務部長
//	健康福祉部長(福祉事務所長)
//	産業振興部長
//	デジタル部長
//	建設部長
//	水道部長
//	教育部長
//	危機管理調整監
//	富士山南東消防本部裾野消防署長
//	消防団長
//	裾野警察署員

別表第 3(第 8 条関係)

裾野市地震災害警戒本部支部事務分掌

支部名	支部長	事務分掌
深良支部	深良支所長	1 支部範囲の情報収集・伝達 2 支部範囲行動職員の把握 3 本部からの特命に関すること。
富岡支部	富岡支所長	
須山支部	須山支所長	

市町村長以外の指示権者、根拠規定

実施責任者	区 分	災 害 の 種 類	根 拠 法 令
市 長	勸 告 ・ 指 示	災 害 全 般	災害対策基本法第60条
警 察 官	指 示	//	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海 上 保 安 官	//	//	災害対策基本法第61条
知事またはその命 をうけた吏員	//	洪 水 ・ 高 潮 地 す べ り	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水 防 管 理 者	//	洪 水 ・ 高 潮	水防法第29条
自 衛 官	//	災 害 全 般	自衛隊法第94条

自主防災組織一覧

西地区

石脇区	佐野上宿区	佐野本宿区	佐野若狭区	佐野二区
大畑区	上町区	緑町区	元町区	桃園区
富沢区	南町区	二ツ屋一区	二ツ屋二区	堰原区
伊豆島田区	水窪区			

東地区

久根区	公文名一区	公文名二区	公文名三区	公文名四区
公文名五区	稲荷アルミ区	中丸上区	中丸中区	中丸下区
天理町区	滝頭区	本茶区	道上区	峰下市の瀬区
鈴原区	茶畑団地区	青葉台区	和泉区	富士見台区
麦塚区	新道区	東町区	本通り区	日の出元町区
本村上中区	本村下区			

深良地区

町震一区	町震二区	舞台団地区	南堀区	和市区
遠道原区	切久保区	上原区	上原団地区	原区
上須区	深良新田区	岩波区		

富岡地区

千福区	御宿平山区	御宿上谷区	御宿新田区	御宿坂上区
御宿入谷区	上城区	中村区	下条区	中里区
田場沢区	森脇団地区	上ヶ田区	金沢区	今里区
今里上区	下和田区	呼子区	矢崎区	トヨタ区
御宿台区	千福が丘区	千福南区		

須山地区

須山一区	須山二区	須山三区	須山四区	須山六区
十里木地区				

2 災害の危険度

裾野市域における主な災害

裾野市域における主な災害		
災害発生日	種 別	概 要
昭和54.10.19	台風	台風20号による裾野市の被害は、床上浸水6棟、床下浸水13棟、非住家の被害4棟、田(流失・埋没)0.19ha、田(冠水)0.0ha、畑(流失・埋没)3.66ha、畑(冠水)0.07ha、道路被害7件、河川被害47件、水道被害1件
昭和56.2.27	異常低温	異常低温による裾野市の凍被害は、水道管破裂600余。
昭和57.11.30	大雨・強風	二つ玉低気圧による裾野市の被害は、床上浸水6棟、床下浸水52棟
昭和58.8.15～18	台風	台風5号及び6号による裾野市の被害は、道路被害3件、河川被害18件
昭和60.6.30～7.1	台風	台風6号による裾野市の被害は、道路被害1件、河川被害1件
平成2.9.13～16	豪雨	秋雨前線豪雨による裾野市の被害は、軽症者1人、一部破損1棟、床上浸水33棟、床下浸水275棟。土砂崩れによる水道管破損1件→自衛隊派遣要請し給水車5t飲料水確保。
平成8.9.22	台風	台風17号による裾野市の被害は、重傷者2人、一部破損1棟
平成9.6.20	台風	台風7号による裾野市の被害は、床下浸水1棟
平成9.11.29～30	豪雨	豪雨による裾野市の被害は、床下浸水1棟
平成10.8.27～9.1	豪雨	豪雨による裾野市の被害は、軽症者1人、全壊1棟、床下浸水3棟
平成11.11.1	豪雨	豪雨による裾野市の被害は、床下浸水4棟
平成12.7.2	豪雨	豪雨による裾野市の被害は、床上浸水1棟、床下浸水2棟
平成12.11.2	豪雨	豪雨による裾野市の被害は、床下浸水3棟
平成15.7.3～4	豪雨	豪雨による裾野市の被害は、床下浸水3棟
平成16.8.17～18	台風	台風15号による裾野市の被害は、床下浸水3棟
平成16.12.4～5	豪雨・暴風	豪雨・暴風による裾野市の被害は、一部損壊3棟
平成19.7.4	豪雨	豪雨による裾野市の被害は、床下浸水6棟、
平成19.9.5～7	台風	台風9号による裾野市の被害は、全壊1棟、半壊1棟、一部損壊3棟、床上浸水5棟、床下浸水25棟
平成21.8.11	地震	地震による裾野市の被害は、重傷者1人、軽症者1人
平成23.3.15	地震	県東部地震による裾野市の被害は、一部損壊86棟
平成23.6.11	大雨	大雨による裾野市の被害は、床下浸水4棟
平成23.9.19	台風	台風15号による裾野市の被害は、軽症者2人
平成26.2.14	大雪	南岸低気圧による大雪による裾野市の被害は、重症1人、軽症1
平成30.9.30	台風	台風24号による裾野市の被害は、看板落下1件、ガラス窓損壊4件、屋根飛散3件、シャッター破損数件、カーブミラー折損1件、フェンス損壊1件、竹の飛散1件、ブロック塀倒壊1件発生。停電1,160軒
令和元.8.28	大雨	大雨による裾野市の被害は、土砂流出1件、床下浸水14件
令和元.9.8	台風	台風15号による裾野市の被害は、倒木2箇所、家屋付属物の落下1件、目隠し板破損1件、道路没落1件、側溝詰まり1件
令和元.10.12	台風	台風19号による裾野市の被害は、崖崩れ1箇所、道路崩壊4箇所、床下浸水16件、一部損壊1件
令和2.6.30	大雨	大雨による裾野市の被害は、崖崩れ1件
令和2.7.26	大雨	大雨による裾野市の被害は、床下浸水3件
令和3.7.2～4	大雨	大雨による裾野市の被害は、床下浸水5件、公共施設1ヶ所、農地被害4ヶ所、道路被害89ヶ所、河川被害32ヶ所、林道被害21ヶ所、土砂崩れ7ヶ所、農業用水路被害25ヶ所、その他被害9ヶ所
※ 平成23年以前は「静岡県の災害年報」より抽出		
※ 平成26年以降は「市の災害記録」より抽出		

河 川 ― 覧

区分	水系	河 川 名	起 点	終 点	延長(m) (市内)
一 級	狩 野 川	黄 瀬 川	左岸 御殿場市茱萸沢字丸田 1207-2 地先	狩野川への合流点	29,950 (8,600)
		佐 野 川	須山字大沢入ノ沢堂ケ尾五本池沢入 2311-1 地先の砂防堰堤	黄瀬川への合流点	14,250
		裾野久保川	左岸 葛山字カヤノ木久保 278-1 地先 右岸 葛山字根木畑 226-1 地先	佐野川への合流点	1,700
		金 沢 川	今里字木の根坂 1580 地先の貯砂堰堤	佐野川への合流点	3,000
		用 沢 川	左岸 須山字内野の内用沢 1932 地先 右岸 須山字大坂 1944-1 地先	佐野川への合流点	4,500
		又 沢 川	左岸 須山字大野 3081 地先 右岸 須山字大野 3082 地先	用沢川への合流点	1,300
		下 和 田 川	下和田字内平 725 地先の市道橋	佐野川への合流点	2,600
		深 良 川	深良字穴口下 4222-1 地先の隧道下流端	黄瀬川への合流点	7,800
		久 保 川	御殿場市永塚字大沢 481 地先の無名橋下流端	黄瀬川への合流点	11,500 (5,750)
		大 場 川	滝沢の合流点	狩野川への合流点	17,650 (5,750)
		梅ノ木沢川	富沢字平林 570-1 地先の東名高速道路橋	黄瀬川への合流点	2,000 (750)
		泉 川	深良字恋池向 3680-1 地先の市道橋	大場川への合流点	4,500
		入 田 川	左岸 茶畑字大入 1365-4 地先 右岸 茶畑字鎧沢 2020-2 地先	泉川への合流点	1,500
	準 用	大 柄 沢 川	左岸 深良字遠道原上 588 地先 右岸 深良字寺田 545-1 地先	黄瀬川への合流点	2,600
		小 柄 沢 川	左岸 深良字震橋 124-2 地先 右岸 深良字震橋 120-1 地先	黄瀬川への合流点	3,800
		久 保 川	左岸 上ヶ田字待合田 16-1 地先 右岸 御宿字坂口 863 地先	佐野川への合流点	2,800
		中 川	左岸 伊豆島田字堰所 650-1 地先 右岸 水窪字道場山 229-1 地先	大場川への合流点	1,500
		三 間 堀 川	左岸 深良字震橋 119 地先 右岸 深良字震橋 124-2 地先	中川への合流点	4,100
		泉 川	左岸 深良字香柿畑 3758-13 地先 右岸 深良字道城平 3708-9 地先	泉川の起点	1,130
		小 沢 川	深良字道城平 3646-1 地先	深良字道城平 3708-9 地先	90

土砂災害危険箇所一覧

● 土石流

No.	箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域名	大字	備考
1	220-I-001	深良川	深良川	深良	
2	220-I-002	深良川右支川1	深良川右支川	深良	
3	220-I-003	深良川右支川2	深良川右支川A	深良	
4	220-I-004	深良川左支川	深良川左支川	深良	
5	220-I-005	深良川右支川3	深良川右支川B	深良	
6	220-I-006	深良川右支川4	深良川右支川C	深良	
7	220-I-007	原沢1	原入沢	深良	
8	220-I-008	原沢2	原沢	深良	
9	220-I-009	谷戸沢	深良谷戸沢	深良	
10	220-I-010	沢入沢	沢入沢	深良	
11	220-I-012	大場川右支川1	大場川右支川A	茶畑	
12	220-I-013	大場川右支川3	大場川右支川C	茶畑	
13	220-I-014-1	滝ノ沢	滝ノ沢A	須山	
14	220-I-014-2	滝ノ沢	滝ノ沢B	須山	箇所分割
15	220-I-015	下和田沢1	下和田沢A	下和田	
16	220-I-016	下和田沢2	下和田沢B	下和田	
17	220-I-018	今里沢1	今里沢A	今里	
18	220-I-019	田場沢川	田場沢川	葛山	
19	220-I-020	葛山沢	葛山沢	葛山	
20	220-I-021	桃園沢	桃園沢	桃園	
21	220-I-022	大畑沢左支川	大畑沢左支川	大畑	
22	220-I-023	大畑沢右支川	大畑沢右支川	大畑	
23	220-II-001	泉川右支川	泉川右支川	深良	
24	220-II-002	泉川左支川3	泉川左支川C	久根	
25	220-II-003	大場川右支川2	大場川右支川B	茶畑	
26	220-II-004	大場川右支川4	大場川右支川D	茶畑	
27	220-II-005	大場川右支川5	大場川右支川E	茶畑	
28	220-II-006	大場川右支川6	大場川右支川F	茶畑	
29	220-II-007	峰下沢	峰下沢	峰下	
30	220-II-008-1	とん沢	谷戸沢A	日向	
31	220-II-008-2	とん沢	谷戸沢B	日向	箇所分割
32	220-II-009	今里沢2	今里沢B	今里	
33	220-II-010	観音洞沢	観音洞沢	葛山	
34	220-II-011	上城沢1	上城沢A	葛山	
35	220-II-012	上城沢2	上城沢B	葛山	
36	220-II-014	谷津川左支川	谷津川左支川	千福	
37	220-II-015	富沢	富沢	富沢	
38	220-II-016	谷津川	谷津川	千福	
39	220-III-001	泉川左支川1	泉川左支川A	深良	
40	220-III-002	泉川左支川2	泉川左支川B	久根	
41	220-III-003	入田川	入田川	茶畑	

42	220-Ⅲ-003-2	入田川-2	入田川A	茶畑	箇所分割
43	220-Ⅲ-003-3	入田川-3	入田川B	茶畑	箇所分割
44	220-Ⅲ-005	細野沢	細野沢	千福	
45	220-S-001	泉川左支川A	泉川左支川D	公文名	
46	220-S-003	今里沢A		今里	
47	220-S-003	上城沢A	西ノ窪沢	葛山	
48	220-S-004	下和田沢A	下和田沢C	下和田	
49	220-S-005	下和田沢B	下和田沢D	下和田	
50	220-S-006	下和田沢C	下和田沢E	下和田	
51	220-S-007	今里沢B	今里沢C	今里	
52	220-S-008	今里沢C	今里沢D	今里	
53	220-S-009	観音洞沢A	田場沢	葛山	43

※区分 I：被害想定区域内で人家が5戸以上等ある箇所
 II：被害想定区域内で人家が1～4戸ある箇所
 III：被害想定区域内で人家がないが住宅立地等が見込まれる箇所
 （I、II、IIIは平成29年度までの区分。Sは人家戸数の区分無しの箇所）
 （危険箇所と警戒区域の範囲・名称は必ずしも一致しない）

● 急傾斜地の崩壊

No.	箇所番号	危険箇所名	土砂災害 警戒区域名	大字	小字
1	103-I-0049	鎧沢	鎧沢	茶畑	鎧沢
2	103-I-0050	入洞	入ノ洞	桃園	入洞
3	103-I-0691	下谷戸	下谷戸	深良	下谷戸
4	103-I-0692	沢入日蔭	沢入日蔭	深良	沢入日蔭
5	103-I-0693	鹿島山	鹿島山	公文名	鹿島山
6	103-I-0694	中坪	中坪	公文名	中坪
7	103-I-0695	公文名山下	公文名山下	公文名	山下
8	103-I-0696	日影林	日影林	茶畑	日影林
9	103-I-0697	峯坂No.2	峯坂A	茶畑	峯坂
10	103-I-0698	峯坂	峯坂	茶畑	峯坂
11	103-I-0699	峰下	峰下	茶畑	峰下
12	103-I-0700	屯屋敷	屯屋敷	茶畑	屯屋敷
13	103-I-0701	道場山	道場山	茶畑	道場山
14	103-I-0702	内畑	内畑	富沢	内畑
15	103-I-0703	桃園山下	桃園山下	桃園	山下
16	103-I-0704	大畑	古城跡	大畑	古城跡
17	103-I-0706	葛山中田	葛山中田	葛山	中田
18	103-I-0707	葛山中田No.3	上円田	葛山	中田
19	103-I-0708	田久保	山ノ神戸	金沢	田久保
20	103-I-0709	横山下	横山下	金沢	横山下
21	103-I-0710	大久保	大久保	金沢	大久保
22	103-I-0711	トノカイト	トノカイト	下和田	トノカイト
23	103-I-0712	中条	中条	下和田	中条
24	103-I-0713	オトウ坂	桑原	下和田	オトウ坂
25	103-I-0714	新井	新井	須山	新井
26	103-I-3368	原	原A	深良	原
27	103-II-0497	桃園	櫛坂	桃園	桃園
28	103-II-0498	原No.2	原B	深良	原
29	103-II-0499	大畑	沢入	大畑	大畑
30	103-II-0500	谷津	谷津	千福	谷津
31	103-II-0502	茶畑	茶畑A	茶畑	茶畑
32	103-II-0503	市ノ瀬	市ノ瀬A	茶畑	市ノ瀬

33	103-II-0504	市ノ瀬 No.2	市ノ瀬B	茶畑	市ノ瀬
34	103-III-0121	茶畑 No.4	茶畑B	茶畑	茶畑
35	103-S-3001	須山C	鑓子山	須山	藤原
36	103-S-3002	下和田B	トノカイトB	下和田	寺山
37	103-S-3003	呼子A 呼子B	呼子三丁目	呼子三丁目	
38	103-S-3004	呼子C	呼子二丁目	呼子二丁目	
39	103-S-3005	葛山B	葛山北	葛山	子ノ神
40	103-S-3006	千福A	千福A	千福	下細野
41	103-S-3007	茶畑E	峯坂B	茶畑	峯坂
42	103-S-3008	富沢A	富沢A	富沢	瀬戸山
43	103-S-3009	富沢G	滝ノ洞	富沢	下耕地
44	103-S-3010	茶畑C 茶畑D	茶畑鈴原	茶畑	逢洞
45	103-S-3011	須山B	須山A	須山	向山
46	103-S-3012	須山A	須山B	須山	田向
47	103-S-3013	下和田A	トノカイトC	下和田	トノカイト
48	103-S-3014	今里B	今里A	今里	入方
49	103-S-3015	今里C	今里B	今里	新田畑
50	103-S-3016	深良A	深良A	深良	桃木畑
51	103-S-3017	深良B	深良B	深良	祖父離比良
52	103-S-3018	深良C	上須	深良	小林山
53	103-S-3019	岩波A	岩波	岩波	東海戸
54	103-S-3020	葛山D		葛山	
55	103-S-3021	千福C	千福が丘一丁目	千福が丘一丁目	
56	103-S-3022	千福D	千福B	千福	長沢
57	103-S-3023	大畑A	古城跡B	大畑	上ノ田
58	103-S-3024	桃園A	樺坂B	桃園	入ノ洞
59	103-S-3025	茶畑F	市之瀬	茶畑	市之瀬
60	103-S-3026	富沢B	深田A	富沢	深田添
61	103-S-3027	富沢D	深田B	富沢	深田

※区分 I:被害想定区域内で人家が5戸以上等ある箇所
 II:被害想定区域内で人家が1～4戸ある箇所
 III:被害想定区域内で人家がないが住宅立地等が見込まれる箇所
 (I、II、IIIは平成29年度までの区分。Sは人家戸数の区分無しの箇所)
 (危険箇所と警戒区域の範囲・名称は必ずしも一致しない)

土砂災害（特別）警戒区域一覧

● 土石流

No.	指定区域名	警戒区域 (100一)	特別警戒区域 (レッド)	所在地	避難施設・避難経路	ハザードマップ策定	要配慮者利用施設 (※2)	指定年月日
1	深良川	○	○	深良字豊後 他	深良3ミシ	済		H26.3.28
2	深良川右支川	○		深良字豊後 他	深良3ミシ	済		H26.3.28
3	深良川右支川A	○	○	深良字豊後 他	深良3ミシ	済		H26.3.28
4	深良川左支川	○	○	深良字桃木畑 他	深良3ミシ	済		H26.3.28
5	深良川右支川B	○	○	深良字馬坂尻 他	深良3ミシ	済		H26.3.28
6	深良川右支川C	○	○	深良字馬坂尻 他	深良3ミシ	済		H26.3.28
7	原入沢	○	○	深良字猿ヶ谷 他	深良3ミシ	済		H26.3.28
8	原沢	○		深良字猿ヶ谷 他	深良3ミシ	済		H26.3.28
9	沢入沢	○	○	深良字茗ヶ沢 他	深良3ミシ	済		H26.3.28
10	大場川右支川A	○	○	茶畑字市ノ瀬 他	東3ミシ	済		H26.3.28
11	大場川右支川C	○	○	茶畑字中川原 他	東3ミシ	済		H26.3.28
12	泉川右支川	○	○	深良字道城平 他	深良3ミシ	済		H26.3.28
13	泉川左支川C	○	○	久根字洞山 他	東3ミシ	済		H26.3.28
14	大場川右支川B	○	○	茶畑字鴻ノ巣 他	東3ミシ	済	特養 富岳 一ノ瀬 荘	H26.3.28
15	大場川右支川D	○	○	茶畑字鴻ノ巣 他	東3ミシ	済		H26.3.28
16	大場川右支川E	○	○	茶畑字中川原 他	東3ミシ	済		H26.3.28
17	大場川右支川F	○	○	茶畑字姥山 他	東3ミシ	済		H26.3.28
18	峰下沢	○	○	茶畑字姥山 他	東3ミシ	済		H26.3.28
19	泉川左支川A	○		深良字小谷ト 他	深良3ミシ	済		H26.3.28
20	泉川左支川B	○	○	深良字山下 他	深良3ミシ	済		H26.3.28
21	入田川	○	○	茶畑字鎧沢 他	東3ミシ	済		H26.3.28
22	入田川A	○	○	茶畑字菅沢 他	東3ミシ	済		H26.3.28
23	入田川B	○	○	茶畑字日影林 他	東3ミシ	済	清水 館医 院	H26.3.28
24	滝ノ沢A	○	○	須山字滝ノ沢 他	須山3ミシ	済		H26.12.24
25	滝ノ沢B	○	○	須山字滝ノ沢	須山3ミシ	済		H26.12.24
26	下和田沢A	○		下和田字坂上	富岡3ミシ	済		H26.12.24
27	下和田沢B	○	○	下和田字中条 他	富岡3ミシ	済		H26.12.24
28	今里沢A	○	○	今里字入方	富岡3ミシ	済		H26.12.24
29	田場沢川	○	○	葛山字柏木場 他	富岡3ミシ	済		H26.12.24
30	葛山沢	○	○	葛山字伯母子沢	富岡3ミシ	済		H26.12.24
31	桃園沢	○		桃園字櫓沢	西小学校	済		H26.12.24
32	大畑沢左支川	○	○	大畑字小沢入	西小学校	済		H26.12.24
33	大畑沢右支川	○		大畑字沢入	西小学校	済		H26.12.24

34	谷戸沢A	○	○	須山字田向 他	須山ミセ	済		H26.12.24
35	谷戸沢B	○	○	須山字向山	須山ミセ	済		H26.12.24
36	今里沢B	○	○	今里字棚返	富岡ミセ	済		H26.12.24
37	観音洞沢	○	○	葛山字田場沢	富岡ミセ	済		H26.12.24
38	上城沢A	○	○	葛山字柳洞	富岡ミセ	済		H26.12.24
39	上城沢B	○	○	葛山字柳洞	富岡ミセ	済		H26.12.24
40	谷津川左支川	○	○	千福字細窪	富岡ミセ	済		H26.12.24
41	富沢	○	○	富沢字茗荷谷 他	西小学校	済		H26.12.24
42	谷津川	○	○	千福字五本木 他	富岡ミセ	済		H26.12.24
43	細野沢	○		千福字細野沢	富岡ミセ	済		H26.12.24
44	泉川左支川D	○	○	公文名字陳ヶ洞	東ミセ	済		H30.9.28
45	西ノ窪沢	○	○	葛山字西ノ窪 他	富岡ミセ	済		H30.9.28
46	下和田沢C	○		下和田字トノカイト	富岡ミセ	済		H30.9.28
47	下和田沢D	○	○	下和田字トノカイト	富岡ミセ	済		H30.9.28
48	下和田沢E	○	○	下和田字中条	富岡ミセ	済		H30.9.28
49	今里沢C	○	○	今里字大久保	富岡ミセ	済		H30.9.28
50	今里沢D	○	○	今里字入方	富岡ミセ	済		H30.9.28
51	田場沢	○	○	葛山字田場沢	富岡ミセ	済		H30.9.28
52	谷戸沢	○	○	深良字小谷戸山 他	深良ミセ	済		R02.3.13

● 急傾斜地の崩壊

No.	指定区域名	警戒区域 (ⅠⅡ-)	特別警戒区域 (レッド)	所在地	避難施設・ 避難経路	ハザードマップ策定	要配慮者利用施設 (※2)	指定年月日
1	中坪	○	○	公文名字中坪 他	東ミセ	済		H30.9.28
2	峯坂	○		茶畑字峯坂	東ミセ	済		H30.9.28
3	峰下	○		茶畑	東ミセ	済		H19.8.10
4	道場山	○	○	茶畑字道場山	東ミセ	済		H30.9.28
5	桃園山下	○		桃園字山下	西小学校	済		H30.9.28
6	鎧沢	○	○	茶畑字江洞 他	東ミセ	済		H26.3.28
7	下谷戸	○	○	深良字下谷戸 他	深良ミセ	済		H26.3.28
8	沢入日影	○	○	深良字善当 他	深良ミセ	済		H26.3.28
9	鹿島山	○	○	公文名字鹿島山 他	東ミセ	済		H26.3.28
10	公文名山下	○	○	公文名字山下 他	東ミセ	済		H26.3.28
11	日影林	○	○	茶畑字大入 他	東ミセ	済	清水館 医院	H26.3.28
12	峯坂A	○	○	茶畑字峯下 他	東ミセ	済		H26.3.28
13	屯屋敷	○	○	茶畑字屯屋敷 他	東ミセ	済		H26.3.28
14	原A	○	○	深良字原 他	深良ミセ	済		H26.3.28
15	原B	○	○	深良字道城平 他	深良ミセ	済		H26.3.28
16	茶畑A	○	○	茶畑字屯屋敷 他	東ミセ	済		H26.3.28
17	市ノ瀬A	○	○	茶畑字中川原 他	東ミセ	済		H26.3.28
18	市ノ瀬B	○	○	茶畑字中川原 他	東ミセ	済	特養 富岳 一ノ瀬 荘	H26.3.28
19	茶畑B	○	○	茶畑字大入	東ミセ	済		H26.3.28
20	入ノ洞	○	○	桃園字入ノ洞 他	西小学校	済		H26.12.5
21	内畑	○	○	富沢字内畑 他	西小学校	済		H26.12.5
22	古城跡	○	○	大畑字古城跡	西小学校	済		H26.12.5
23	葛山中田	○	○	葛山字中田 他	富岡ミセ	済		H26.12.5
24	上円田	○	○	葛山上円田 他	富岡ミセ	済		H26.12.5
25	山ノ神戸	○	○	上ヶ田字山ノ神戸 他	富岡ミセ	済		H26.12.5
26	横山下	○	○	金沢字横山下	富岡ミセ	済		H26.12.5
27	大久保	○	○	今里字大久保	富岡ミセ	済		H26.12.5
28	トノカイト	○	○	下和田字トノカイト 他	富岡ミセ	済		H26.12.5
29	中条	○	○	下和田字中条 他	富岡ミセ	済		H26.12.5
30	桑原	○	○	下和田字桑原 他	富岡ミセ	済		H26.12.5
31	新井	○	○	須山字新井	須山ミセ	済		H26.12.5
32	樺坂	○	○	桃園字樺坂 他	西小学校	済		H26.12.5
33	沢入	○	○	大畑字沢入	西小学校	済		H26.12.5
34	谷津	○	○	千福字谷津 他	富岡ミセ	済		H26.12.5
35	罐子山	○	○	須山字藤原	須山ミセ	済		H30.9.28

36	トノカイトB	○	○	下和田字寺山 他	富岡ミセ	済		H30.9.28
37	呼子三丁目	○	○	呼子三丁目 他	富岡ミセ	済		H30.9.28
38	呼子二丁目	○	○	呼子二丁目 他	富岡ミセ	済		H30.9.28
39	葛山北	○	○	葛山字子ノ神 他	富岡ミセ	済		H30.9.28
40	千福A	○	○	千福字下細野 他	富岡ミセ	済		H30.9.28
41	峯坂B	○	○	茶畑字峯坂 他	東ミセ	済		H30.9.28
42	富沢A	○	○	富沢字瀬戸山 他	西小学校	済		H30.9.28
43	滝ノ洞	○	○	富沢字下耕地 他	西小学校	済		H30.9.28
44	茶畑鈴原	○	○	茶畑逢洞 他	東ミセ	済	特養茶畑ヒルズ	H30.9.28
45	須山A	○	○	須山字向山 他	須山ミセ	済		H30.9.28
46	須山B	○	○	須山字田向 他	須山ミセ	済		H30.9.28
47	トノカイトC	○	○	下和田字トノカイト	富岡ミセ	済		H30.9.28
48	今里A	○	○	今里字入方 他	富岡ミセ	済		H30.9.28
49	今里B	○	○	今里字新田畑 他	富岡ミセ	済		H30.9.28
50	深良A	○	○	深良字桃木畑	深良ミセ	済		H30.9.28
51	深良B	○	○	深良字祖父離比良 他	深良ミセ	済		H30.9.28
52	上須	○	○	深良字小林山 他	深良ミセ	済		H30.9.28
53	岩波	○	○	岩波字東海戸 他	深良ミセ	済		H30.9.28
54	千福が丘一丁目	○	○	千福が丘一丁目 他	富岡ミセ	済		H30.9.28
55	千福B	○	○	千福字長沢	富岡ミセ	済		H30.9.28
56	古城跡B	○	○	大畑字上ノ田 他	西小学校	済		H30.9.28
57	樺坂B	○	○	桃園字入ノ洞 他	西小学校	済		H30.9.28
58	市之瀬	○	○	茶畑字市之瀬 他	東ミセ	済		H30.9.28
59	深田A	○	○	富沢字深田添 他	西小学校	済		H30.9.28
60	深田B	○	○	富沢字深田 他	西小学校	済		H30.9.28

※「特養」は「特別養護老人ホーム」の略。

○市が開設する避難施設は表中の施設とする。開設は必要に応じて行う。避難施設の正式名称は次のとおりである。

東ミセ・・・東地区コミュニティセンター

深良ミセ・・・深良地区コミュニティセンター

富岡ミセ・・・富岡地区コミュニティセンター

須山ミセ・・・須山地区コミュニティセンター

○各区域ごとの避難経路や避難施設については、各自主防災会により定める。

○土砂災害に関する情報の収集・警報の発令等については、地域防災計画一般対策編第2章第14節「住民の避難誘導体制」において定める。

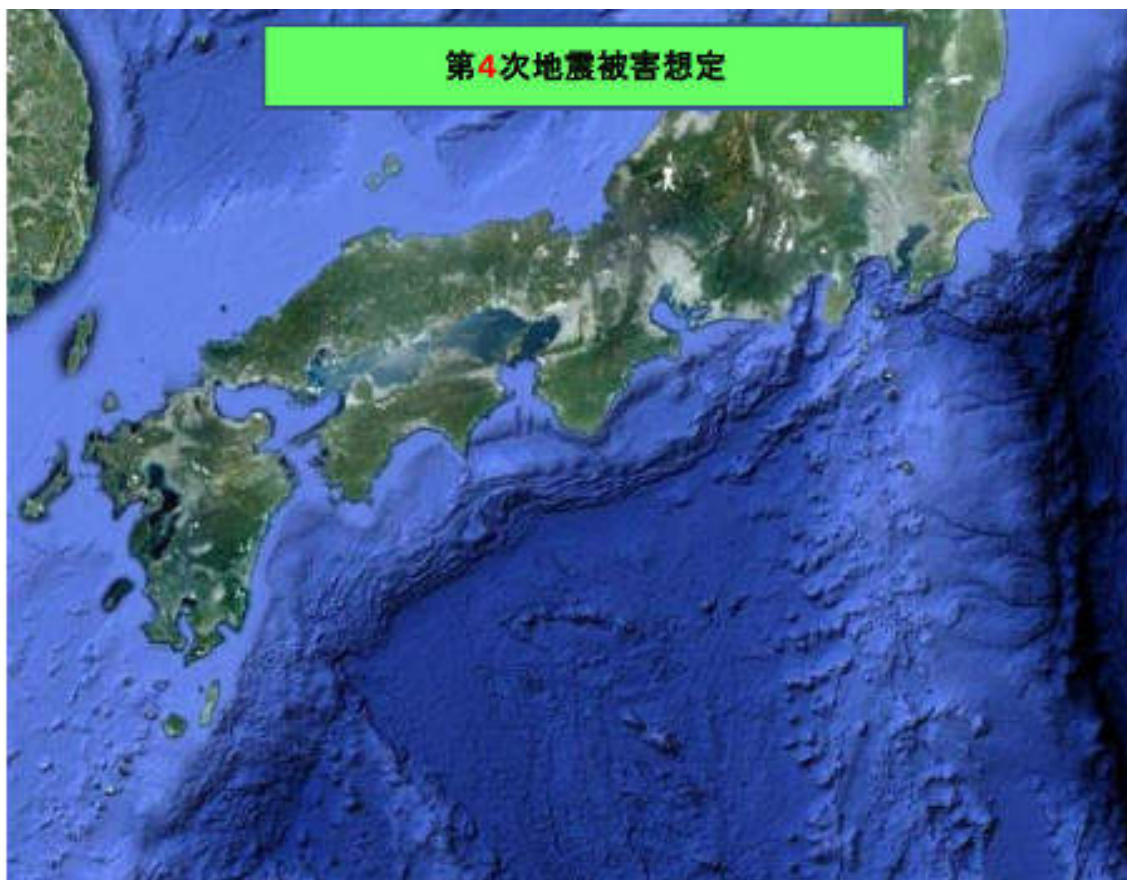
○救助に関する事項については、消防本部が主体となり対応する。消防本部による救出の状況が困難なときは、警察・他消防機関・県及び自衛隊に応援を要請する。

○要配慮者施設への警報の伝達等については、施設に直接電話にて連絡する。

山地災害危険地一覧

No.	大 字	字 等	直接保全対象施設		備 考
			人家戸数	種 類	
1	桃 園	山 下	32	市 道	定輪寺裏
2	桃 園	山 下	33	市 道	
3	葛 山	田 場 沢	13	市 道	
4	下 和 田	上 方	13	市 道	
5	茶 畑	峰 下	12	市 道	
6	久 根	長 尾	20	市 道	
7	深 良	南 堀	27	市 道	天神橋東
8	岩 波	東 海 戸	11	市 道	元町堂住宅裏
9	須 山	十 里 木	6	県 道	
10	千 福	細 野	8	市 道	
11	富 沢	滝 ノ 洞	11	市 道	

裾野市 第4次地震被害想定



初版 平成26年2月21日

修正 平成30年2月 5日

修正 令和 2年2月 4日

修正 令和 3年2月 4日

修正 令和 4年2月 4日

(記述要領)

- 1 表現については、県が作成した想定結果データに基づき客観的に事実を記述している。
- 2 コメントなど評価については、※で標記している。これは、主観で記述しているところがあり現時点(平成26年2月)でのものであり、他の情報、データの更新により変わることを理解していただきたい。

目 次

1 地震被害想定策定の根拠と目的

- (1) 根拠
- (2) 目的

2 第4次地震被害想定使用上の留意事項

3 静岡県第4次地震被害想定

- (1) 第4次地震被害想定 of 経緯等
- (2) 第4次地震被害想定 of 枠組み
- (3) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震分布、津波高等
- (4) 相模トラフ沿いで発生する地震分布、津波高等

4 裾野市 第4次地震被害想定 of 総括要領

5 裾野市 第4次地震被害想定(県1次報告分)

- (1) 裾野市の震度分布
- (2) 裾野市の人的被害
- (3) 裾野市の建物被害

6 裾野市 第4次地震被害想定(県2次報告分)

- (1) 裾野市の上下水道の被害
- (2) 裾野市の電力被害
- (3) 裾野市の通信(固定・携帯)被害
- (4) 裾野市のガス(都市ガス・LPガス)被害
- (5) 裾野市の道路被害
- (6) 裾野市の鉄道被害
- (7) 裾野市で発生する避難者
- (8) 裾野市の医療への支障等
- (9) 裾野市から発生する災害廃棄物

参考資料第1「震度と揺れ等の状況(概要)」 気象庁から引用

参考資料第2「裾野市の震度分付図」 静岡県作成資料から引用

参考資料第3「裾野市の液状化分布図」 静岡県作成資料から引用

1 地震被害想定策定の根拠と目的

(1) 根拠

中央防災会議で作成する防災基本計画には、「国及び地方公共団体は、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする」とある。

(2) 目的

静岡県第4次地震被害想定は、地震・津波による自然の外力や、それらがもたらす被害の様相を、あらかじめ想定し、今後の地震・津波対策の基礎資料として活用する目的で作成している。

裾野市第4次地震被害想定は、裾野市において津波の被害がないことから、今後 の大規模な地震対策の基礎資料として活用する目的である。

2 第4次地震被害想定使用上の留意事項

県の作成報告書によると この第4次地震被害想定を読む場合には、以下の事項を留意する必要があると記述されている。

○第1次報告において示した地震分布や津波高等については、最新の科学的知見に基づき推計したものであるが、不確実性を伴う複雑な自然現象である地震・津波の挙動を正確に予測することは困難である。推計結果はある程度の幅をもつものであり、実際の地震、津波が推計結果を超える可能性があることに留意する必要がある。

○第2次報告において定量的に行った被害想定は、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の被害状況を踏まえて検討したものであるが、個々の項目の想定手法は、必ずしも確立されたものではない。したがって、被害想定各数値は、確定的なものではなく、ある程度の幅を持つもの、傾向を示すものと受け止めていただきたい。

上記の留意事項を肝に銘じてこの第4次地震被害想定を認識する必要がある。

3 静岡県第4次地震被害想定

(1) 地震被害想定経緯等

ア 昭和51年(1976年)に、東海地震説が発表されてから、静岡県では東海地震対策を最重要課題の一つとして位置付け、積極的に地震対策に取り組んできた。そして、社会環境の変化や地震災害に関する科学的な知見の蓄積などに応じて、昭和53年(1978年)、平成5年(1993年)、平成13年(2001年)の3回にわたり、地震被害想定を実施し、地震対策を効果的に進めるための基礎資料として活用してきた。

イ 平成23年3月11日に発生した、我が国地震観測史上最大となるマグニチュード9.0の巨大地震「東北地方太平洋沖地震」が発生し、東日本の太平洋岸の広範な地域に甚大な被害をもたらした。岩手・宮城・福島の前3県の沿岸部を中心に約2万人の尊い命を奪う大災害「東日本大震災」となった。これにより、既往最大クラスの地震を想定対象としてきた地震被害想定の内容に対しても、新たな課題を提起するものとなった。

ウ 静岡県の地震被害想定

◆昭和51年(1976年)東海地震説発表	◇昭和53年(1978年) 第1次地震被害想定
◆地震対策事業の実施、社会環境の変化	◇平成5年(1993年) 第2次地震被害想定
◆平成7年(1995年)阪神・淡路大震災	◇平成13年(2001年) 第3次地震被害想定
◆平成23年(2011年)東日本大震災	
◆平成24年(2012年)～ 国による南海トラフ巨大地震の被害想定	◇平成25年(2013年) 第4次地震被害想定
◆平成25年(2013年)～ 国による相模トラフ沿いの地震の被害想定	◇平成27年(2015年) 相模トラフ沿いで発生 する地震の地震動・津波浸水想定
	◇平成27年(2015年)駿河トラフ・南海トラフ沿いで派 生するレベル1地震の津波の想定
◆平成27年(2015年)南海トラフの巨大地震による長周期地震動想定	◇平成29年(2017年)以降 南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動想定

(2) 第4次地震被害想定枠組み

ア 県が作成した第4次地震被害想定は、これまで地震被害想定の対象としていた東海地震のように発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波を「レベル1の地震・津波」と位置付け、更に東日本大震災から得られた教訓として、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を「レベル2の地震・津波」として、2つのレベルの地震・津波を想定の対象としている。

イ 本想定の特徴

○ 2つのレベルの地震・津波を対象とする被害想定

本想定では、「駿河トラフ・南海トラフ沿い」と「相模トラフ沿い」のそれぞれで発生する2つのレベルの地震・津波を想定対象としている。

○ レベル1の地震において駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震は東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震とし、地震の大きさは、M8.0から8.7程度と想定している。相模トラフ沿いで発生する地震は、大正型関東地震とし地震の大きさはM8.0から8.2としている。

一方、レベル2の地震において駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震は、南海トラフ巨大地震とし、地震の大きさは、M9.0程度と想定している。相模トラフ沿いで発生する地震は、元禄型関東地震とし地震の大きさはM8.2～8.5、最大クラスではM8.7程度としている。

ウ 第4次地震被害想定の対象地震

区 分	内 容				
	発生頻度	被害の程度	駿河・南海トラフ沿い	相模トラフ沿い	備 考
レベル1の 地震・津波	比較的 高い	発生すれば 大きな被害 を及ぼす	◇ 東海地震(単独発生) ◇ 東海・東南海地震 ◇ 東海・東南海・南海地震 ◇ 宝永型地震 ◇ 安政東海型地震 ◇ 5地震組合モデル ◎ マグニチュード8.0～8.7 ※ 今後30年以内の発生確率 → 70～80% ※ 約100～150年に1回の発生 頻度	◇ 海溝型(プレート境界型)の地震 ◇ 大正型関東大震災 ◎ マグニチュード8.0～8.2程度 ※ 今後30年以内の発生確率 → ほぼ0～5%	
レベル2の 地震・津波	極めて 低い	発生すれば 甚大な被害 を及ぼす	◇ 南海トラフの発生による巨大地震 ◎ マグニチュード9程度 ※ 過去数千年間に発生したことを 示す記録なし(定量的評価困難) 発生頻度は、レベル1の地震より 1桁以上低い。	◇ 海溝型(プレート境界型)の巨大 地震 ◇ 元禄型関東地震 ◎ 元禄型関東地震は、マグニチュー ド8.2～8.5程度 ◎ 相模トラフ沿いの最大クラスの 地震マグニチュード8.7程度 ※ 今後30年以内の発生確率 → ほぼ0% ※ 再来周期 2,300年	★ あらゆる可能性 を考慮した最大ク ラスの地震・津波 (千年～数千年に 1回の頻度) → 「想定外」を防止

(3) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震分布、津波高等

ア 地震分布、津波高、浸水面積

○ 地震分布

第3次地震被害想定に比べ、震度6強から7となる地域の範囲が拡大している。

○ 津波高・浸水域(面積)

レベル1における津波の高さは、第3次地震被害想定とほぼ同様の傾向になっており、浸水域は、ほぼ同じである。しかしレベル2の場合の津波の高さはレベル1に比較すると約3倍の高さであり、浸水面積は、約5～6倍に拡大している。

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震の震度分布、津波高、浸水面積

区 分	震度分布	津波高	浸水面積
レベル1の 地震・津波	震度 7 345.7km ² (割合4.5%) 震度6強 2,045.5km ² (割合26.5%) 震度6弱 3,215.8km ² (割合41.7%) 【3次想定】	最大11m	1Cm以上 28.6km ² 2m以上 9.0km ²
	震度 7 131km ² 震度6強 1,459km ²	最大10.4m	1Cm以上 37.9km ² 2m以上 6.2km ²
レベル2の 地震・津波	震度 7 345.7～725.6km ² 震度6強 1,293.3～2,045.5km ² 震度6弱 3,215.8～3,524.6km ²	最大33m	1Cm以上 158.0km ² 2m以上 68.9km ²
		【H24国想定】 最大33m	【H24想定】 1Cm以上 150.5km ² 2m以上 66.5km ²
	※基本ケース、陸側ケース、東側ケース	※津波ケース⑧	※津波ケース①

参考:静岡県の面積,780 km² 静岡県の可住地面積 2,753 km² (引用 静岡県説明資料)

イ 建物被害、人的被害

○ 建物被害

レベル1の建物被害(全壊棟数)は、第3次地震被害想定(大破棟数)と被害区分がことなり単純な比較はできないが、第3次地震被害想定に比して、やや多くなっている。レベル2の場合は、レベル1に比して約4万棟の被害が増加している。

※ 県の見解では、概ね 大破棟数=全壊棟数×0.7 としている。

○ 人的被害

レベル1の人的被害(死者数)は、第3次地震被害想定に比して約1万人の増加となっている。レベル2の場合は、レベル1に比して約10.6倍に増加している。大きな要因は津波である(約9,000人⇒約95,000人)

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震の建物被害、人的被害

区 分	建物被害	人的被害
レベル1の地震・津波	全壊・焼失 約26万棟 うち地震動・液状化 約17.3万棟 ※ 冬・夕	死者数 約16,000人 うち津波 約9,000人 ※ 冬・深夜、早期避難率低
	【3次想定】 大破・焼失 約19万棟 うち地震動・液状化 約13万棟	【3次想定】 死者数 5,851人 うち津波 227人
レベル2の地震・津波	全壊・焼失 約26万棟 うち地震動・液状化 約17.3万棟 ※ 冬・夕	死者数 約16,000人 うち津波 約9,000人 ※ 冬・深夜、早期避難率低
	【3次想定】 大破・焼失 約19万棟 うち地震動・液状化 約13万棟	【3次想定】 死者数 5,851人 うち津波 227人

参考:静岡県の建物棟数 約142万棟 静岡県の人口 約363.8万(引用 静岡県説明資料)

(4)相模トラフ沿いで発生する地震分布、津波高等

ア 地震分布、津波高、浸水面積

○ 地震分布

震度6強・7の地震分布が、かなりあることに留意が必要である。

※3次地震被害想定において地震対象は、神奈川県西部地震(M7程度)であり、比較ができない。

○ 津波高・浸水域(面積)

レベル1の最大津波高は最大7m、レベル2の場合は、10mである。

相模トラフ沿いで発生する地震の震度分布、津波高、浸水面積

区 分	震度分布	津波高	浸水面積
レベル1の地震・津波	震度 7 42.4㎢ 震度6強 347.6㎢	最大7m	1Cm以上 7.3㎢ 2m以上 1.2㎢
	【3次想定】 震度 7 0.3㎢ 震度6強 15㎢		
レベル2の地震・津波	震度 7 110.2㎢ 震度6強 454㎢	最大10m	1Cm以上 22.3㎢ 2m以上 4.7㎢

参考:静岡県の面積,780 ㎢ 静岡県の可住地面積 2,753 ㎢ (引用 静岡県説明資料)

イ 建物被害、人的被害

○ 建物被害

レベル1の建物被害は、約1.4万棟、レベル2の場合は、約2.7万棟である。

○ 人的被害

レベル1の人的被害(死者数)は、約3,000人、レベル2の場合は、約6,000人であり、レベル2の場合はレベル1の約2倍である。

相模トラフ沿いで発生する地震の建物被害、人的被害

区 分	建物被害	人的被害
レベル1の 地震・津波	全焼・焼失 約1.4万棟 うち地震動・液状化 約1.1万棟 ※ 冬・夕	死者数 約3,000人 うち津波 約2,900人 ※ 冬・深夜、早期避難率低
	【3次想定】 大破・焼失 約1.0万棟 うち地震動・液状化 約0.5万棟	【3次想定】 死者数 264人 うち津波 一人
レベル2の 地震・津波	全焼・焼失 約2.7万棟 うち地震動・液状化 約2.0万棟 ※ 冬・夕	死者数 約6,000人 うち津波 約5,700人 ※ 冬・深夜、早期避難率低

参考：静岡県の建物棟数 約142万棟 静岡県の人口 約363.8万(引用 静岡県説明資料)

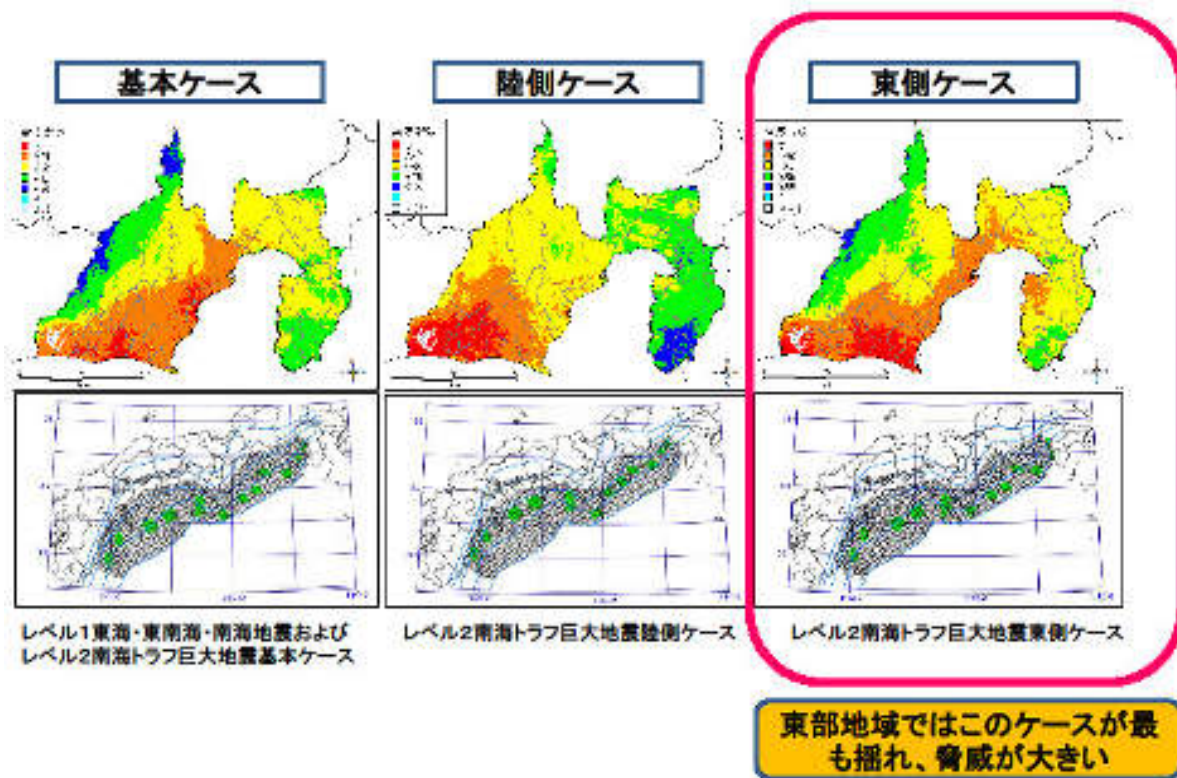
4 裾野市 第4次地震被害想定 of 総括要領

裾野市第4次地震被害想定は、静岡県第4次地震被害想定から、裾野市関連の箇所であつ特に防災に関連するところを絞りこみ作成した。

静岡県第4次地震被害想定 of 記述体系は、以下のように区分され、それぞれ想定値が記載されおり、非常に複雑である。

- (1) 地震(レベル1・2で想定する全ての地震)が発生する季節・時間帯
「冬・深夜」「夏・昼」「冬・夕」毎に区分され記述
- (2) 駿河トラフ、南海トラフ沿いで発生する地震(東海地震、東海+東南海地震、東海+東南海+南海地震、南海トラフ巨大地震)における予知
「予知あり」「予知なし」
- (3) 駿河トラフ、南海トラフ沿いで発生する南海トラフ巨大地震における強震動生成域 of 地域
「基本ケース」「陸側ケース」「東側ケース」

駿河トラフ～南海トラフ 地震動・強震断層モデル



(引用 静岡県説明資料)

このため、裾野市第4次地震被害想定は、この資料 of 目的に鑑み、静岡県第4次地震被害想定から、裾野市関連 of 箇所で、最も裾野市にとって脅威 of ある(被害 of の大きい箇所)を絞り込み、特に防災に関連するに特化して作成した。具体的には、「予知なし」、「最も裾野市にとって被害 of の大きい季節・時間帯」南海トラフ of 強震動生成域は「東側ケース」である。

5 裾野市第4次地震被害想定（県1次報告分）

（1）裾野市の震度分布

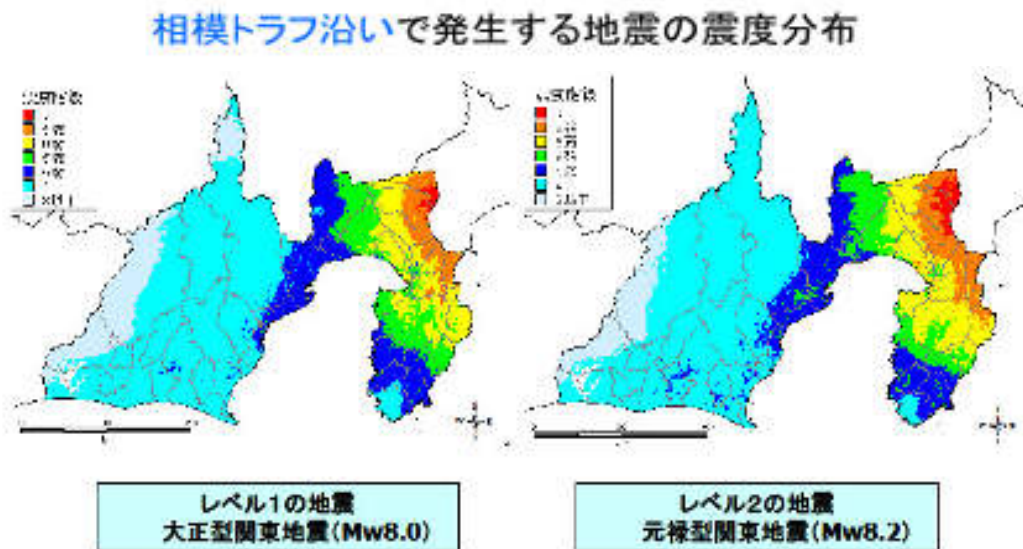
駿河トラフ、南海トラフ沿いで発生する地震においては、南海トラフ巨大地震の場合においても、震度6強～7の震源域は無い。

しかしながら、相模トラフで発生するレベル1の大正型関東地震の場合に震度6強が存在する。またレベル2の元禄型関東地震の場合には、震度6強の地域のほか7の地域も存在する。

第3次地震被害想定においては、震度6強があったものの震度7の地域は存在していなかった。

第4次地震被害想定 裾野市震度分布（抜粋）		
区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1の地震・津波	東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震 M8.0～8.7	大正型関東地震 M8.0程度
	震度 7 無	震度 7 無
	震度 6強 無	震度 6強 49.0 km ²
	震度 6弱 135.2 km ²	震度 6弱 78.3 km ²
	震度 5強 0.3 km ²	震度 5強 8.2 km ²
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震 M9程度	元禄型関東地震 M8.2程度
	震度 7 無	震度 7 11.9 km ²
	震度 6強 無	震度 6強 76.5 km ²
	震度 6弱 135.5 km ²	震度 6弱 47.2 km ²
	震度 5強 0.1 km ²	

※ 裾野市にとって最も脅威のある東側ケース



（引用 静岡県説明資料）

- ※ 震度7の地域が裾野市においても出現したため、万が一に備え、事前に、平常時から予防処置等の対応をとることが肝要である。
- ※ 震度7、震度6強の揺状況に関しては、参考資料1に記載
- ※ 裾野市の震度分布図、液状化状況については、参考資料2・3に記載

(2) 裾野市の人的被害

○ 人的被害

レベル1(東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震、大正型関東地震)およびレベル2の南海トラフ巨大地震の場合における死亡者数は、5人未満、重傷者は、約40人から50人である。

しかし、レベル2の元禄型関東地震の場合の死亡者数は、約10人、重傷者は約100人となる。

※ 大正型関東地震は、震度7、震度6強の地域もあり特に留意する必要がある。

第4次地震被害想定 裾野市人的被害(抜粋)

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1の地震・津波	東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震 M8.0～8.7 死亡者数 5人未満 重症者 約40人 軽症者 約200人 ※ 最も大きい数値 夏の昼、冬の深夜	大正型関東地震 M8.0程度 死亡者数 5人未満 重症者 約50人 軽症者 約300人 ※ 最も大きい数値 夏の昼、冬の深夜
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震 M9程度 死亡者数 5人未満 重症者 約40人 軽症者 約200人 ※ 最も大きい数値 夏の昼、冬の深夜	元禄型関東地震 M8.2程度 死亡者数 約10人 重症者 約100人 軽症者 約600人 ※ 最も大きい数値 夏の昼、冬の深夜

(3) 裾野市の建物被害

○ 建物被害

レベル1の東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震の場合、揺れによる全壊棟数は約100棟、火災によるものが約10棟、大正型関東地震の場合、揺れによる全壊棟数は約400棟、揺れによるものが約100棟である。

レベル2の南海トラフ巨大地震の場合、揺れによる全壊棟数は約200棟、火災によるものが約50棟、元禄型関東地震の場合、揺れによる全壊棟数は約1,100棟、揺れによるものが約400棟である。

※ 元禄型関東地震は、震度7、震度6強の地域もあり特に留意する必要がある。

※ 南海トラフ巨大地震、大正型関東地震において、火災による全壊棟数は50棟以上あり、市の消防能力(同時期に行う消火能力)を考慮すると注意を要する。阪神・淡路大震災の場合、火災発生の大きな原因は、家屋の倒壊であり、今後引き続き住宅等の耐震化、自主防災組織による初期消火能力の向上が必要である。

第4次地震被害想定 裾野市全壊・焼失・半壊棟数(抜粋)

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震		相模トラフ沿いで発生する地震	
レベル1の地震・津波	東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震 M8.0～8.7		大正型関東地震 M8.0程度	
	全壊・焼失	半壊	全壊・焼失	半壊
	揺れ 約100棟 火災 約10棟	揺れ 約1,000棟 山崖崩れ 約10棟	揺れ 約400棟 火災 約100棟 ※ 最も大きい数値 夏の昼、冬の深夜	揺れ 約1,900棟 山崖崩れ 約10棟 ※ 最も大きい数値 夏の夕、冬の夕
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震 M9程度		元禄型関東地震 M8.2程度	
	全壊・焼失	半壊	全壊・焼失	半壊
	揺れ 約200棟 火災 約50棟	揺れ 約1,400棟 ※ 最も大きい数値 夏の昼、冬の深夜	揺れ 約1,100棟 火災 約400棟 山崖崩れ 約10棟 ※ 最も大きい数値 夏の昼、冬の深夜	揺れ 約2,700棟 山崖崩れ 約20棟

6 裾野市第4次地震被害想定（県2次報告分）

(1) 裾野市の上下水道の被害

ア 上水道

発災直後の断水率は、約70%程度である。

※南海トラフ巨大地震が発生した場合に、支援組織の移動に影響を及ぼすため、3日から7日分の備蓄が必要である。市としても今後計画的に備蓄整備をするほか、市民による備蓄も重要である。

第4次地震被害想定 裾野市のライフライン被害（抜粋）

上水道

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1 の 地震・津波	東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震 M8.0～8.7 被害等所要 約100件 断水率 直後 73% 7日後 27%	大正型関東地震 M8.0程度 被害等所要 約80件 断水率 直後 64% 7日後 22%
レベル2 の 地震・津波	南海トラフ巨大地震 M9程度 被害等所要 約100件 断水率 直後 71% 7日後 26%	元禄型関東地震 M8.2程度 被害等所要 約100件 断水率 直後 76% 7日後 29%

イ 下水道

下水道機能支障は、発災直後で5～10%。7日後が4～7%に低下する。

第4次地震被害想定 裾野市のライフライン被害（抜粋）

下水道

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1 の 地震・津波	東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震 M8.0～8.7 機能支障率 直後 5% 7日後 4% 機能支障人口 直後 約900人 7日後 約700人	大正型関東地震 M8.0程度 機能支障率 直後 7% 7日後 4% 機能支障人口 直後 約1,200人 7日後 約600人
レベル2 の 地震・津波	南海トラフ巨大地震 M9程度 機能支障率 直後 5% 7日後 5% 機能支障人口 直後 約900人 7日後 約800人	元禄型関東地震 M8.2程度 機能支障率 直後 10% 7日後 7% 機能支障人口 直後 約1,900人 7日後 約1,300人

(2) 裾野市の電力被害

発災直後の停電率は、約90%であり、4日後に数%となる。

※市、市民は、発災直後は、停電状況下で行動することを前提にして計画する必要がある。

長時間の停電による影響⇒共通：交差点の事故、犯罪、不安、医療活動等

夏：冷房、冷凍食品等

冬：暖房等

第4次地震被害想定 裾野市のライフライン被害（抜粋）

電力

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1 の 地震・津波	東海地震、東海・東南海地震、 東海・東南海・南海地震 M8.0～8.7 停電率 直後 89% 4日後 数%	大正型関東地震 M8.0程度 停電率 直後 89% 4日後 数%
レベル2 の 地震・津波	南海トラフ巨大地震 M9程度 停電率 直後 89% 4日後 数%	元禄型関東地震 M8.2程度 停電率 直後 89% 4日後 数%

(3)裾野市の通信(固定・携帯)被害

ア 固定電話

発災直後の固定電話の停波基地局は、約90%であり、4日後には数%である。

※市、市民は、発災直後は、固定電話での通信は不可能であることを前提にして計画する必要がある。

市は、令和2年12月現在、携帯衛星電話を5基保有している。その運用を有効に利用することが重要である。

第4次地震被害想定 裾野市のライフライン被害（抜粋）

通 信
(固定電話)

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1 の 地震・津波	東海地震、東海・東南海地震、 東海・東南海・南海地震 M8.0～8.7 不通回線数 直後 89% 4日後 数%	大正型関東地震 M8.0程度 不通回線数 直後 89% 4日後 数%
レベル2 の 地震・津波	南海トラフ巨大地震 M9程度 不通回線数 直後 89% 4日後 数%	元禄型関東地震 M8.2程度 不通回線数 直後 89% 4日後 数%

イ 携帯電話

発災直後の携帯電話の停波基地局は、小である。しかし、駿河トラフ・南海トラフで発生する地震の場合に停電が数日間になるので約80%が不通となる。

※市、市民は、発災直後は、通信は可能であるもののその後は、数日間不可能であることを前提にして計画する必要がある。

第4次地震被害想定 裾野市のライフライン被害（抜粋）

通 信
(携帯電話)

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1 の 地震・津波	東海地震、東海・東南海地震、 東海・東南海・南海地震 M8.0～8.7 停波基地局率 直後 0% 1日後 78% 4日後 0%	大正型関東地震 M8.0程度 停波基地局率 直後 1% 1日後 15% 4日後 1%
レベル2 の 地震・津波	南海トラフ巨大地震 M9程度 停波基地局率 直後 1% 1日後 78% 4日後 0%	元禄型関東地震 M8.2程度 停波基地局率 直後 4% 1日後 17% 4日後 2%

(4)裾野市のガス(都市ガス、LPガス)被害

ア 都市ガス

駿河トラフ・南海トラフで発生する地震の場合に供給停止率は、ほぼ0である。相模トラフで発生する地震の場合には、約5%である。

第4次地震被害想定 裾野市のライフライン被害(抜粋) **ガス(都市ガス)**

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1 の 地震・津波	東海地震、東海・東南海地震、 南海・東南海・南海地震 M8.0～8.7 供給停止率 ほぼ0% 約100戸供給停止	大正型関東地震 M8.0程度 供給停止率 5% 約100戸供給停止
レベル2 の 地震・津波	南海トラフ巨大地震 M9程度 供給停止率 ほぼ0% 約100戸供給停止	元禄型関東地震 M8.2程度 供給停止率 5% 約100戸供給停止

イ LPガス

駿河トラフ・南海トラフで発生する地震の場合に供給停止率は、6～9%である。相模トラフで発生する地震の場合には、13～23%である。

第4次地震被害想定 裾野市のライフライン被害(抜粋) **ガス(LPガス)**

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1 の 地震・津波	東海地震、東海・東南海地震、 南海・東南海・南海地震 M8.0～8.7 機能支障率 6% 要点検需要家数 約900戸	大正型関東地震 M8.0程度 機能支障率 13% 要点検需要家数 約1,900戸
レベル2 の 地震・津波	南海トラフ巨大地震 M9程度 機能支障率 9% 要点検需要家数 約1,300戸	元禄型関東地震 M8.2程度 機能支障率 23% 要点検需要家数 約3,400戸

(5)裾野市の道路被害

高速道路については、大きな施設被害はないものの、東西幹線道路(国道246等)、その他の緊急輸送路に指定されている道路は、一般橋梁の損傷、山、崖くずれ、液状化により、被害が発生する可能性がある。

※ 市はいずれの地震においても、発災直後余震があるので、発災後数日間は、道路状況を確実に把握する必要がある。

※ 万が一、富士市の富士川河口断層帯が活動した場合においては、大きな地盤変異に伴う道路構造物の被害が発生し、不通となった場合には、東西の交通は分断されるため、当市にとっても大きな影響を受けるので、発災直後は、その情報入手に努める必要がある。

第4次地震被害想定 駿東・田方地区の被害

道路
(緊急輸送路)

高速道路

東名高速道路
新東名高速道路

大きな施設被害は発生せず。緊急通行車両の通行は可能

発災後1日 一般車両の誘導、放置車両の排除等車線確保
2日以降 交通規制により、緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能

東西幹線道路

国道246号

一部区間で橋梁損傷のため、不通となる。
山間部で山・崖崩れのため軽微な被害が発生する。発災後1～3日 一部区間で不通又は交通規制
3日～1週間 一部区間で不通又は交通規制

その他の道路

上記高速道路、国
道246号以外の緊急輸送
路に指定されている道路

一部区間で橋梁損傷、山・崖崩れ、液状化により被害が発生する。

発災後1～3日 一部区間で不通又は交通規制
3日～1週間 一部区間で不通又は交通規制

(6)裾野市の鉄道被害

いずれの地震において、御殿場線は、発災後約1週間は、不通となる。

その後、御殿場区間内の一部区間が不通となり、折り返し運転が約1か月の間続く。

※ JRは、発災後、利用不可能であることを前提に全ての計画をつくる必要がある。

第4次地震被害想定 裾野市及び周囲の交通施設被害(抜粋)

鉄 道
(御殿場線)

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1 の 地震・津波	山間部で震度6弱の地震動や、山・崖崩れにより運行に支障が出る。 発災して 約1週間 1週間～1ヶ月 不通 不通区間あり 折り返し運転	山間部で震度7の地震動により長期的に運転に支障 震度6弱・強の地震動や、山・崖崩れにより運行に支障が出る。 発災して 約1週間 1週間～1ヶ月 不通 不通区間あり 折り返し運転
レベル2 の 地震・津波	山間部で震度6弱の地震動や、山・崖崩れにより運行に支障が出る。 発災して 約1週間 1週間～1ヶ月 不通 不通区間あり 折り返し運転	山間部で震度7の地震動により長期的に運転に支障 震度6弱・強の地震動や、山・崖崩れにより運行に支障が出る。 発災して 約1週間 1週間～1ヶ月 不通 不通区間あり 折り返し運転

(7)裾野市で発生する避難者

避難者の最大は、相模トラフ沿いで発生する元禄型関東震災である。

1日後に約5,400人、1週間後に約9,000人、1か月後に5,400人である。

※ 市の指定避難所収容可能人員数数は、17,594人(令和2年12月1日現在)であり、現行の体制で、裾野市民の避難者の収容は、可能である。(※福祉避難所は、904人)

※ 新型コロナウイルス感染症対策を講じた(距離離隔)場合は、収容可能人員数は約 2/3～1/2 に減少するため、指定避難所以外の公共施設(区公民館等)を活用し、収容可能人員数を確保

ただし、地区毎については、収容できないところも発生する可能性が高く、発災直後に市から派遣される広域避難地班は、収容状況を常に把握する必要がある。

※ 大企業の従業員、JR利用者、観光客、高速道路利用者など、帰宅困難者への対応を準備する必要がある。

(例) 避難所、食料、水、毛布など採暖用具

第4次地震被害想定 裾野市の生活支障等（抜粋）

避難者

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1 の 地震・津波	避難者数 1日目 851人 (内 避難所 511人)	避難者数 1日目 2,220人 (内 避難所1, 332人)
	1週間後 4,433人 (内 避難所2, 216人)	1週間後 5,064人 (内 避難所2, 532人)
	1ヶ月後 851人 (内 避難所 255人)	1ヶ月後 2,220人 (内 避難所 666人)
レベル2 の 地震・津波	避難者数 1日目 1,237人 (内 避難所 742人)	避難者数 1日目 5,328人 (内 避難所3, 197人)
	1週間後 4,659人 (内 避難所2, 329人)	1週間後 8,840人 (内 避難所4, 420人)
	1ヶ月後 1,237人 (内 避難所 371人)	1ヶ月後 5,328人 (内 避難所1, 598人)

(8)裾野市の医療への支障等

いずれの地震においても、医療対応力は、不足している状態である。

特に、元禄型関東地震が発災した場合に医療一人あたりの診療すべき数は、外科系で9人、外科系以外で7人であり、診療可能数5人を上回る。

※ 市としては、速やかに県等へ医療支援の要望をする必要がある。

第4次地震被害想定 裾野市の生活支障等（抜粋）

医 療
(医療対応力)

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1 の 地震・津波	重傷者数等 約40人	重傷者数等 約50人
	被災した医療機関からの転院患者数 約20人	被災した医療機関からの転院患者数 約10人
	対応可能入院患者数 約50人	対応可能入院患者数 約50人
	医療対応不足数 約10人	医療対応不足数 約10人
レベル2 の 地震・津波	重傷者数等 約30人	重傷者数等 約100人
	被災した医療機関からの転院患者数 約20人	被災した医療機関からの転院患者数 約20人
	対応可能入院患者数 約40人	対応可能入院患者数 約40人
	医療対応不足数 約10人	医療対応不足数 約90人

第4次地震被害想定 裾野市の生活支障等（抜粋）

医 療
(医師一人当たり診
療すべき患者数)

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで 発生する地震	相模トラフ沿いで 発生する地震
レベル1 の 地震・津波	重傷者数等 約40人 軽症者数 約200人	重傷者数等 約50人 軽症者数 約300人
	医師一人当たり診療すべき患者数	医師一人当たり診療すべき患者数
	外科系 3人 外科系以外 3人	外科系 4人 外科系以外 4人
	対応の可能性 ○（5人未満）	対応の可能性 ○（5人未満）
レベル2 の 地震・津波	重傷者数等 約40人 軽症者数 約200人	重傷者数等 約100人 軽症者数 約400人
	医師一人当たり診療すべき患者数	医師一人当たり診療すべき患者数
	外科系 3人 外科系以外 3人	外科系 9人 外科系以外 7人
	対応の可能性 ○（5人未満） ※最も大きい数値：基本ケース	対応の可能性 ×（5人以上）

(9)裾野市から発生する災害廃棄物

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発災する地震において、23,000～32,000tの災害廃棄物が発生する。

※ 津波の影響を直接受ける賀茂、東部地区における津波堆積物に量は、莫大な数値であり、留意する必要がある。

一方、相模トラフ沿いで発生する地震において、大正型関東地震で62,000トン、元禄型関東地震で163,000トンの災害廃棄物が発生する

※ 元禄型関東地震が発災した場合に、県を通じて、又は直接、地震で影響を受けていない 全国の市町村に~~対し~~災害廃棄物の処理の支援を要請する必要がある。

第4次地震被害想定 裾野市の生活支障等（抜粋）

災害廃棄物等
発生量

区 分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで 発生する地震	相模トラフ沿いで 発生する地震
レベル1 の 地震・津波	23,000トン (賀茂、東部地区における 津波堆積物(災害廃棄物除く)は、 111,000～235,000トン)	62,000トン (賀茂、東部地区における 津波堆積物(災害廃棄物除く)は、 66,000～140,000トン)
レベル2 の 地震・津波	32,000トン (賀茂、東部地区における 津波堆積物(災害廃棄物除く)は、 327,000～695,000トン)	163,000トン (賀茂、東部地区における 津波堆積物(災害廃棄物除く)は、 105,000～224,000トン)

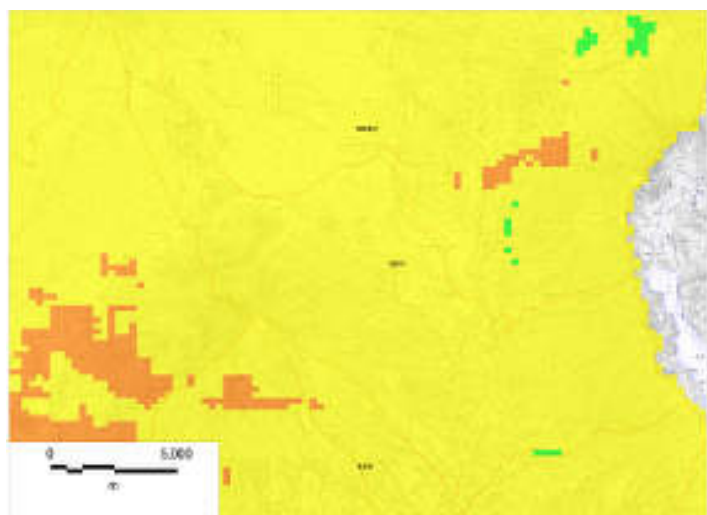
参考資料1

裾野市の震度分布図

震度階級

- 7
- 6 強
- 6 弱
- 5 強
- 5 弱
- 4
- 3 以下

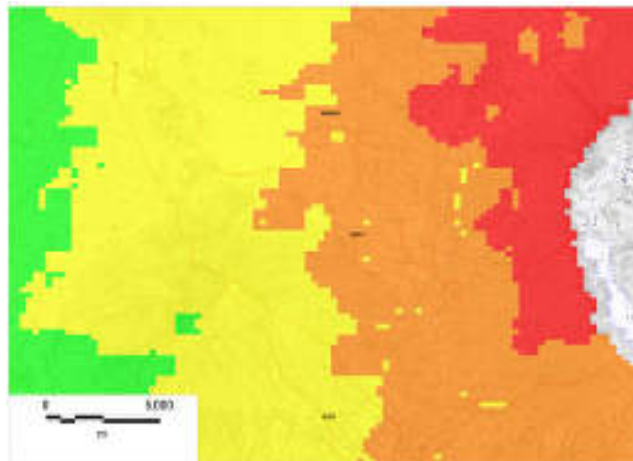
南海トラフ 巨大地震(東側)



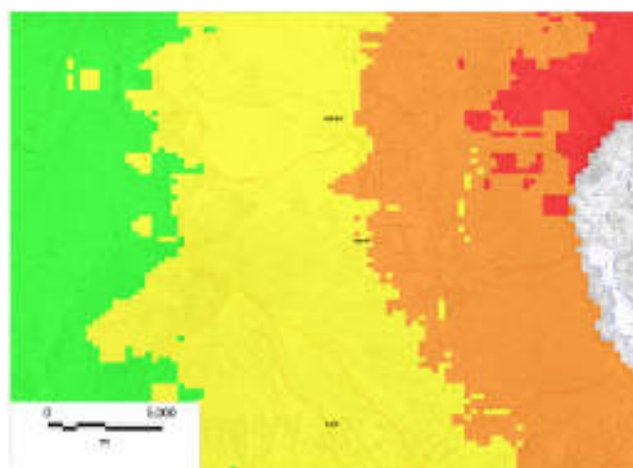
(静岡県作成)

相模トラフ

【元禄関東地震】



【大正関東地震】



(静岡県作成)

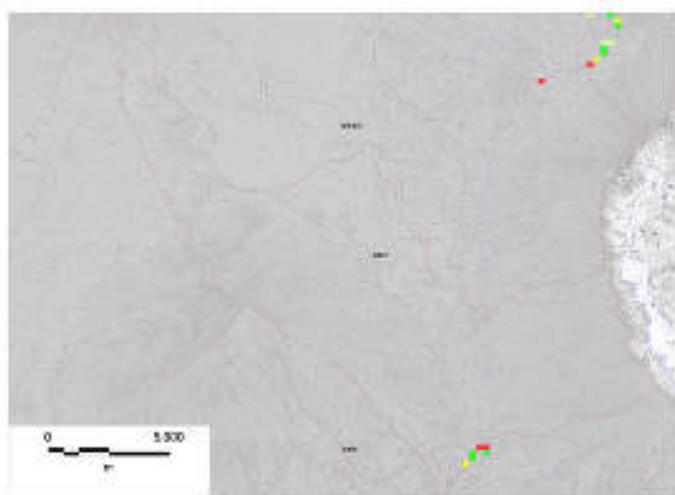
参考資料2

裾野市の液状化分布図

液状化可能性ランク

- 大
- 中
- 小
- なし
- 対象外

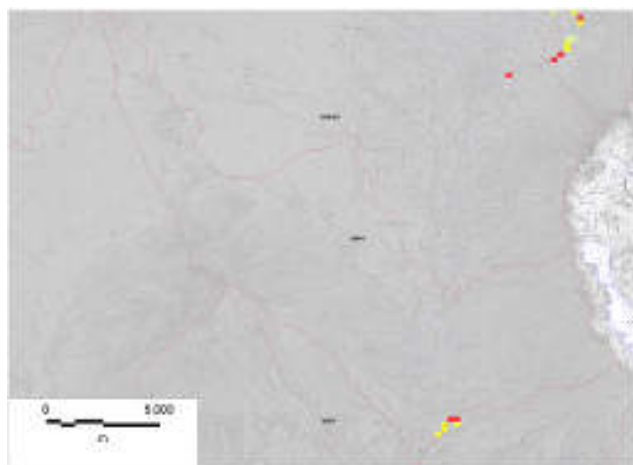
南海トラフ 巨大地震（東側）



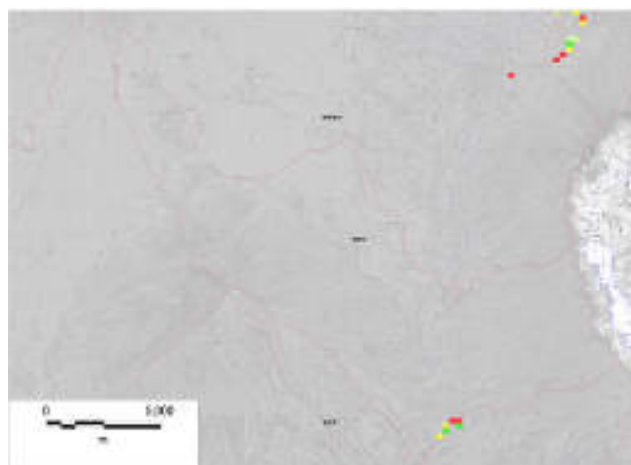
（静岡県作成）

相模トラフ

【元禄関東震災】



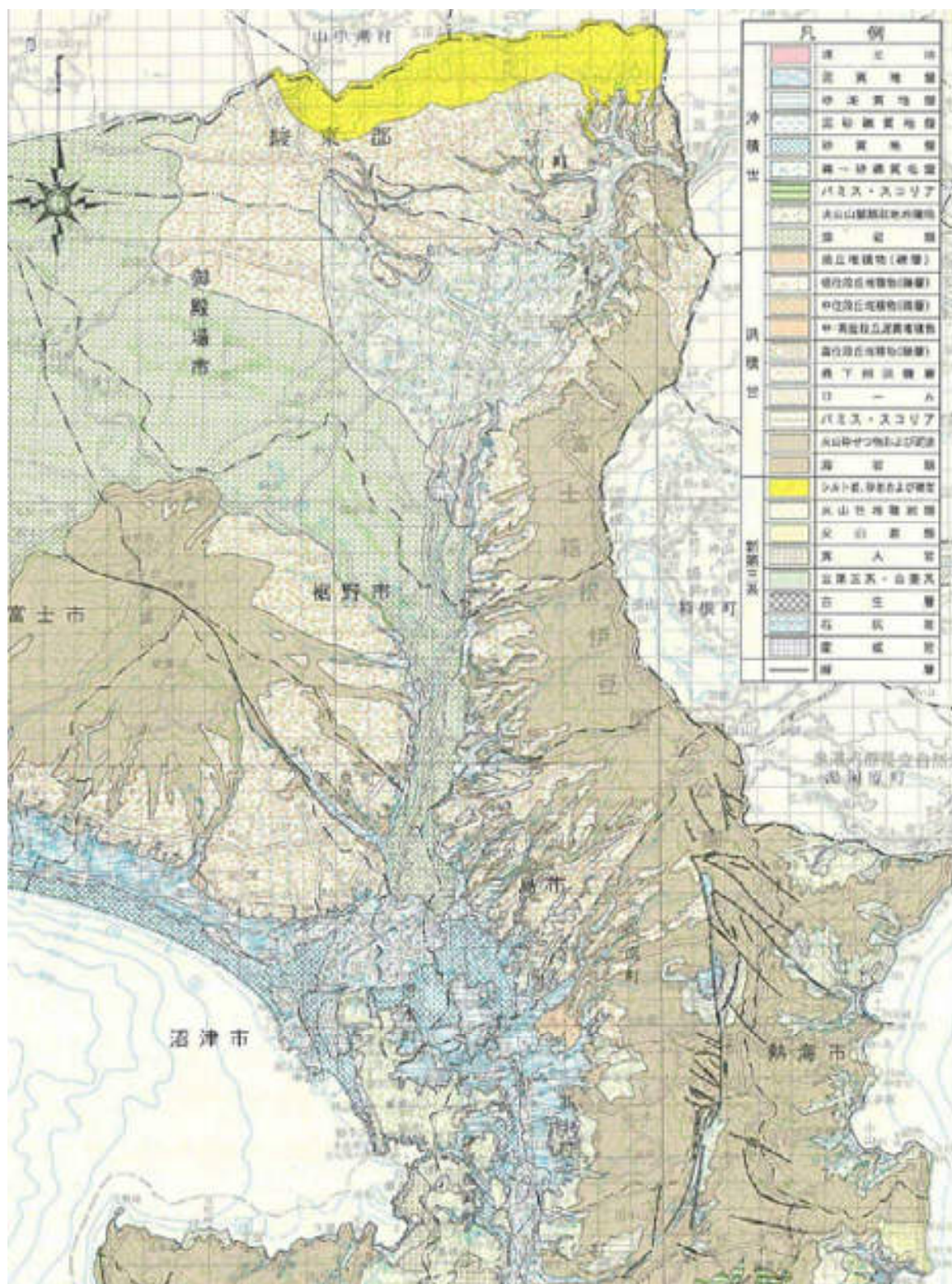
【大正関東震災】



（静岡県作成）

参考資料3

表層地質図



3 気象情報等

気象等の予報及び警報の種類と発表基準

気象業務法に基づく、裾野市における気象等の予報(主な注意報のみ)および警報の種類及び発表基準並びに気象等の予報及び警報を発表する細部区分は次のとおりである。

(令和2年8月6日現在 静岡地方気象台)

裾野市	府県予報区		静岡県	
	一次細分区域		東部	
	市町村等をまとめた地域		富士山南東	
気象警報	大 雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	22
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	186
	洪 水		流域雨量指数基準	黄瀬川流域=30.4, 佐野川流域=13.7, 用沢川流域=14.8, 泉川流域=9.9
			複合基準※	黄瀬川流域=(8, 27.3)
	暴 風		平均風速	20m/s
	暴 風 雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	平地:12時間降雪の深さ10cm
				山地:12時間降雪の深さ20cm
気象注意報	大 雨		表面雨量指数基準	11
			土壌雨量指数基準	94
	洪 水		流域雨量指数基準	黄瀬川流域=24.3, 佐野川流域=10.9, 用沢川流域=11.8, 泉川流域=7.9
			複合基準※	黄瀬川流域=(8, 19.4), 佐野川流域=(5, 10.9)
	強 風		平均風速	12m/s
	風 雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	平地:12時間降雪の深さ5cm
				山地:12時間降雪の深さ10cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧		視程	100m
乾燥		最小湿度30%で、実効湿度50%		
気象注意報	なだれ		1.降雪の深さが30cm以上あった場合 2.積雪が40cm以上あって最高気温が15度 C 以上の場合	
	低温		冬期:最低気温－4度 C 以下	
	霜		早霜・晩霜期に最低気温4℃ 以下	
	着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	110mm

※(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表示。

<参考>

表面雨量指数:短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを示す指数。

土壌雨量指数:降雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

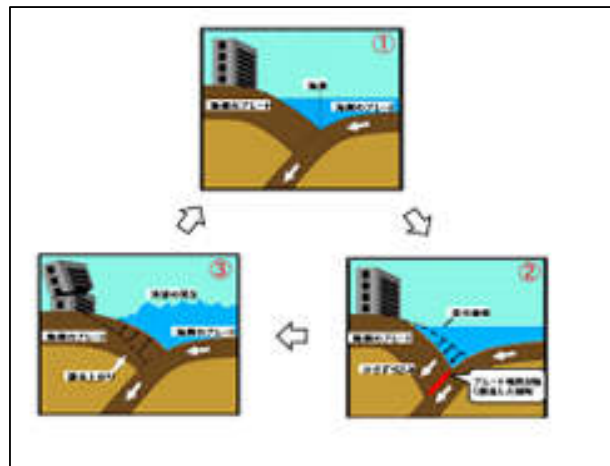
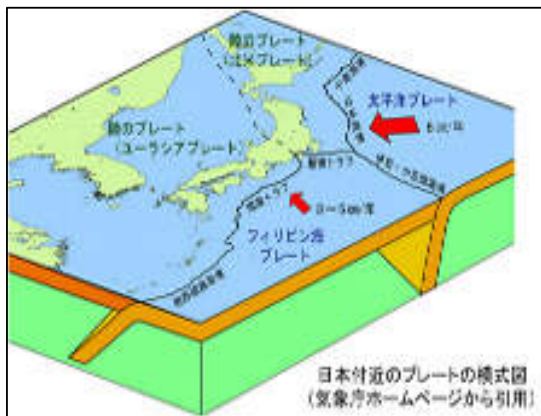
流域雨量指数:流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨により、それだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標で、降った雨水が地表面や地中を通して河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

(内閣府及び気象庁資料引用)

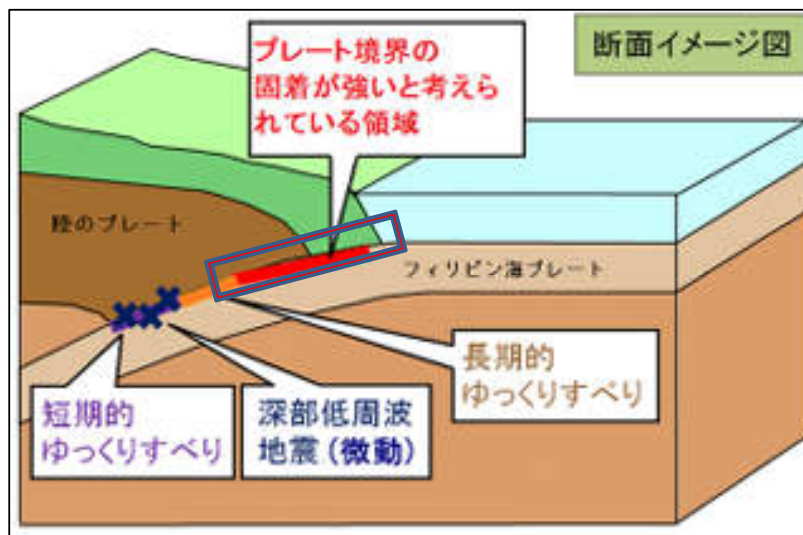
「南海トラフ地震に関連する情報」について

1 南海トラフ地震発生メカニズム及び想定震源域

- 南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100～150 年間で繰り返し発生してきた大規模地震です。東海地震の震源域も含まれます。
- 駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といいます。
- 南海トラフ沿いのプレート境界では、①海側のプレート(フィリピン海プレート)が陸側のプレート(ユーラシアプレート)の下に1年あたり数 cm の速度で沈み込んでいます。②その際、プレートの境界が強く固着して、陸側のプレートが地下に引きずり込まれ、ひずみが蓄積されます。③陸側のプレートが引きずり込みに耐えられなくなり、限界に達して跳ね上がることで発生する地震が「南海トラフ地震」です。
- ※ ①→②→③の状態が繰り返されるため、南海トラフ地震は繰り返し発生します。



- 「長期的ゆっくりすべり」は、沈み込むフィリピン海プレートと陸のプレートとの境界のうち、プレート境界の固着が強いと考えられている領域より深い場所(深さ 20～30 km)が数ヶ月から数年間かけて継続的にゆっくりとすべる現象で、数年から十年程度の間隔で繰り返し発生していると考えられています。
- 「短期的ゆっくりすべり」は、「長期的ゆっくりすべり」が発生する領域より深い場所(深さ約 30～40km)のプレート境界が、数日～1 週間程度かけてゆっくりとすべる現象で、数ヶ月から 1 年程度の間隔で繰り返し発生しています。



【図の説明】

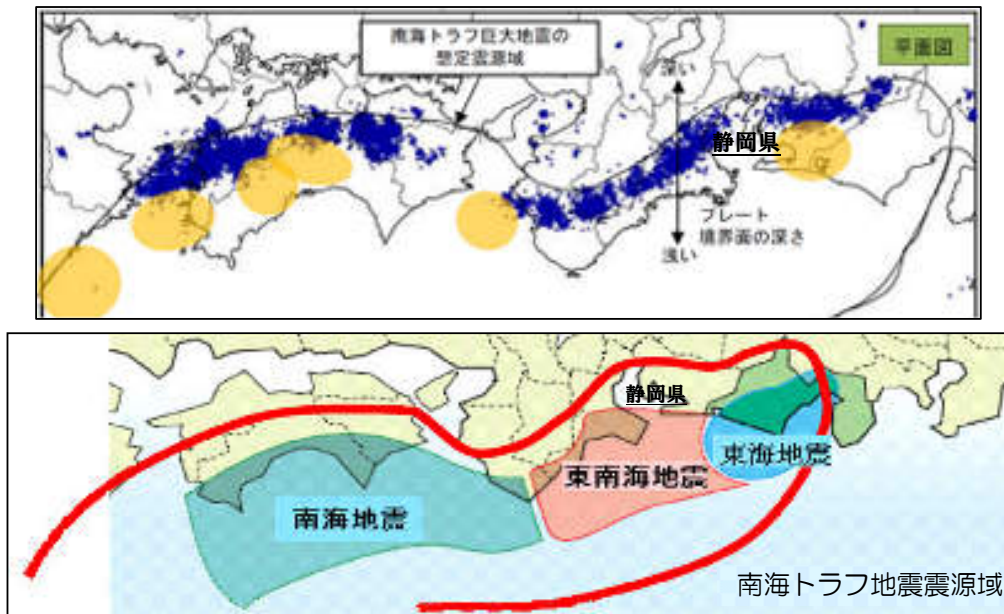


「長期的ゆっくりすべり」の発生地域



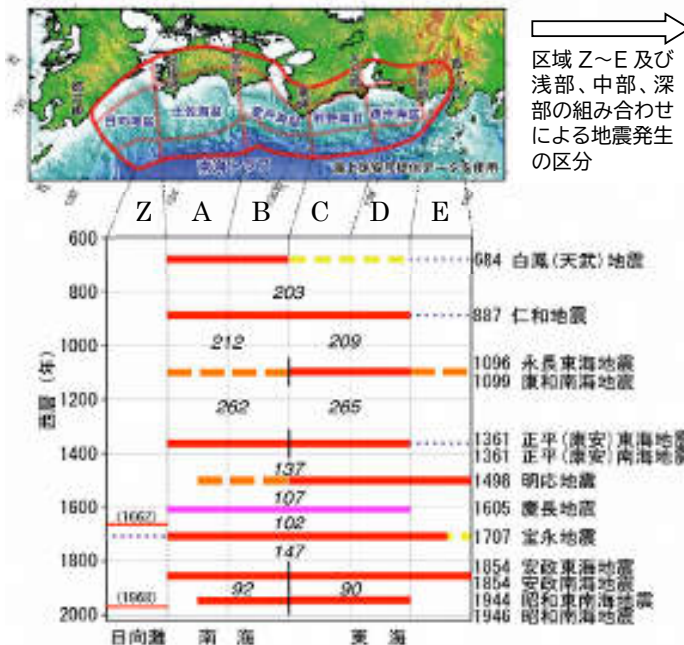
「深部低周波地震(微動)」の震央

● 南海トラフ巨大地震の想定震源域



2 南海トラフで想定される地震の多様なパターン

- 歴史記録からみた南海トラフ沿いで発生した地震の震源域は、南海地域と東海地域で同時に発生、時間差を置いて発生等多様性が見られる。



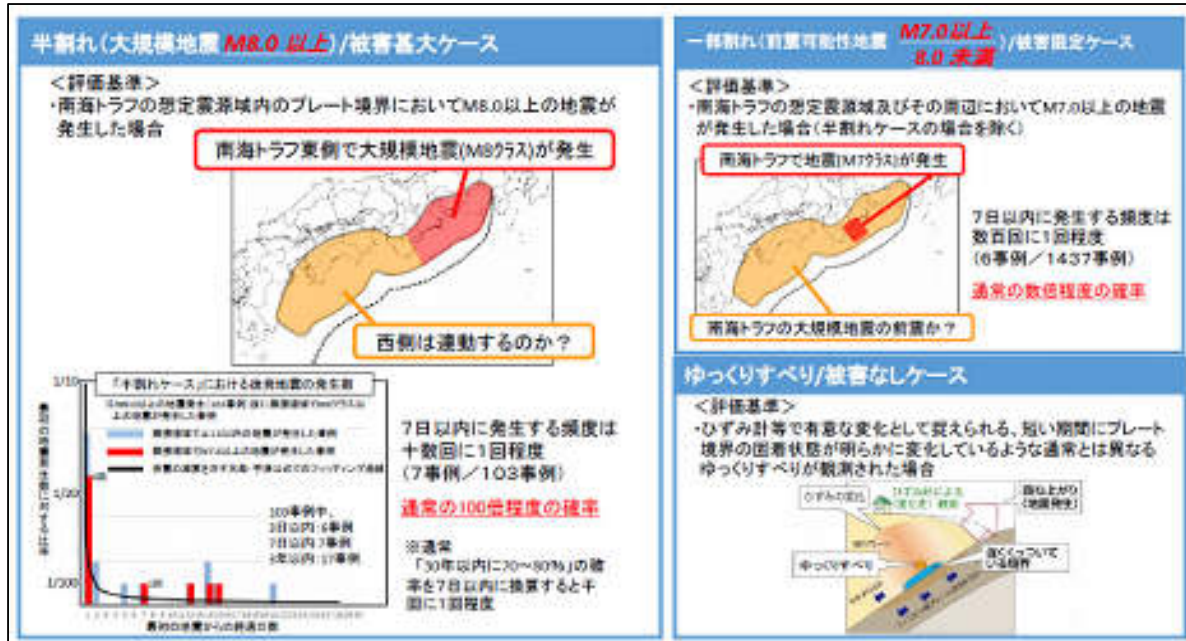
- 南海トラフで発生する地震は、多様性に富むため、次の地震の震源域の広がりや正確に予測することは、現時点の科学的知見では困難であり、南海地域、東海地域で同時に発生する地震と、時間をおいて発生する地震があるが、時間をおいて発生する場合でも、数年以内にもう一方で地震が発生しており、両領域はほぼ同時に活動しているとみなせる。

- ◎ 南海トラフ全体を一つの領域と考え、大局的には100～200年間隔で繰り返す大地震が発生しているとして評価（正平地震以降の地震で評価）

(南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討「静岡県板ガイドライン」資料引用)

● 防災対応をとるべきケース

★ M6.8程度以上の地震が発生した場合やプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が発生した場合、それらに対する調査を開始し、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された際には、次の3ケースに応じた防災対応を取る。



● 防災対応の流れ

	プレート境界のM8以上の地震 ^{※1}	M7以上の地震 ^{※2}	ゆっくりすべり ^{※3}
発生直後 「ゆっくりすべりケース」は観測が必要と認められた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
2週間 ^{※4}	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)		
すべりが収まったと評価されるまで	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

※1:南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2:南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または、南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50Km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3:ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような、通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

※4:2週間とは、後発地震警戒対応期間(1週間)+後発地震注意対応期間(1週間)

南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて発表するもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおり。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 *防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表します	(調 査 中)	観測された異常な現象(気象庁マグニチュード 6.8 以上の地震発生※ ¹ 、ひずみ計※ ² で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測)※ ³ が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合、
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 *南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード※ ⁴ 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 *南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震発生(巨大地震警戒に該当する場合は除く)や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く)	

◇ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもある。

◇ 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともある。

◇ 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要である。

◇ 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報)の発表は行われない。

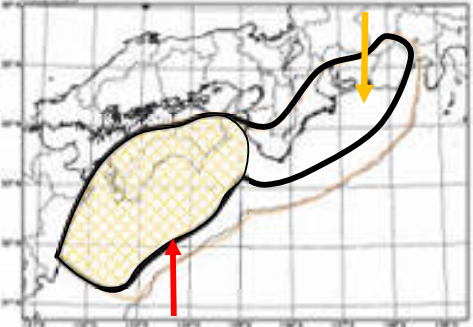
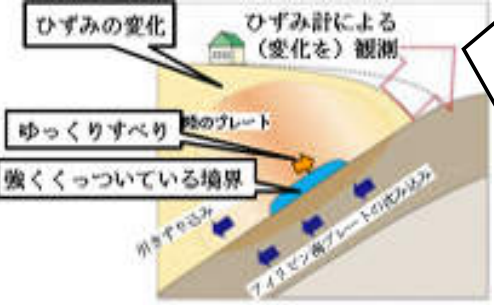
※1:モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始します。

※2:太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

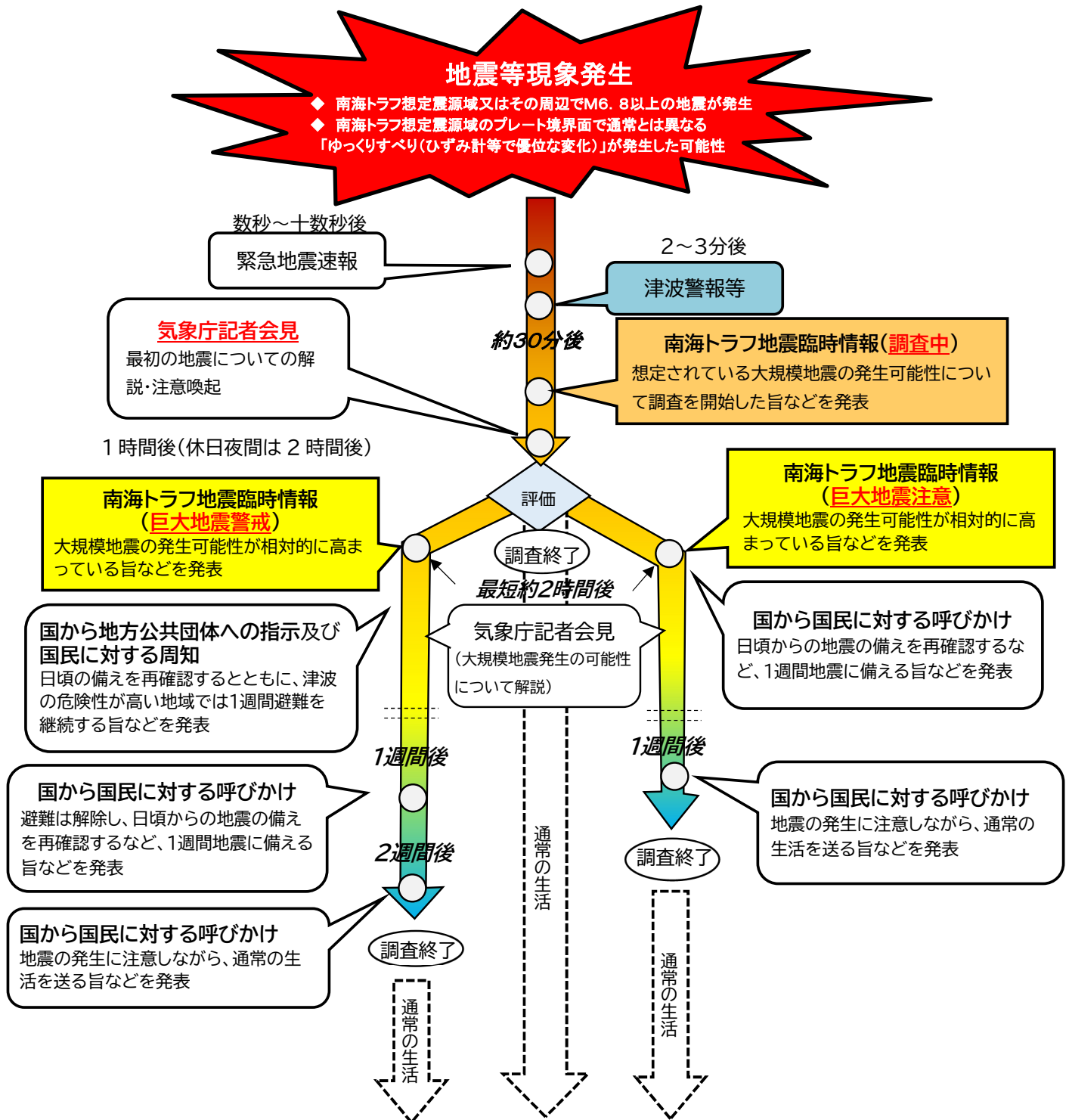
※3:当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用します。

※4:断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュードです。(地震発生直後は、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードが用いられています。)

発生形態に備えた防災対応（ケース対応）

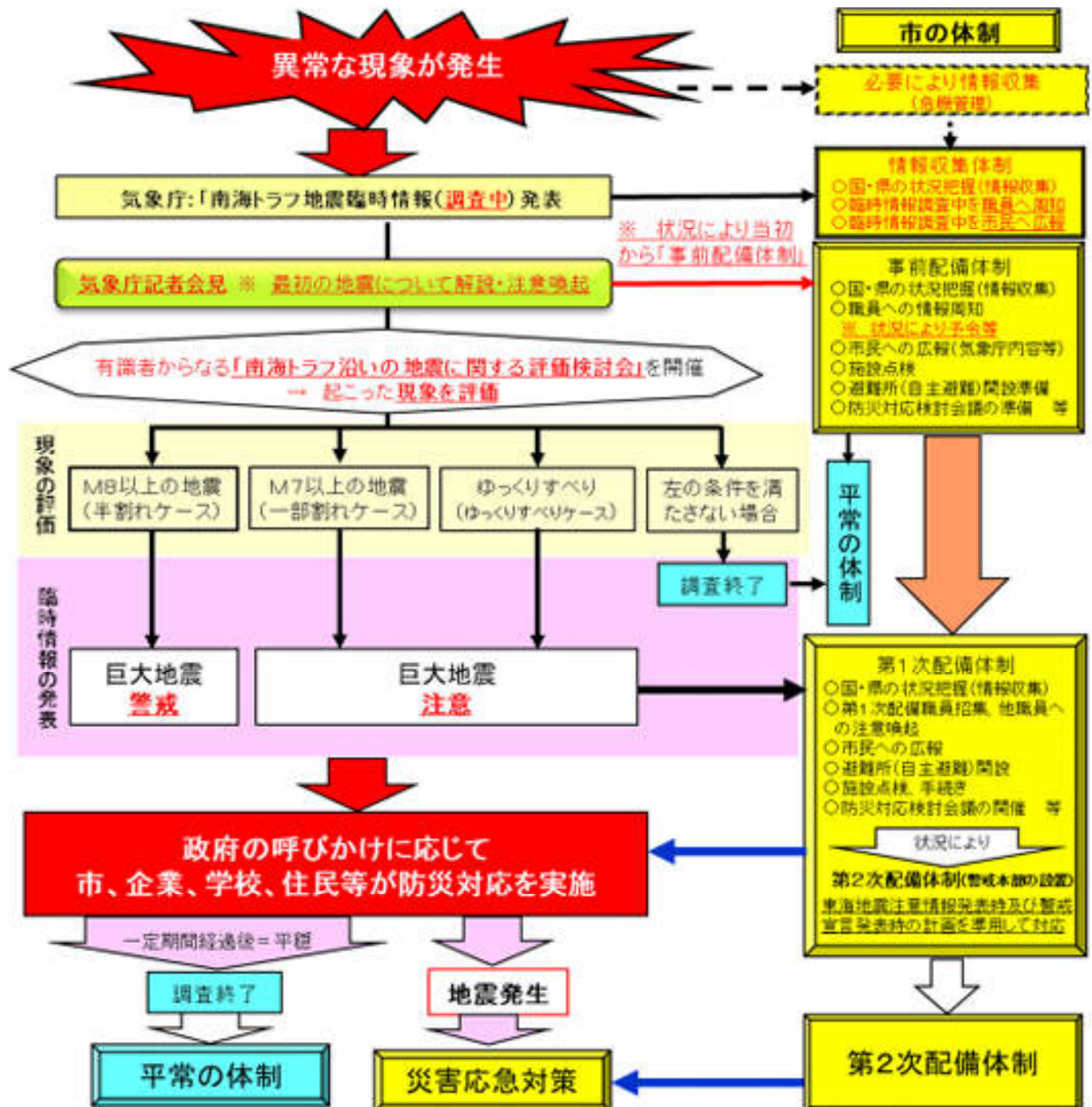
	半割れ／被害甚大ケース	一部割れ／被害限定ケース ゆっくりすべり／被害なしケース
発生形態	・南海トラフ地震の震源域で M8.0 以上のプレート境界型地震が発生 東側は連動するのか？  南海トラフ西側で大規模地震(M8 クラス)が発生	・南海トラフ地震の震源域で M7.0 以上 8.0 未満の地震が発生 南海トラフで地震(M7クラス)が発生  南海トラフの大規模地震の前震か？ ・通常とは異なるゆっくりすべりを観測 
情報	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)
対応	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応
社会状況	・被災地域では応急対策活動が行われる ・被災地域以外では、大きな地震動は発生しないが、沿岸地域では大津波警報等が発表され、住民は避難	・震源付近の地域では大きな揺れ、一部の沿岸地域では避難(地震発生を伴う場合)
住民対応	・津波到達までに明らかに避難が完了できない地域の住民は避難 ・後発地震の揺れにより土砂災害の発生の可能性がある地域の住民は必要に応じて自主避難 ・それ以外の地域は警戒レベルを上げる	・日頃からの備えを再確認するなど警戒レベルを上げる ・必要に応じて自主避難
企業対応	・明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合は危険を回避する措置 ・その他の企業は警戒レベルを上げる	・日頃からの備えを再確認するなど警戒レベルを上げる
対応期間	・1週間 ・その後、巨大地震注意対応(1 週間)へ移行	・1 週間(地震を伴う場合) ・すべりが収まったと評価されるまで(ゆっくりすべりの場合)

異常な現象の観測から防災対応までの流れ



「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」の発表後は、随時、「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表

「南海トラフ地震に関連する情報」発表に伴う市の体制



参考資料

震度と揺れ等の状況(概要)

0  【震度0】 人は揺れを感じない。	1  【震度1】 室内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	2  【震度2】 室内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。	3  【震度3】 室内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。
4  【震度4】 ● ほとんどの人が驚く。 ● 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ● 座りの悪い置物が、倒れることがある。	6弱  【震度6弱】 ● 立っていることが困難になる。 ● 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある。 ● 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ● 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。		
5弱  【震度5弱】 ● 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ● 壁にある食器類や本が落ちることがある。 ● 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	6強  【震度6強】 ● はわないと動くことができない。飛ばされることもある。 ● 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。 ● 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。		
5強  【震度5強】 ● 物につかまらなさと歩くことが難しい。 ● 壁にある食器類や本で落ちるものが増える。 ● 固定していない家具が倒れることがある。 ● 補強されていないブロック塀が倒れることがある。	7  【震度7】 ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。 ● 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ● 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。		

地震が起きたら

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難
- あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)
- 揺れがおさまってから、あわてず火の始末
- あわてた行動、けがのもと

あわてず、まず身の安全を!!

- 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
- 近づく、門や柵、自動販売機やビルのそば
- 海岸でぐらっときたら高台へ

緊急地震速報を見聞きしたら

家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!



国土交通省 気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4 電話: (03) 3212-8341 (代表)
 ホームページアドレス: <http://www.jma.go.jp/>

平成21年3月21日

(引用 気象庁)

特別警報の発表基準

(気象庁 HP より)

1 気象等に関する基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注)発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて、過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

2 津波・火山噴火・地震に関する基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)*を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

3 津波に関する特別警報

(創設前)		(創設後)	
大津波警報	警報	特別警報	大津波警報
津波警報		警報	津波警報
津波注意報	注意報	注意報	津波注意報
津波予報	予報	予報	津波予報

(注) 津波警報は、大津波警報と津波警報の2種類あり、大津波警報は津波警報の一部であり、その危険性はより高い。図表を参照して。図表を参照して。

4 火山噴火に関する特別警報

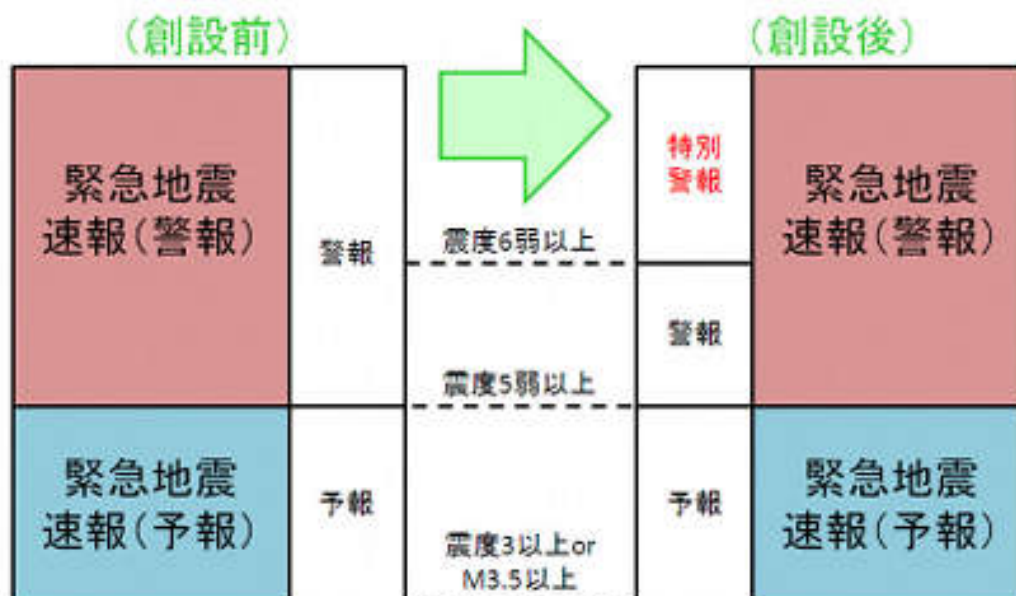
噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)又は噴火警報を特別警報と位置付け。

噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所まで の火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに 留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

5 地震動に関する特別警報

緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報として位置付け。

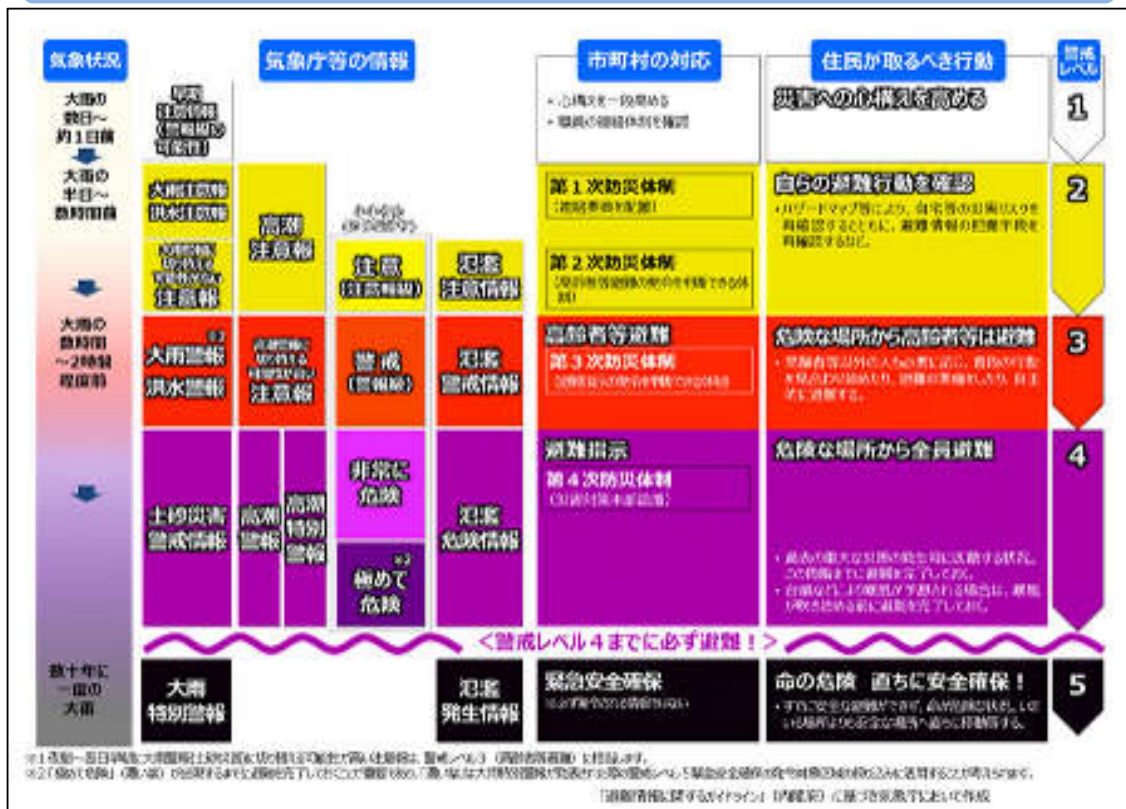


(注) 法律上厳密にいうと、特別警報は警報の一部であり、警報は予報の一部であるが、体系の明瞭性を図るため、図を単純化している。

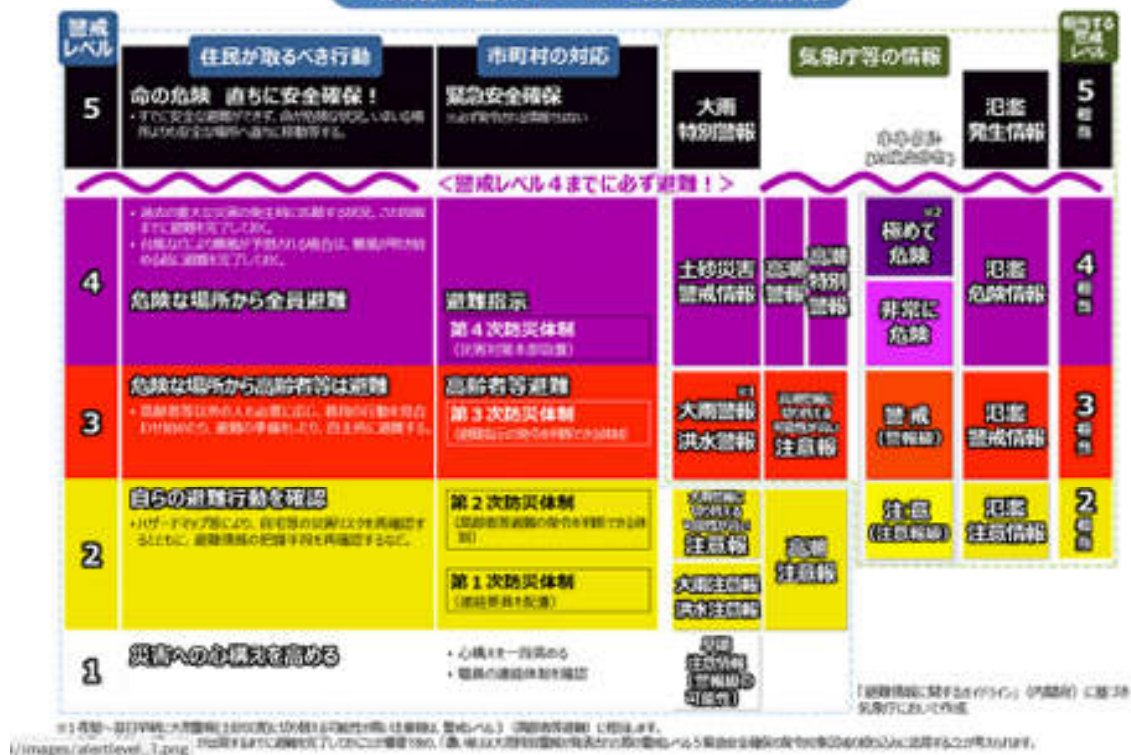
6 防災気象情報と警戒レベルとの対応について

■ 段階的に発表される防災気象情報と対応する行動

危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報とその利活用



5段階の警戒レベルと防災気象情報



4 被害報告関係

資料 4-1

被害程度の認定基準

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものであるとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたまりにより一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上必要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

県庁内各課は次の施設等について被害金額を報告する。

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
- (5) 公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設については当面、被害見込額とし、確定し次第、査定済額を報告する。
- (6) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (7) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (8) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (9) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。
- (10) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

(消防庁「災害報告取扱要領」から抜粋(静岡県 一部修正))

資料 4-2

被害速報（随時）

1 人的被災

2 住家被害

3 その他の被害

非住宅・道路・橋梁・河川・砂防・崖崩れ・港湾・
 漁港・田畑・文教施設・病院・水道・鉄道・通信・ の被害
 船舶・その他() (該当項目に○印)

供 覧									
情報源	住 民	消防団		自主防		確 認	確認済(どこで)		
	その他()						未確認 その他		
	市町村名	第 号	調査者	課	発信者		発信時間	月 日	時 分
	支部名	第 号	受信者		発信者		発信時間	月 日	時 分
本部	第 号	受信者		受信時間	月 日	時 分			
件 名		(第 報) 月 日 時 分現在							
発 生	日 時								
	場 所								
	原 因								
状 況 (人的被害) ・被害者の住所氏名 ・年令等 (住家被害) ・居住者名 ・避難状況等 (その他の被害) ・路線、河川名 ・被災延長、崖土量 ・規制内容 ・復旧見込等									
死 者	行方不明	負 傷 者		全 壊	半 壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
人	人	重傷	人	棟	棟	棟	棟	棟	
		軽傷	人	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
		計	人	人	人	人	人	人	
この情報は		警第 号 その他 () } で記者発表 済				未 発 表			

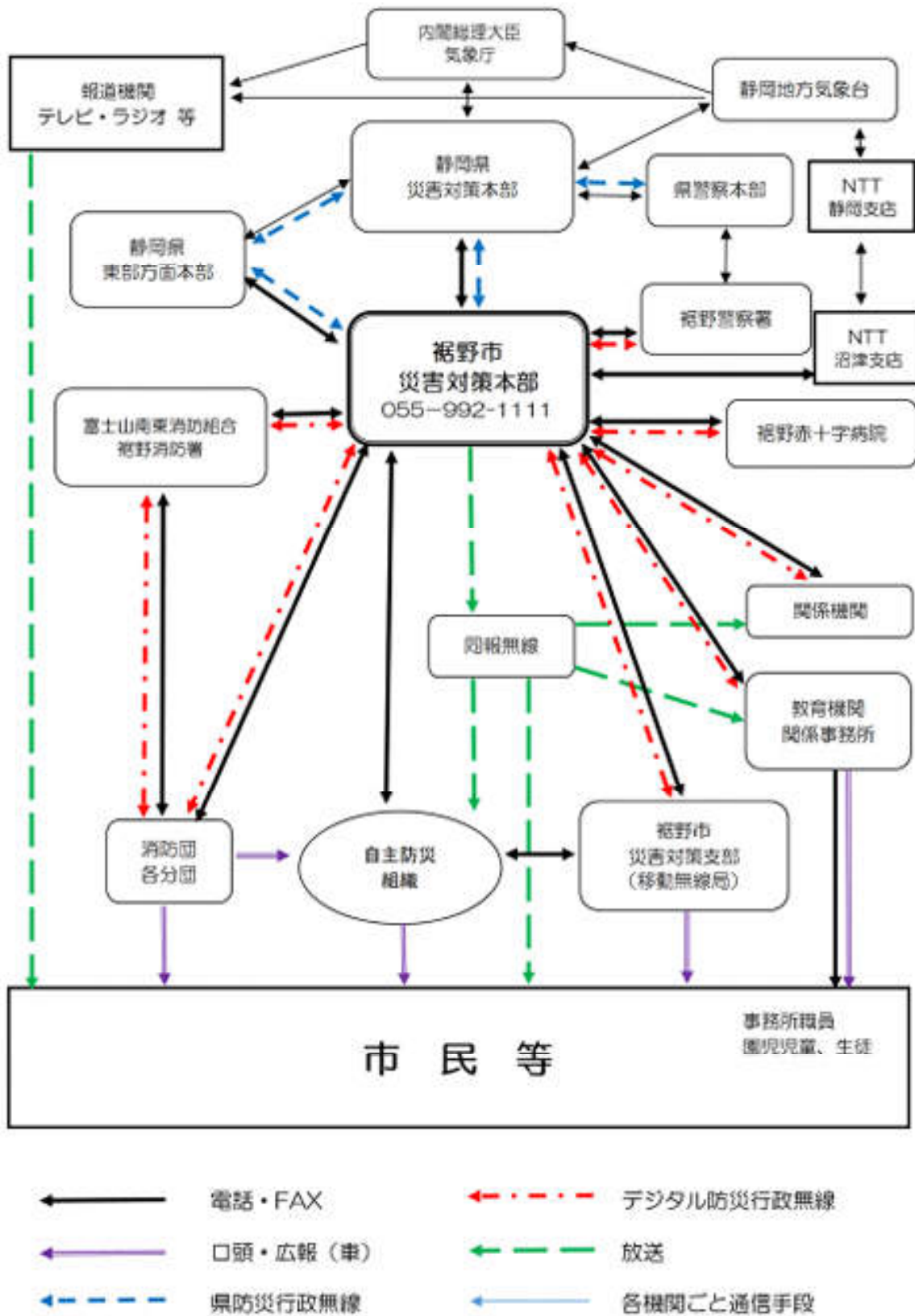
災害定時及び確定報告書

様式第4号

供 覧														
被 害 報 告 受 信 簿										整理 検印 報告				
(市町村 第 報) 月 日 時 分現在														
発 信 者	市町村 支 部 機 関				受 信 者					受 信 時 刻	月 日 時 分			
災 害 発 生 の 日 時			月 日 時 分											
災 害 発 生 の 場 所			市 町 村											
災害対策本部設置状況			開設 月 日 時 分					廃止 月 日 時 分						
区 分		件 数		備 考		区 分		件 数		備 考				
人 的 被 害	死 者	人				そ の 他 の 被 害	文 教 施 設	箇所						
	行方不明者	人					病 院	箇所						
	負 傷 者	重 傷 者	人				道 路	箇所						
		軽 傷 者	人				橋 り よ う	箇所						
		計	人				河 川	箇所						
住 家 の 被 害	棟 数 世 帯 数 及 び 人 員	全 壊 (流 失)	棟				火 災 発 生	港 湾	箇所					
			半 壊					世帯				砂 防	箇所	
								人				清 掃 施 設	箇所	
	一 部 破 損	棟						山(崖)くずれ	箇所					
		世帯						鉄 道 不 通	箇所					
		人						被 害 船 舶	隻					
	床 浸 上 水	棟						水 道	戸					
		世帯						電 話	回線					
		人						電 気	戸					
		棟						ガ ス	戸					
		世帯		ブ ロ ッ ク 塀	箇所									
		人		建 物	件									
非 住 家 の 被 害	官公署庁舎・ 公 民 館 等	棟		危 険 物	件									
		棟		そ の 他	件									
	田 畑 の 被 害	田 畑	流 失 ・ 埋 没	ha		り 災 世 帯 数	世帯							
			冠 水	ha		り 災 者 数	人							
			流 失 ・ 埋 没	ha		被 害 総 額	百万円							
			冠 水	ha		避難勧 告指示 の状況	地 区 数	箇所						
						避難場所	箇所							
						人 員	人							
						消防機関 の 活 動 〔 出 勤 〕 状 況	消 防 職 員	人						
						消(水)防団員	人							
						計	人							

5 情報の収集・ 伝達及び広報活動

裾野市通信広報連絡系統図



防災行政無線（同報系）広報無線現況

（親局）

呼出名称	設置場所	周波数	送信出力
こうほうすその	市役所4階	68.28MHz(アナログ) 65.55125MHz(デジタル)	10W

（子局等施設）

遠隔制御装置	裾野消防署	屋外拡声子局 (屋外受信機)	総合グラウンド
可搬型親局装置	裾野消防署		十里木集会所
簡易中継局	深良中学校		西小学校
再送信子局 2ヶ所	富士山資料館		千福が丘小学校
	南小学校		富岡第二小学校
屋外拡声子局 (屋外受信機) 12ヶ所	市役所		向田小学校
	深良小学校		裾野消防署
	須山小学校	戸別受信機	市内全戸対象
	富岡第一小学校		公共施設
	東小学校		事業所

裾野市デジタル防災行政無線・IP無線現況

局 名	呼出番号	グループ番号	局の区別
市役所基地局	001		基地局
深良中学校中継局※	002		中継局
統制台(市役所放送室)	100		統制台
副統制台(危機管理課)	100		統制台
富士山資料館直接中継	050	F99・F00	直接通信中継
裾野消防署	119	F99・F00・F01	統制機能付半固定型
市役所半固定型	200	F99・F00・F01	半固定型
災害対策本部	200#1	F99・F00・F01	半固定遠隔
西小学校	301	F99・F00・F01・F06	半固定型
	301#5	F50	FAX
南小学校	302	F99・F00・F01・F04	半固定型
	302#5	F50	FAX
裾野高校	303	F99・F00・F01・F04・F07	半固定型
	303#5	F50	FAX
東小学校	304	F99・F00・F01・F04・F08	半固定型
	304#5	F50	FAX
深良小学校	305	F99・F00・F01・F04・F09	半固定型
	305#5	F50	FAX
市民文化センター	306	F99・F00・F01・F04・F10	半固定型
富岡第一小学校	307	F99・F00・F01・F04・F11	半固定型
	307#5	F50	FAX
千福が丘小学校	308	F99・F00・F01・F04	半固定型
	308#5	F50	FAX
危機管理課(予備)	309	F99・F00・F01・F04	半固定型
	309#5	F50	FAX
須山小学校	310	F99・F00・F01・F04・F11	半固定型
	310#5	F50	FAX
深良支所	401	F99・F00・F01	半固定型
富岡支所	402	F99・F00・F01	半固定型
須山支所	403	F99・F00・F01	半固定型
水道庁舎	404	F99・F00・F01・F13・F18	半固定型
鈴木図書館	405	F99・F00・F01	半固定型

※現在、深良中学校基地局の中継機能が故障し修理不能のため、当面の間、須山地区と富岡地区の一部（下和田・今里・呼子）との通信は、IP無線機等で行うものとする。

局 名	呼出番号	グループ番号	局の区別
市民体育館	406	F99・F00・F01・F05	半固定型
美化センター	407	F99・F00・F01	半固定型
福祉保健会館	408	F99・F00・F01	半固定型
生涯学習センター	409	F99・F00・F01	半固定型
	306#5	F50	FAX
給食センター	410	F99・F00・F01・F05・F10	半固定型
運動公園陸上競技場	411	F99・F00・F01	半固定型
ヘルシーパーク裾野	412	F99・F00・F01	半固定型
向田小学校	413	F99・F00・F01	半固定型
富岡第二小学校	414	F99・F00・F01・F05・F11	半固定型
西中学校	415	F99・F00・F01	半固定型
東中学校	416	F99・F00・F01	半固定型
深良中学校	417	F99・F00・F01	半固定型
富岡中学校	418	F99・F00・F01	半固定型
須山中学校	419	F99・F00・F01	半固定型
西保育園	420	F99・F00・F01	半固定型
東保育園	421	F99・F00・F01・F05・F08	半固定型
深良保育園	422	F99・F00・F01	半固定型
御宿台保育園	423	F99・F00・F01	半固定型
富岡保育園	424	F99・F00・F01	半固定型
西幼稚園	425	F99・F00・F01	半固定型
いずみ幼稚園	426	F99・F00・F01	半固定型
深良幼稚園	427	F99・F00・F01	半固定型
富岡第一幼稚園	428	F99・F00・F01	半固定型
須山幼稚園	430	F99・F00・F01	半固定型
今里本村地区集会所	431	F99・F00・F01・F05・F11	半固定型
下和田地区集会所	432	F99・F00・F01・F05・F11	半固定型
十里木高原集会所	433	F99・F00・F01・F05・F12	半固定型
裾野赤十字病院	434	F99・F00・F01・F20	半固定型
裾野警察署	110	F99・F00・F01・F20	半固定型
裾野駅	435	F99・F00・F01・F05・F07・F20	半固定型
岩波駅	436	F99・F00・F01・F05・F09・F20	半固定型
裾野市商工会	438	F99・F00・F01・F20	半固定型
富岳一ノ瀬荘	439	F99・F00・F01・F20	半固定型
危機管理課 車載 (No.7467)	501	F99・F00・F02・F21	車載型
危機管理課 車載 (No. 50)	502	F99・F00・F02・F21	車載型

局 名	呼出番号	グループ番号	局の区別
生活環境課 車載 (No.3238)	503	F99・F00・F02・F21	車載型
予約不要車 車載 (No.2335)	504	F99・F00・F02	車載型
予約不要車 車載 (No.8622)	505	F99・F00・F02	車載型
予約不要車 車載 (No.8641)	506	F99・F00・F02	車載型
建設管理課 車載 (No.5318)	507	F99・F00・F02	車載型
建設管理課 車載 (No.7640)	508	F99・F00・F02	車載型
駅周辺整備課 車載(No. 2282)	509	F99・F00・F02	車載型
予約不要車 車載 (No.2281)	510	F99・F00・F02	車載型
総務課 車載 (No.2283)	511	F99・F00・F02	車載型
農林振興課 車載 (No.4030)	512	F99・F00・F02	車載型
健康推進課 車載 (No.1795)	513	F99・F00・F02	車載型
予約不要車 車載 (No.6174)	514	F99・F00・F02	車載型
予約不要車 車載 (No.8619)	515	F99・F00・F02	車載型
予約不要車 車載 (No.6504)	516	F99・F00・F02	車載型
予約不要車 車載 (No.8621)	517	F99・F00・F02	車載型
上下水道工務課車載 (No.3103)	518	F99・F00・F02・F18	車載型
上下水道工務課車載 (No.5914)	519	F99・F00・F02・F18	車載型
上下水道工務課車載 (No.4182)	520	F99・F00・F02・F18	車載型
上下水道工務課車載 (No.3559)	521	F99・F00・F02・F18	車載型
富士山南東消防 車載(No.53)	530	F99・F00・F02・F19	車載型
富士山南東消防 車載(No.544)	531	F99・F00・F02・F19	車載型
富士山南東消防 車載(No.299)	534	F99・F00・F02・F19	車載型
消防団 指揮車 車載	535	F99・F00・F02・F19	車載型
西分団 車載	551	F99・F00・F02・F19・F51	車載型
西分団小南 車載	552	F99・F00・F02・F19・F51	車載型
東分団平松 車載	553	F99・F00・F02・F19・F53	車載型
東分団茶畑 車載	554	F99・F00・F02・F19・F53	車載型
深良分団 車載	555	F99・F00・F02・F19・F55	車載型
富岡分団 車載	556	F99・F00・F02・F19・F56	車載型
富岡分団今里 車載	557	F99・F00・F02・F19・F56	車載型
富岡分団下和田 車載	558	F99・F00・F02・F19・F56	車載型
須山分団 車載	559	F99・F00・F02・F19・F59	車載型
危機管理課 携帯1	601	F99・F00・F03・F21	携帯型
危機管理課 携帯2	602	F99・F00・F03・F21	携帯型

局 名	呼出番号	グループ番号	局の区別
石脇公民館	603	F99・F00・F03・F05・F07	携帯型
富沢公民館	604	F99・F00・F03・F05・F06	携帯型
久根公民館	605	F99・F00・F03・F05・F08	携帯型
鹿島神社	606	F99・F00・F03・F05・F08	携帯型
本村下公民館	607	F99・F00・F03・F05・F08	携帯型
峰下公民館	608	F99・F00・F03・F05・F08	携帯型
鈴原公民館	609	F99・F00・F03・F05・F08	携帯型
原区集会所	610	F99・F00・F03・F05・F09	携帯型
千福公民館	611	F99・F00・F03・F05・F11	携帯型
下条公民館	612	F99・F00・F03・F05・F11	携帯型
不二聖心女子学院	613	F99・F00・F03	携帯型
さくら保育園	614	F99・F00・F03	携帯型
富岳台保育園	615	F99・F00・F03	携帯型
裾野ひかり幼稚園	616	F99・F00・F03	携帯型
千福が丘ひかり幼稚園	617	F99・F00・F03	携帯型
聖母幼稚園	618	F99・F00・F03	携帯型
東名カントリークラブ	619	F99・F00・F03・F20	携帯型
裾野カンツリークラブ	620	F99・F00・F03・F20	携帯型
エルピーガス協会裾野地区	621	F99・F00・F03・F20	携帯型
消防団本部	630	F99・F00・F03・F19	携帯型
消防団西地区	631	F99・F00・F03・F19・F51	携帯型
消防団東地区	633	F99・F00・F03・F19・F53	携帯型
消防団深良地区	635	F99・F00・F03・F19・F55	携帯型
消防団富岡地区	636	F99・F00・F03・F19・F56	携帯型
消防団須山地区	639	F99・F00・F03・F19・F59	携帯型
西分団	651	F99・F00・F03・F19・F51	携帯型
西分団小南	652	F99・F00・F03・F19・F51	携帯型
東分団平松	653	F99・F00・F03・F19・F53	携帯型
東分団茶畑	654	F99・F00・F03・F19・F53	携帯型
深良分団	655	F99・F00・F03・F19・F55	携帯型
富岡分団	656	F99・F00・F03・F19・F56	携帯型
富岡分団今里	657	F99・F00・F03・F19・F56	携帯型
富岡分団下和田	658	F99・F00・F03・F19・F56	携帯型
須山分団	659	F99・F00・F03・F19・F59	携帯型

局 名	呼出番号	グループ番号	局の区別
遠隔 1	151	F99	統制局遠隔
遠隔 2	152	F99	統制局遠隔
遠隔 3	153	F99	統制局遠隔
遠隔 4	154	F99	統制局遠隔
遠隔 5	155	F99	統制局遠隔
ファクシミリ	102		統制局FAX
静止画伝送装置	103		統制局メッセージ

無線局種別		W 数	台 数
基地局 1		5W	1
基地局2(中継局)		10W	1
直接波中継局		5W	1
陸上移動局	半固定	5W	50
	車 載	5W	34
	携 帯	2W	36
合 計			120

呼 出 符 号	型式	出 力	課 名	保 管 場 所 等
すそのぼうたい 201	可搬	10W	危機管理課	電 話 交 換 室
// 202	可搬	10W	富士山南東消防本部 裾野消防署	消防署 3F 情報室
ぼうさいすそのし	固定	25W	静岡県	電 話 交 換 室

災害対策本部連絡用 IP 無線機

令和 5 年 1 月 1 日現在

No.	登録名	備考	No.	登録名	備考
1	本部長		12・13	西小 2台	
2	統制部		14・15	南小学校 2台	
3	情報部		16・17	裾野高校 2台	
4	物資部		18・19	東小 2台	
5	現地対策部		20・21	向田小 2台	
6	教育対策部		22	深良小学校	
7	復旧対策部		23・23・24	生涯学習センター 3台	常設
8	医療救護対策調整所		25	富岡第一小学校	
9	深良小学校	支部：深良支所	26・27	富岡第二小学校 2台	
10	富岡第一小学校	支部：富岡支所	28・29	千福が丘小学校 2台	
11	須山小学校	支部：須山支所	30	須山小学校	

富士山南東消防本部裾野消防署 消防無線現況

(基地局)

令和 5 年1月1日現在

呼出名称	設置場所	周波数	送信出力
すそのしょうぼう	情報通信室	活動波・主運用波・統制波	5W

(移動局)

呼出名称	型式	出力	配備場所	配備車輛等
すその1※	車載	5W	裾野消防署	消防1号車(は 544)
すその3※	車載	5W	須山分遣所	消防3号車(ふ 3776)
すその4※	車載	5W	伊豆島田分署	消防4号車(す 299)
すその5	車載	5W	裾野消防署	消防5号車(せ 5)
すその6※	車載	5W	裾野消防署	消防6号車(ぬ 6)
すその41※	車載	5W	裾野消防署	救助工作車(ぬ 119)
きゅうきゅうすその1※	車載	5W	裾野消防署	救急1号車(さ2636)
きゅうきゅうすその2※	車載	5W	伊豆島田分署	救急2号車(さ1192)
きゅうきゅうすその3※	車載	5W	伊豆島田分署	救急3号車(令和3年3月更新)
きゅうきゅうすその5※	車載	5W	須山分遣所	救急5号車(さ1195)
すその53※	車載	5W	裾野消防署	指揮車 (さ 53)
すその61※	車載	5W	裾野消防署	広報車 (す 119)
すその62※	車載	5W	裾野消防署	防火指導車(そ5069)
すその71※	車載	5W	裾野消防署	資器材搬送車 (さ 71)
すその73※	車載	5W	伊豆島田分署	連絡車 (あ 69)
すその75※	車載	5W	須山分遣所	連絡車 (あ 46)
すそのかはん1※	可搬	5W	裾野消防署	
すそのかはん2※	可搬	5W	裾野消防署	
すそのかはん3※	可搬	5W	裾野消防署	
すその101※	携帯	2W	裾野消防署	
すその102※	携帯	2W	裾野消防署	
すその103※	携帯	2W	裾野消防署	

すその104※	携帯	2W	裾野消防署	
呼 出 名 称	型式	出 力	配備場所	配 備 車 輦 等
すその105※	携帯	2W	裾野消防署	
すその106※	携帯	2W	裾野消防署	
すその107※	携帯	2W	伊豆島田分署	
すその108※	携帯	2W	裾野消防署	
すその109※	携帯	2W	伊豆島田分署	
すその110※	携帯	2W	長泉消防署	
すその111※	携帯	2W	伊豆島田分署	
すその112※	携帯	2W	伊豆島田分署	
すその113※	携帯	2W	須山分遣所	
すその114※	携帯	2W	須山分遣所	
すその115※	携帯	2W	須山分遣所	
すその116※	携帯	2W	裾野消防署	連絡車 (う 3776)
すその117※	携帯	2W	裾野消防署	
すその118※	携帯	2W	裾野消防署	

無線局種別	型式	W 数	台 数
基地局		5W	1
陸上移動局	車載	5W	16
	可搬	5W	3
	携帯	2W	18
合 計			38

防災行政無線（同報無線）親局操作卓サイレン信号

種類	説明	サイレン信号 ※ ☐ …吹聴 ()…停止
近火信号	火災発生を知らせるもの	○ ——— 休止 ○ ——— 休止 ○ ——— 休止 ☐ 3秒 (2秒) ☐ 3秒 (2秒) ☐ 3秒 (2秒)
水防 第一信号	はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ ——— 休止 ○ ——— 休止 ○ ——— 休止 ☐ 5秒 (15秒) ☐ 5秒 (15秒) ☐ 5秒 (15秒)
水防 第二信号	水防員及び消防機関に属する者の全員に対し、関係者が出動すべきことを知らせるもの	○ ——— 休止 ○ ——— 休止 ○ ——— 休止 ☐ 5秒 (6秒) ☐ 5秒 (6秒) ☐ 5秒 (6秒)
水防 第三信号	当該水防管理団体の区域内居住者が出動すべきことを知らせるもの	○ ——— 休止 ○ ——— 休止 ○ ——— 休止 ☐ 10秒 (5秒) ☐ 10秒 (5秒) ☐ 10秒 (5秒)
避難信号	区域内に災害発生のおそれがあり、居住者に避難を呼びかけるもの	○ ——— 休止 ○ ——— 休止 ○ ——— 休止 ☐ 60秒 (5秒) ☐ 60秒 (5秒) ☐ 60秒 (5秒)
注 意	1 サイレン信号は、適切な時間継続する。 2 必要があれば警鐘とサイレン信号を併用する。 3 危険が去ったときは、口頭伝達または防災行政無線等により連絡する。	

資料 5-6

関係機関連絡先一覧

1 消防庁(応急対策室)

		NTT有線	地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線
平 日 (9:30~8:15)	電 話	03-5253-7527	8-048-500-90-49013	8-90-49013
	FAX	03-5253-7537	8-048-500-90-49033	8-90-49033
上記以外	電 話	03-5253-7777	8-048-500-90-49012	8-90-49102
	FAX	03-5253-7553	8-048-500-90-49036	8-90-49036

2 気象庁

機関名	NTT	防災無線
静岡地方気象台	054-286-3521	160-9000

3 静岡県

機関名		NTT有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ[宿直室])	
			地上系	衛星系
危機管理部	電 話	054-221-2072	5-700-6030	8-700-6030
	FAX	054-221-3252	5-700-6250	8-700-6250
東部危機管理局 (東部方面本部)	電 話	055-920-2002	5-103-6010	8-103-6010
	FAX	055-920-2009	5-103-6407	8-103-6407

4 静岡県警察

機関名	NTT	防災無線
静岡県警察本部 警備部災害対策課	054-271-0110	
静岡県警察本部 地域課 航空隊	054-622-6251	
静岡県警察 裾野警察署	055-995-0110	

5 自衛隊・海上保安庁

機関名	NTT	防災無線
陸上自衛隊 第34 普通科連隊第3科	0550-89-1310	150-9000
航空自衛隊 第1航空団防衛部	053-472-1111	153-9000
海上自衛隊 横須賀地方総監部	046-822-3522	156-9106
清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118	157-9000
下田海上保安部 警備救難課	0558-25-0118	158-9106

6 指定公共機関

機関名	NTT	防災無線
日本赤十字社 静岡県支部	054-252-8131	159-9000
日本放送協会 静岡放送局放送部	054-274-1021	
中日本高速道路(株) 御殿場保全・サービスセンター	0550-82-3100	
東海旅客鉄道(株) 静岡支社管理部総務課	054-284-2319	
西日本電信電話(株) 静岡支店災害対策室	054-205-9122	
東京電力パワーグリッド(株) 静岡総支社(沼津)	055-915-5491	

中部電力パワーグリッド(株) 静岡支店	054-273-9012	
---------------------	--------------	--

7 指定地方公共機関

機関名	NTT	防災無線
静岡ガス(株) 安全推進室	054-284-7984	
(一社)静岡県 LP ガス協会	054-255-2451	
(一社)静岡県トラック協会	054-283-1910	
静岡県道路公社	054-254-3407	
(一社)静岡県医師会	054-246-6151	

8 報道機関

[地方紙]

社名	電話番号	FAX
岳麓新聞社	0550-82-0080	0550-82-0088
日刊静岡	0550-89-8930	0550-89-8932

[沼津記者会](FAX 055(934)1109)

社名	電話番号	FAX
NHK沼津報道室	055-931-7475	055-931-7142
静岡朝日テレビ	055-951-3100	055-951-3903
静岡第一テレビ	055-963-4777	055-962-7310
SBS静岡放送	055-962-0383	055-962-6515
テレビ静岡	055-962-7374	055-954-0710
静岡新聞社	055-962-0381	055-951-9881
産経新聞	054-255-5026	054-255-0038
朝日新聞	055-951-1231	055-951-1410
読売新聞	055-951-8880	055-951-8881
毎日新聞	055-962-0204	055-964-0225
時事通信	055-963-5115	055-951-0660
中日新聞・東京新聞	055-962-1123	055-962-5964

[その他]

社名	電話番号	FAX
(株)エフエムみしま・かなみ	055-981-8600	055-981-8601
静岡エフエム放送(株)編成制作部	053-457-1153	053-457-1153
建通新聞	055-962-5167	055-951-6965

資料5-7

裾野市建設業協会 会員一覧

令和 5 年1月現在

名 称	住 所	電話番号	FAX番号
渡辺建設(株)	富沢394-1	992-0030	993-4250
眞田建設(株)	下和田644-5	997-1337	997-1689
(有)南麓建設	須山2292	998-0079	998-2364
小林道路(株)裾野営業所	佐野1382-2	994-1608	923-1739
渡邊工業(株)	深良744	993-7575	993-7744
(株)NIPPO 静岡東部出張所	今里427	997-1543	997-1502
(有)秋山土建	千福443-3	992-0166	994-1322
大有建設(株)静岡支店	沼津市足高319-306	926-1015	926-1017
富士急建設(株)静岡支店	須山2255-1662	998-1203	998-1204
井出建設工業(株)	佐野1452-2	993-7070	993-7071
(株)河西建設	長泉町東野50-7	986-2720	986-3661
(株)建通新聞社	沼津市平町18-20	962-5167	951-6965

資料5-8

裾野市建設業組合 組合員一覧

令和5年1月現在

名 称	住 所	電話番号	FAX番号
(有)飯塚工務店	麦塚 174	992-1221	992-5206
伊東板金	茶畑 245-29	992-3702	992-3702
羽畑建築	伊豆島田 813-18	993-2668	993-2668
協和店舗装備	深良 759-1	993-0734	993-0734
鈴木硝子店	平松 472	993-1654	993-6863
鈴木覚夫建設	佐野 785-3	992-0268	993-6928
(有)橘工務店	茶畑 868	992-2305	992-2659
林土建	佐野 267-1	992-2554	992-2554
晃建築	久根 355-2	992-5861	992-0051
(株)ヤマモト	公文名 203	994-1323	993-2791
渡邊建築	公文名 401-8	992-1431	992-1432
渡辺建築	伊豆島田 487-1	992-1340	993-6894
西島建築	岩波 240-12	997-4850	997-4850

資料5-9

裾野市上水道協力会 会員一覧

工事店名	住 所	電話番号
(有)M・Kアクアサービス	茶畑86-1	992-6599
小川設備工事店	茶畑219	993-2074
(有)北住設機器	茶畑1453-7	993-1250
杉山産業	茶畑125-8	992-1131
(有)杉山設備工業	平松562	993-3030
(株)駿東管工	公文名431-34	992-5728
高橋設備	稲荷214-1	993-1336
工管設	茶畑279-1	993-1603
(株)植松水道	石脇399-1	992-4644
鈴木住宅設備	伊豆島田816-19	993-3901
(株)中川商店	佐野1036	993-1555
(株)西島工業	石脇107-1	993-1070
(有)井上設備工業	金沢382-5	997-4578
(有)荻田水道工事店	葛山552	997-0701
(有)杉本住宅設備機器	下和田133-9	997-0983
鈴鹿建設(株)東富士支店	御宿1511-1	997-2704
田央設備(有)	下和田644-8	997-5175
(有)富士設備	下和田776-2	997-1507
山崎設備	呼子2-6-13	997-6766
(株)小島屋商会	須山577-3	998-0019

資料5-10

ガス販売所一覧

地区	事業所名	所在地	電話
東	室伏商店	茶畑200-18	992-0326
東	日本ガス興業株式会社裾野営業所	平松110-3	992-4305
西	株式会社 TOKAI 駿東配送センター	桃園72-1	992-1188
西	株式会社 中川商店	佐野1036	993-1555
西	有限会社 星野燃料店	佐野779-1	992-0409
深良	株式会社 植松貞夫商店	深良2388-23	992-0218
深良	株式会社 百一酸素裾野支店	深良412	992-0506
富岡	富士伊豆農業協同組合 すそのプロパンガスセンター	御宿430	992-2078
市外	静岡ガス株式会社(東部支社)	沼津市岡一色809	927-2811

6 交通・輸送

静岡県緊急輸送路図



資料 6-2

裾野市内の静岡県緊急輸送路一覧

路 線 名	延長(m)	備 考
東名高速道路	7,050	第一次緊急輸送路
新東名高速道路	7,160	第一次緊急輸送路
国道246号線	7,990	第一次緊急輸送路
国道469号線	11,400	第一次緊急輸送路
裾野インター線(県道82号線)	1,017	第一次緊急輸送路
沼津小山線(県道394号線)	3,600	第二次緊急輸送路
富士裾野線(県道24号線)	1,158	第二次緊急輸送路
富士裾野線(県道24号線)	9,764	第三次緊急輸送路

資料 6-3

裾野市アクセスルート一覧
(緊急輸送ルート・市緊急輸送路・避難路)

路 線 名	延長(m)	備 考
沼津小山線(県道394号線)	790	緊急輸送ルート
市道3018号線	47	緊急輸送ルート
市道1-13号線	1,310	緊急輸送ルート
市道1-15号線	750	緊急輸送ルート
市道4008号線	320	緊急輸送ルート
市道2-34号線	1040	緊急輸送ルート
沼津小山線(県道394号線)	2,190	市緊急輸送路
沼津小山線(県道394号線)	635	市緊急輸送路
三島裾野線(県道21号線)	1,063	市緊急輸送路
裾野停車場線(県道345号線)	350	市緊急輸送路
市道1721号線	260	市緊急輸送路
市道2-45号線	2,156	市緊急輸送路
市道1-3号線	160	市緊急輸送路
市道1-21号線	265	市緊急輸送路
市道1-22号線	1035	市緊急輸送路
市道1-23号線	165	市緊急輸送路
市道1401号線	65	市緊急輸送路
市道1797号線	40	市緊急輸送路
市道1425号線	180	市緊急輸送路
市道1171号線	510	市緊急輸送路
市道2-12号線	136	市緊急輸送路
市道2028号線	60	市緊急輸送路
市道2-28号線	307	市緊急輸送路
市道2-18号線	80	市緊急輸送路
市道2-29号線	830	市緊急輸送路
市道3044号線	544	市緊急輸送路
市道2-30号線	10	市緊急輸送路
市道3070号線	167	市緊急輸送路
市道3068号線	180	市緊急輸送路
市道2-34号線	183	市緊急輸送路

路 線 名	延長(m)	備 考
市道1259号線	61	市緊急輸送路
市道1-13号線	1,593	市緊急輸送路
市道2383号線	185	市緊急輸送路
市道2-38号線	320	市緊急輸送路
市道1-18号線	500	市緊急輸送路
市道1-19号線	2,895	市緊急輸送路
市道2211号線	120	市緊急輸送路
市道1-4号線	840	避難路
市道2-7号線	261	避難路
市道2442号線	62	避難路(西幼稚園)
市道2023号線	35	避難路(西幼稚園)
市道2-17号線	305	避難路(西中学校)
市道2-13号線	53	避難路(東西公民館)
市道1144号線	80	避難路(裾野駅)
市道1381号線	825	避難路(いずみ幼稚園)
市道1-3号線	650	避難路
市道1415号線	77	避難路(東中学校)
市道1509号線	840	避難路(東中学校)
市道1-4号線	3,785	避難路
市道1632号線	510	避難路(深良中学校)
市道1249号線	285	避難路(深良幼稚園)
市道1240号線	30	避難路(深良幼稚園)
市道4008号線	1,310	避難路(ヘルシーパーク)
市道4053号線	3,206	避難路(ヘルシーパーク)
市道4363号線	125	避難路(ヘルシーパーク)
市道2-42号線	175	避難路(須山中学校)
市道4106号線	190	避難路(須山中学校)
市道4104号線	45	避難路(須山中学校)
市道4381号線	515	避難路(須山分遣所)

※ 令和2年3月作成「裾野市防災ハザードマップ」参照

資料 6-4

緊急通行車両の事前届出手続

(県警察本部)

指定行政機関等が行う災害応急対策の迅速化及び発災後の確認手続きの効率化に資するため、緊急通行車両の事前届出を推進するものとする。

1 事前届出手続き

事前届出対象車両は次のいずれにも該当する車両であること。また、車両使用の本拠地は県内とする。

- (1) 指定行政機関等が所有し、若しくは指定行政機関等が契約により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- (2) 大規模地震対策特別措置法第21条に定める地震防災応急対策に係る緊急輸送又は災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

2 届出の方法

- (1) 警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両事前届出書により届け出る。
- (2) 緊急通行車両を使用する指定行政機関等の所在地を管轄する警察署交通課に提出する。

3 緊急通行車両事前届出済証(以下「届出済証」という。)の交付

- (1) 審査を経た緊急通行車両については届出済証を警察署を経由して交付する。
- (2) 届出済証の交付を受けた車両は届出済証を自動車検査証と一体保管する。

4 届出済証の返納

届出済証の交付を受けた者は、次の場合に公安委員会に対し届出済証を返納するものとする。

- (1) 当該車両が、緊急通行車両に該当しなくなったとき。
- (2) 当該車両が廃車となったとき。
- (3) その他の理由により緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

様式第1号(第2条関係)

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 静岡県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日		第 号 静岡県公安委員会 印
番号標に表示 されている番号 車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送人 員又は品名)				
住 所 () 局 番				
氏 名				
出 発 地				
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。				
(注)1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄の警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。				

備考 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

資料 6-6

緊急通行車両の確認申請及び確認手続

(県警察本部)

大規模地震対策特別措置法又は災害対策基本法に基づく通行禁上が実施された場合における緊急通行車両の確認申請及び確認手続は次によるものとする。

1 緊急通行車両事前届出済証(以下「届出済証」という。)を携帯している緊急通行車両の場合

(1)段階別の指定

届出済証には段階別通行区分が指定されていることから、原則として指定された段階別に確認申請を行うものとし、段階別の確認申請の時期は、公安委員会がマスコミ等を通じて広報するものとする。

(2)確認申請の方法

確認申請は公安委員会に対し届出済証を提示して行うものとし、次の場所で受理する。

- ア 警察本部
- イ 各警察署
- ウ 交通検問所

(3)確認の方法

ア 届出済証を携帯している緊急通行車両の確認は他に優先して行うものとする。

イ 前記申請に基づき公安委員会は、緊急通行車両にあたることを確認した場合には、所定の緊急標章(以下「標章」という。)及び緊急通行車両確認証明書(以下「確認証明書」という。)を車両1台につき1通交付する。

(4)確認証明書及び標章の有効期間

当該車両が緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。

(5)標章の掲示等

標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

(5)標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

2 事前届出をしていない緊急通行車両の場合

(1)確認申請の方法

確認申請は、警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両確認申請書に必要事項を記入の上、当該車両が指定行政機関等の災害応急対策に使用するものであることの説明資料を添え、次の場所に提出する。

- ア 警察本部
- イ 各警察署

(2)確認の方法

公安委員会は、申請書及び添付書類に基づき当該車両が緊急通行車両であることを審査し、緊急通行車両にあたることを確認した場合には、所定の標章及び確認証明書を車両1台につき1通交付する。

(3)確認証明書及び標章の有効期間

当該車両の緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。

(4)標章の掲示等

標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

(5)標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

緊急通行車両についての確認に係る標章

別記様式第3(第6条関係)

登録(車両)番号

緊急

有効期限 年 月 日

15

21

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を講ずるものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

資料 6-8

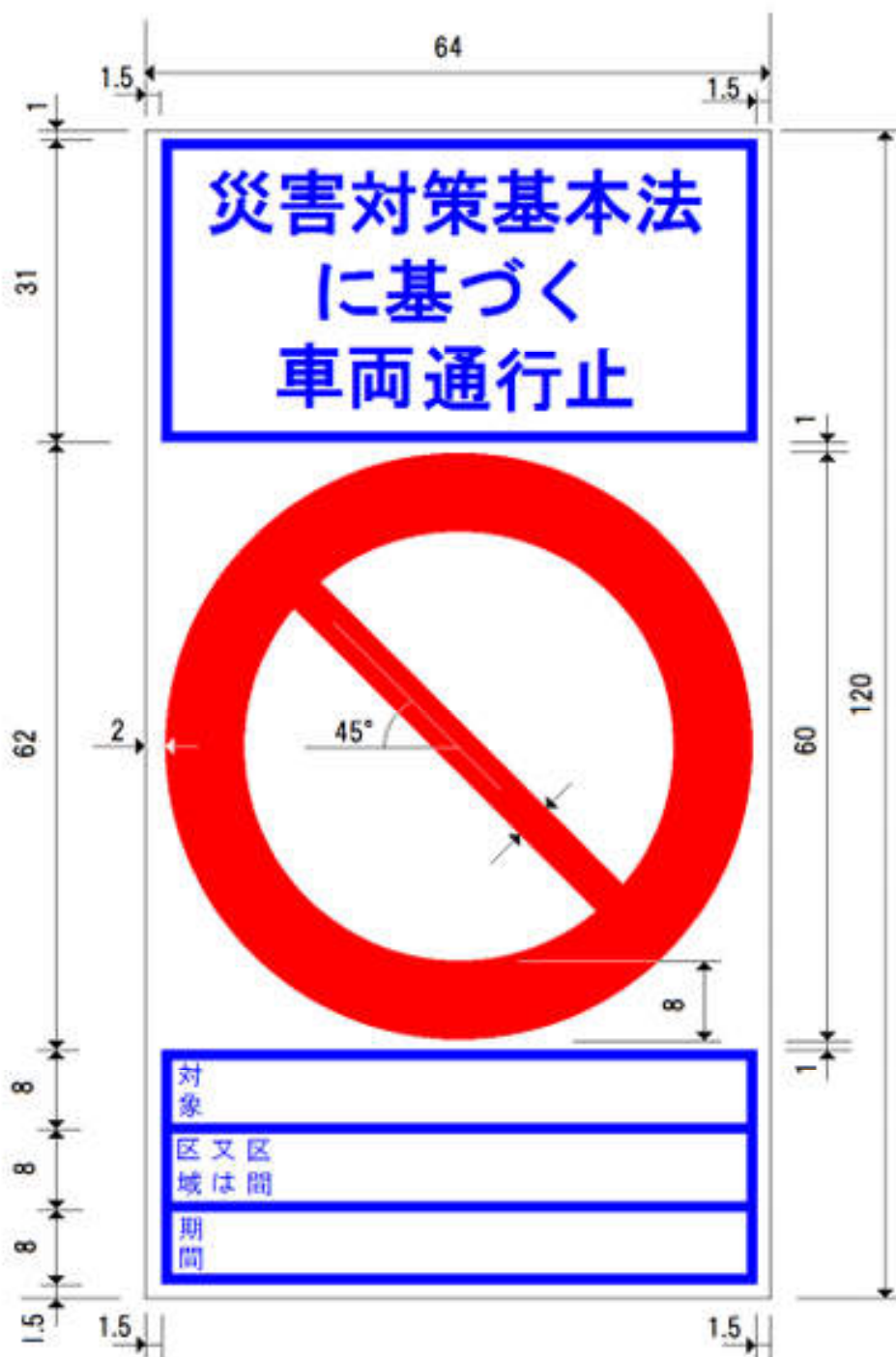
別記様式第4(第6条関係)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う 車両にあっては、輸送人員 又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

災害時の通行禁止又は制限に係る標識

別記様式第2(第5条関係)



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

7 防災関連・その他施設、 設備等

市防災関連施設一覧

1 災害対策本部・支部

区分	施設名	所在地	電話 衛星携帯電話	デジタル 防災行政無線
裾野市災害対策本部	市役所本庁舎	佐野1059	992-1111 870-772254292	100
深良支部	深良支所	深良657	992-0400 870-772254294	401
富岡支部	富岡支所	御宿680-1	997-0062 870-772254295	402
須山支部	須山支所	須山1593-12	998-0002 870-772254296	403

※衛星携帯電話は架電の際、頭に次の番号を加える

①衛星携帯電話同士(00)

②衛星携帯電話以外から架ける場合(122-001-010)

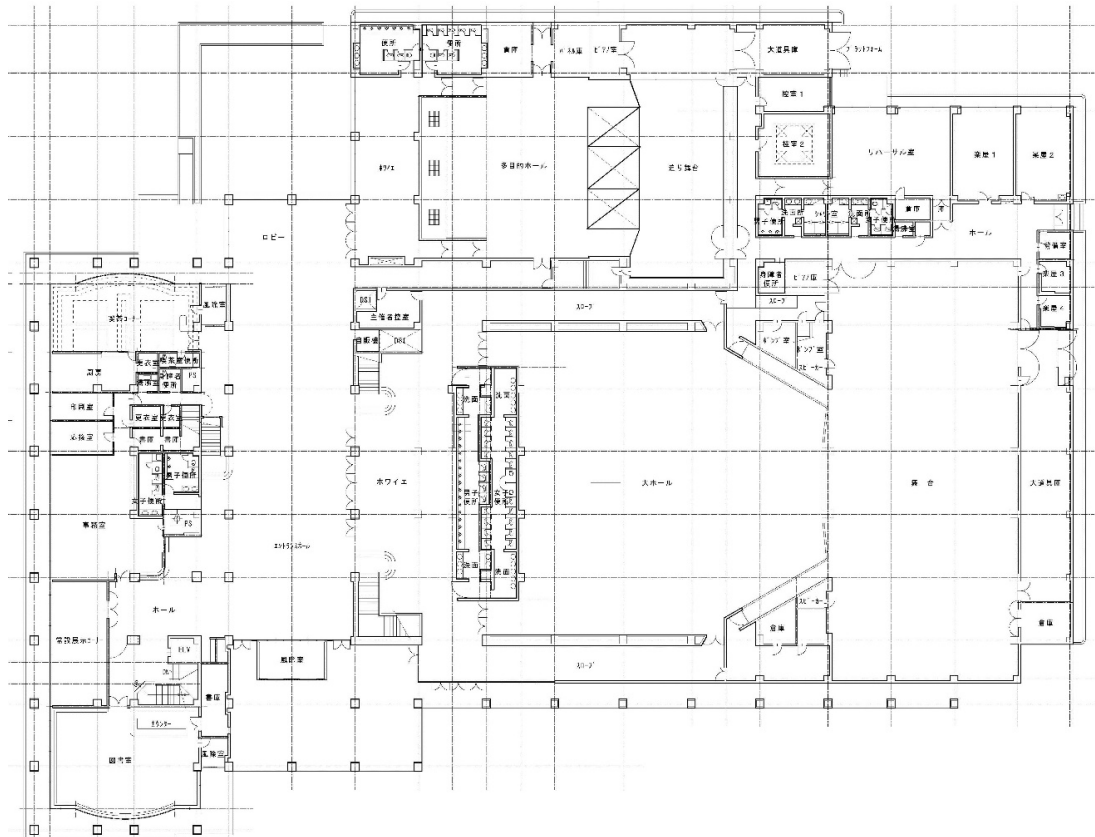
2 広域避難地

No.	施設名	所在地	電話	デジタル 防災行政無線	避難区域
1	西小学校	佐野1143	992-0138	301	佐野二・大畑・上町・元町・桃園・富沢・南町・二ツ屋1(1・2班)・二ツ屋2・千福南
2	南小学校	伊豆島田806-5	995-1373	302	二ツ屋1(3～7班)・堰原・伊豆島田・水窪
3	裾野高校	佐野900-1	992-1125	303	石脇(第1・第3防災)・佐野上宿・佐野本宿・佐野若狭・緑町・公文名1
4	東小学校	茶畑399	992-0049	304	久根・公文名2・公文名3・公文名4・公文名5・三菱・中丸上・中丸中・中丸下・天理町・滝頭(2組以外)・本茶・和泉・富士見台・麦塚・新道・東町・本通り・日の出元町・本村上中・本村下
5	向田小学校	茶畑1133	993-7050	413	滝頭(2組)・道上・峰下・市の瀬・鈴原・茶畑団地・青葉台
6	深良小学校	深良655	992-0242	305	南堀・和市・切久保・上原・上原団地・原・上須・深良新田・岩波
7	生涯学習センター	深良435	992-3800	409	石脇(第2防災)・町震1・町震2・舞台団地・遠藤原
8	富岡第一小学校	御宿600	997-0343	307	千福・御宿平山・御宿上谷・御宿新田・御宿坂上・御宿入谷・上城・中村・下条・中里・田場沢・森脇団地・上ケ田・金沢・今里・矢崎・トヨタ・御宿台・今里上
9	千福が丘小学校	千福が丘4-12-1	993-8222	308	千福が丘
10	富岡第二小学校	下和田890	997-1022	414	下和田・呼子
11	須山小学校	須山165	998-0021	310	須山1・須山2・須山3・須山6・須山4・十里木地区

3 緊急物資集積場所

緊急物資集積場所	所在地	備考
市民文化センター	石脇586	

【市民文化センター1階見取り図】



4 その他防災関連施設

区分		所管	施設1	施設2(予備)
医療救護本部		医療班	福祉保健会館	
広域応援部隊	自衛隊	統(制)班	裾野市運動公園	
	緊急消防援助隊	消防部	裾野市総合グランド	
	県 DMAT	医療班	福祉保健会館	
	警察災害派遣隊	統制班	裾野市民文化センター	
ヘリポート		統制班	防災ヘリポート一覧(資料7-2) 参照	
遺体の安置		医療班	福祉保健会館	市民体育館
ボランティアセンター		福祉班 (社会福祉協議会)	福祉保健会館	
避難所		広域避難地本部班	指定避難所一覧(資料7-3)・福祉避難所一覧(資料7-5) 一時滞在者用避難所及びリフレッシュセンター(資料7-4) 参照	
救護所		医療班	救護所一覧(資料8-1) 参照	

資料 7-2

防災ヘリポート一覧

1 防災ヘリポート一覧

番号	名 称	所 在 地	ヘリサイズ	着陸帯面積 (m×m)	着陸帯 表面	離着陸時 散水要否	進入不可 方向	種別
1	運動公園	今里1616-1	中	50×50	芝生	必要	④⑧	拠点 ヘリポート
2	裾野高校グラウンド	佐野902	中	85×118	砂質	必要	なし	現地 ヘリポート
3	総合グラウンド	御宿880	中	88×125	砂質	必要	なし	現地 ヘリポート
4	須山小学校グラウンド	須山163	小	50×100	砂質	必要	なし	現地 ヘリポート
5	消防庁舎屋上ヘリポート	石脇515	小	28×25	舗装	不要	なし	現地 ヘリポート
6	不二聖心女子学院	桃園198	中	70×120	芝生	不要	なし	現地 ヘリポート
7	運動公園やすらぎ広場	今里1616-1	中	95×95	芝生	不要	⑤⑦	消防援助隊
8	裾野消防署須山分遣所 北側芝生	須山1545-1	中	50×50	芝生	不要	なし	消防援助体
9	富士山資料館	須山2255-39	中	50×70	芝生	不要	①⑦	消防援助隊

※進入不可方向 ①北 ②北東 ③東 ④南東 ⑤南 ⑥南西 ⑦西 ⑧北西

※番号7, 8, 9は富士山南東消防本部緊急消防援助隊のヘリポート

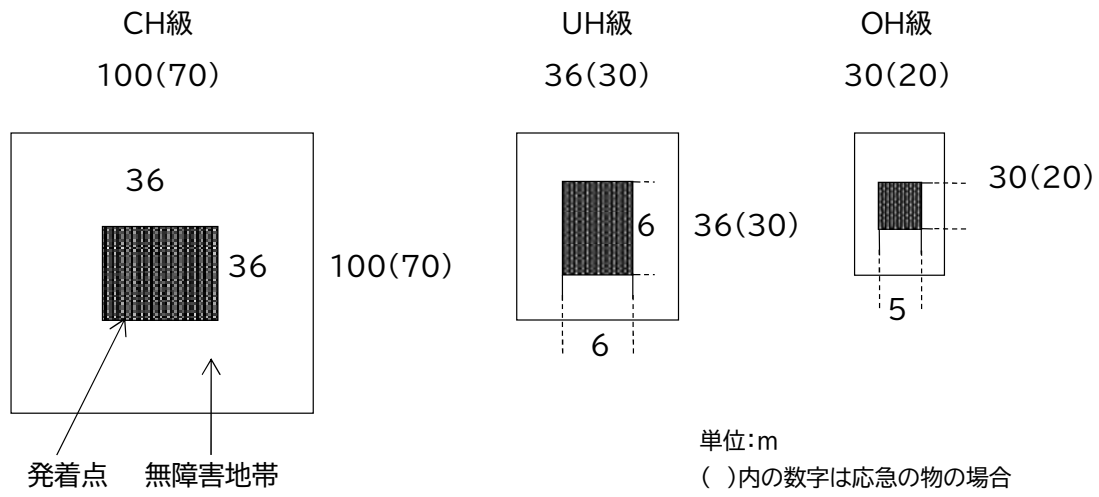
2 ヘリポート候補地

番号	名 称	所 在 地	面積(㎡)	所有者	標 高	大 き さ	進入方向	備考
1	西中学校グラウンド	佐野450	7,440	裾 野 市	140m	CH1 UH3 OH5	南	
2	西中学校第二グラウンド	石脇46-1他	9,761	裾野市他	140m	CH1 UH3 OH5	南・西	
3	東中学校グラウンド	公文名685-1	22,875	裾 野 市	195m	CH1 UH4 OH5	南	照明あり
4	富岡中学校グラウンド	御宿579	16,352	裾 野 市	170m	CH1 UH3 OH5	南・東	散水あり
5	深良中学校グラウンド	深良3806	14,717	裾 野 市	250m	CH1~2 UH5 OH7	南・西	照明あり
6	須山中学校グラウンド	須山1502	13,724	裾 野 市	560m	CH1 UH4 OH5	東・南・北	照明あり
7	深良グラウンド	深良336-1	10,610	民 地	190m	CH△ UH3 OH5	南	ネット8m
8	キャノンヘリポート	深良 4202	1,350	民 地	373m	UH1 OH1	南	
9	一ノ瀬グラウンドゴルフ場	茶畑 1859-3 他	1,600	民 地	240m	UH1 OH1	西	調整中

※所在地は代表地番(学校の地番等)である。

※面積はグラウンド以外の敷地を含む箇所がある。

※CH△は応急の物が着陸可



【ヘリポートの具備すべき条件】

1 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積

項目		昼間使用	夜間使用
発着場基準	OH-6J 小型 (全長 9.30 全巾 8.05) m		
	UH-1H 中型 (全長 17.40 全巾 14.64) m		
	CH-47J 大型 (全長 30.18 全巾 16.26) m		

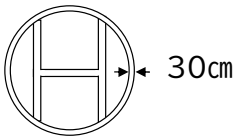
〔注〕民間航空機を除く。
降着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点。
無障害地帯 離着陸に障害とならない地域。
民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯、進入区域の長さ500m、進入表面のこう配1/2分の1(7°)を最低限度確保する必要がある。
ただし、捜査または救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

2 地表面

- ア 舗装された場所が最も望ましい。
- イ グランド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること
(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う)。
- ウ 草地の場合は硬質低草地であること。

3 着 陸 点

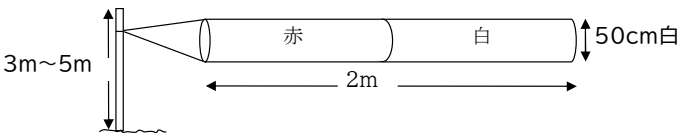
着陸点(直径30m)のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を画き、中央にHと記す。



4 着陸帯付近(着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所)に吹き流し、または旗をたてる。

(1)布 製

(2)風速25m／秒程度に耐えられる強度



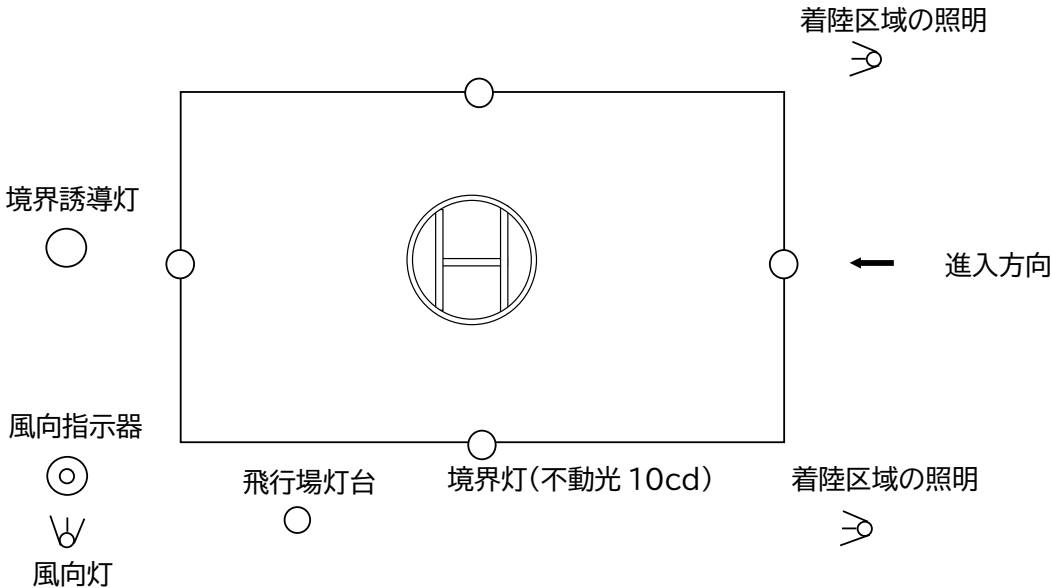
5 救急車等、車両の出入の便がよい場所であること。

6 電話等、通信手段の利用が可能であること。

7 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。

特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対に近づかないよう配慮する必要がある。

8 灯火の設置要領



指定避難所一覧

●地震、大規模火災、その他災害

【1番目に開設する避難所】※広域避難地に併設する指定避難所

名 称	所 在 地	電 話	FAX
西小学校	佐野1143	992-0138	992-3242
南小学校	伊豆島田806-5	995-1373	995-1374
裾野高校	佐野900-1	992-1125	992-1016
東小学校(東地区コミュニティセンター含む)	茶畑399	992-0049	992-1300
向田小学校	茶畑1133	993-7050	993-7051
深良小学校	深良655	992-0242	992-2433
生涯学習センター	深良435	992-3800	992-4047
富岡第一小学校	御宿600	997-0343	997-1793
富岡第二小学校(下和田区・呼子区児童屋内体育施設)	下和田890	997-1022	997-1092
千福が丘小学校	千福が丘4-12-1	993-8222	993-8223
須山小学校	須山165	998-0021	998-0128

【2番目に開設する避難所】

名 称	所 在 地	電 話	FAX
西中学校	佐野450	992-0157	992-2010
西幼稚園	佐野1470	992-5200	992-5248
南児童館	伊豆島田806-14	993-1881	993-1881
東中学校	公文名685-1	992-0012	992-2410
いずみ幼稚園	稲荷123-1	992-1683	992-1875
市民体育館	稲荷24	993-0303	993-8543
東西公民館	平松495	992-6677	992-5170
深良中学校	深良3806	997-0116	997-0236
深良幼稚園	深良696	997-3598	997-4048
深良地区コミュニティセンター	深良657	992-0400	993-7231
富岡中学校	御宿579	997-0069	997-0145
富岡第一幼稚園	御宿682-14	997-1277	997-4319
富岡地区コミュニティセンター	御宿680-1	997-0062	997-2798
須山中学校	須山1502-1	998-1200	998-1219
須山地区コミュニティセンター	須山1593-12	998-0002	998-1647
須山地区研修センター	須山587-4	998-0955	-

●風水害、土石流、地すべり、山崩れ

【1番目に開設する避難所】

名 称	所 在 地	電 話	FAX
西小学校	佐野1143	992-0138	992-3242
南小学校	伊豆島田806-5	995-1373	995-1374
東地区コミュニティセンター	茶畑360	-	-
向田小学校	茶畑1133	993-7050	993-7051
深良地区コミュニティセンター	深良657	992-0400	993-7231
富岡地区コミュニティセンター	御宿680-1	997-0062	997-2798
富岡第二小学校(下和田区・呼子区児童屋内体育施設)	下和田890	997-1022	997-1092
千福が丘小学校	千福が丘4-12-1	993-8222	993-8223
須山地区コミュニティセンター	須山1593-12	998-0002	998-1647

【2番目に開設する避難所】

名 称	所 在 地	電 話	FAX
裾野高校	佐野900-1	992-1125	992-1016
東小学校	茶畑399	992-0049	992-1300
深良小学校	深良655	992-0242	992-2433
富岡第一小学校	御宿600	997-0343	997-1793
須山小学校	須山165	998-0021	998-0128

●富士山噴火

【1番目に開設する避難所】

名 称	所 在 地	電 話	FAX
市民体育館	稲荷24	993-0303	993-8543

【2番目に開設する避難所】

名 称	所 在 地	電 話	FAX
裾野高校	佐野900-1	992-1125	992-1016
東小学校	茶畑399	992-0049	992-1300
向田小学校	茶畑1133	993-7050	993-7051
東中学校	公文名685-1	992-0012	992-2410
東西公民館	平松495	992-6677	992-5170
深良小学校	深良655	992-0242	992-2433
深良地区コミュニティセンター	深良657	992-0400	993-7231
生涯学習センター	深良435	992-3800	992-4047
深良中学校	深良3806	997-0116	997-0236

【状況に応じて開設する避難所】

名 称	所 在 地	電 話	FAX
西小学校	佐野1143	992-0138	992-3242
南小学校	伊豆島田806-5	995-1373	995-1374
西中学校	佐野450	992-0157	992-2010
西幼稚園	佐野1470	992-5200	992-5248
南児童館	伊豆島田806-14	993-1881	993-1881
いずみ幼稚園	稲荷123-1	992-1683	992-1875
深良幼稚園	深良696	997-3598	997-4048
富岡中学校	御宿579	997-0069	997-0145
富岡第一幼稚園	御宿682-14	997-1277	997-4319
富岡第一小学校	御宿600	997-0343	997-1793
千福が丘小学校	千福が丘4-12-1	993-8222	993-8223

一時滞在者用避難所及びリフレッシュセンター

名 称	所 在 地	電 話	FAX
ヘルシーパーク裾野	須山3408	965-1126	998-2222

福祉避難所一覧

名 称	所 在 地	電 話	FAX
富岳一ノ瀬荘	茶畑1707-3	993-8033	993-8035
茶畑ヒルズ	茶畑1428-1	995-0011	995-0021
あいの郷	深良2929	965-4123	965-4133
みしゅくケアセンターわか葉	御宿1475	997-8181	997-8302
富岳ダイヤモンドライフすその	須山2949	965-1122	—
さくらんぼ	深良2373-1	919-2096	919-2096
みどり作業所	石脇208-1	993-7560	993-1127
西保育園	佐野1154	992-0216	992-0216
東保育園	茶畑504-1	992-0279	992-0279
深良保育園	深良1918	992-2434	992-2434
富岡保育園	上ヶ田174-3	997-2500	997-2500
須山幼稚園	須山158-1	998-0096	998-0854

小中学校一覧

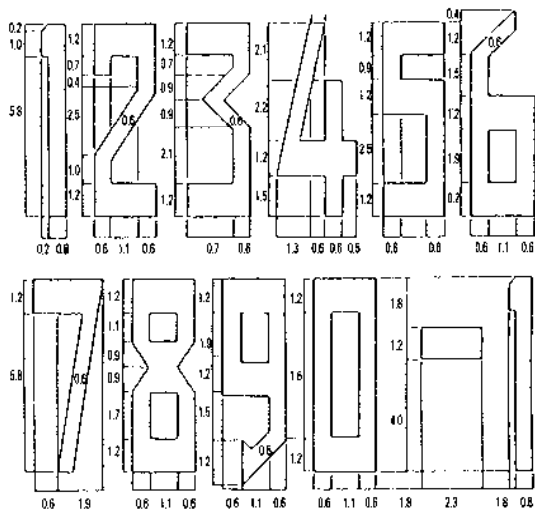
学校名		所在地	電 話	F A X
小 学 校	東小学校	茶畑399	992-0049	992-1300
	向田小学校	茶畑1133	993-7050	993-7051
	西小学校	佐野1143	992-0138	992-3242
	南小学校	伊豆島田806-5	995-1373	995-1374
	深良小学校	深良655	992-0242	992-2433
	富岡第一小学校	御宿600	997-0343	997-1793
	富岡第二小学校	下和田890	997-1022	997-1092
	須山小学校	須山165	998-0021	998-0128
	千福が丘小学校	千福が丘4-12-1	993-8222	993-8223
中 学 校	東中学校	公文名685-1	992-0012	992-2410
	西中学校	佐野450	992-0157	992-2010
	深良中学校	深良3806	997-0116	997-0236
	富岡中学校	御宿579	997-0069	997-0145
	須山中学校	須山1502-1	998-1200	998-1219

公共建物番号標示

災害時において、応急対策の活動拠点となる庁舎、避難所となる学校及び救急患者等の搬送先である公的病院の公共建物の屋上に特定の番号を標示し、ヘリコプター等の航空機による上空からの建物識別を容易にすることにより、迅速且つ的確な活動を展開するもの。

【建物等の番号標示方法】

- (1)対 象 災害対策本部、救援、救護等の拠点となるところ
①市町村役所及び県行政センター
②公立・組合立の小学校
③災害拠点病院(県指定)
- (2)標 示 内 容 ①数字で表現し、市町村番号に学校番号を加える。
②数字の大きさについては別に定める。
③色は白又はオレンジとする。
- (3)番号の付け方 ①左側に市町村番号を書く。(1桁又は2桁)
②ハイフオンを入れる。
③市町村役所を0番とする。
以降小学校番号とする。
- (4)字 体 と 規 格 単位m



(5)設 置 場 所

14-0	裾野市役所	裾野市佐野1059
14-1	裾野東小学校	// 茶畑399
14-2	裾野西 //	// 佐野1143
14-3	深 良 //	// 深良655
14-4	富岡第一 //	// 御宿600
14-5	富岡第二 //	// 下和田890
14-6	須 山 //	// 須山165
14-7	向 田 //	// 茶畑1133

応急給水拠点一覧

市上水道

地 区	配 水 場 名	所 在 地	容 量
西	石脇配水場	石脇字野添463	5,000m ³
東	茶畑配水場	公文名字二筋道693	1,000m ³
富岡	下和田第2配水場	下和田字嵐ノ下450-6	2,000m ³
	御宿配水場	上ヶ田字宮原142-2	300m ³
	北部配水場	御宿字平六沢1211-1	3,100m ³
須山	須山配水場	須山字淵392-9	800m ³

※北部配水場については、給水車専用の拠点とする。

湧 水 源

湧水所在地	推定湧水量(m ³)
公 文 名	2,000～2,500
富 沢	5,000
御 宿 平 山	1,000～2,000
須 山 田 向	50～100

※水道水ではないため、飲料用として使用する場合は、煮沸等滅菌が必要。

上記に加え、令和5年度中に区画整理事業で整備中の駅西公園内に給水タンクを設置し、災害時の給水拠点としての機能を加える予定。

防災倉庫（水防用を兼ねる）現況

令和 5 年4月1日現在

地区	設置場所	所在地	面積(㎡)	種別	設置年
西	本庁第1	佐野1059	14.78	スチール	S54
	本庁第2	佐野 822-1	18.21	木造	—
	南小学校	伊豆島田806-5	15.12	軽量鉄骨造	R2
	南小学校	伊豆島田806-5	15.93	アルミ	H9
	南小学校	伊豆島田806-5	15.93	アルミ	H9
	南小学校	伊豆島田 806-5	15.12	アルミ	R4
	西小学校	佐野1143	31.08	軽量鉄骨造	H28
	県立裾野高等学校	佐野900-1	14.76	スチール	S56
	福祉保健会館	石脇524-1	11.76	軽量鉄骨造	H17
東	東小学校	茶畑399	132.00	RC 造	H15
	向田小学校	茶畑1133	12.60	軽量鉄骨造	H28
深良	生涯学習センター	石脇435	14.40	スチール	H3
	生涯学習センター	石脇435	15.12	軽量鉄骨造	H28
	深良小学校	深良655	15.93	アルミ	H9
	深良支所	深良657	14.76	スチール	S55
	深良中学校	深良3806	24.20	軽量鉄骨造	H28
富岡	富岡第一小学校	御宿600	15.93	アルミ	H9
	富岡第一小学校	御宿600	15.12	軽量鉄骨造	H31
	富岡支所	御宿680-1	16.56	軽量鉄骨造	H7
	千福が丘小学校	千福が丘4-12-1	30.80	軽量鉄骨造	H28
	富岡第二小学校	下和田890	30.80	軽量鉄骨造	H28
	総合グラウンド	御宿880	14.76	スチール	H7
	総合グラウンド	御宿880	14.79	スチール	S56
須山	須山小学校	須山165	15.93	アルミ	H9
	須山支所	須山1593-12	14.76	スチール	S55
	須山地区研修センター	須山587-4	30.80	軽量鉄骨造	H28
	ヘルシーパークすその	須山3408	10.12	軽量鉄骨造	H28

備蓄資機材総括表

令和5年 3 月現在

資機材名		数量		備考
危険箇所対策用	バリケード	76	個	
	ラバーコーン	71	個	
	鉄ぐい	121	本	
	鋼管ぐい 1.0m	149	本	
	鋼管ぐい 1.5m	174	本	
	鋼管ぐい 2.0m	145	本	
	立入禁止標識	120	枚	
	表示看板	36	枚	
	バリケード用警告板	20	枚	
	車両通行止看板	28	枚	
水防活動用及び災害救助用	パール(金てこ)	75	本	
	のこぎり	21	本	
	掛矢(木づち)	32	本	
	なた	10	本	
	スコップ	225	本	
	つるはし	37	本	
	ペンチ	13	個	
	鉄線ばさみ	24	個	
	ハンマー	68	個	
	かなづち	28	個	
	チェンソー	24	台	
	針金 #8	13	巻	
	針金 #18	14	巻	
	ロープ	27	巻	
	縄(荒縄)	29	巻	
	とらロープ	12	巻	
	土のう袋	11,400	枚	
	雨合羽	20	枚	
	とび(とび口)	38	本	
	しの	14	本	
	かま	6	本	
	下刈りがま(長柄)	1	本	
	ヘルメット	12	個	
	軍手	728	双	
情報伝達用	救助工具セット	16	組	
	拡声器 ハンド用	30	台	
	拡声器 肩掛け用	3	台	
	ノーパンク自転車	3	台	折畳式
資機材名		数量		備考
搬送用	折りたたみリヤカー	17	台	
	一輪車	22	台	
	簡易担架	13	台	
	車いす	10	台	
	空気入れ	9	個	
	集合テント	63	張	
避難所運営用	野営テント(キャンプテント)	23	張	
	多目的ルームテント	33	張	
	ブルーシート	1,740	枚	
	ござ	33	枚	
	毛布	3,531	枚	
	不織布毛布(1/5 コパ° 外)	692	枚	
	間仕切りボード壁材	988	枚	
	間仕切りボード床材	2,010	枚	
	ワンタッチパーテーション	44	セット	
	間仕切りダンボールセット	18	セット	3 畳1セット
	アローエコ座布団	480	枚	24 枚/箱
	アローエコマット	84	箱	3 畳6枚ト
	脚立	23	台	
	ガソリン携行缶	44	個	
	簡易組立トイレ 大便	42	個	
	簡易組立トイレ 小便	41	個	
	簡易トイレ(テント付)	11	個	
	トイレ便座(ホﾟ-ﾀﾞﾙﾄｲﾚ)	165	個	
	便袋(凝固剤付)	36,400	枚	
	便袋(和式用キット)	4	組	
	便袋(凝固剤付 10 年用)	21,000	組	
	工具箱	15	個	
	緊急用電話	2	台	
	ちりとり・ほうき	2	組	
	ペグ	40	個	
照明用	発動発電機 3.0k	7	台	
	発動発電機 2.8k	35	台	
	発動発電機 2.3k	4	台	
	発動発電機 1.6k	17	台	
	発動発電機 1.5k	13	台	
	発動発電機 1.4k	13	台	
	発動発電機 0.9k	22	台	
	コードリール	60	個	
	延長コード	19	本	
	投光器(ハロゲン)	52	個	
	バルーン型投光器	42	台	

資機材名		数量		備考
照明用	三脚	42	台	
	ディスカールン投光器	10	台	三脚付
	強力ライト	128	個	
	乾電池 単1	582	個	
	乾電池 単2	453	個	
	乾電池 単3	495	個	
	乾電池 単4	119	個	
	ガソリン缶詰 レギュラー	51	缶	
	ガソリン缶詰 混合	50	缶	
	燃料用ポリタンク	2	個	20ℓ
	オイル	86	缶	
飲料水確保用	組立槽	7	個	
	給水タンク	0	個	300ℓ
	給水タンク用水中ポンプ	9	台	
	ビニールホース	4	巻	
	ポリタンク	100	個	
	ポリバケツ	129	個	
	ブリキバケツ	28	個	
	浄水機	10	台	
	液化炭酸ガス	8	個	
	浄水機用カートリッジ	348	個	
	浄水機付属品	9	個	
	飲料水(2ℓ)7年保存	415	箱	6本入
	飲料水(500mℓ)10年保存	1,610	箱	24本入
	非常用飲料水用袋	400	枚	
給食用	釜	9	個	3斗
	へっつい(かまど)	7		
	ざる	14	個	
	そばすくい	6	個	
	なべ	2		
	やかん	17	個	
	トレー	10		
	包丁	2		
	まな板	2		
	アルミ箔容器	48,000	枚	
	カセットコンロ	47	台	
	カセットコンロ用ガスボンベ	110	缶	

資機材名		数量		備考
非常用食料	チキンシチュー	2,820	食	
	チリマック・ビーフ	1,380	食	
	チリマック・ミックス	1,440	食	
	ベジタブルシチュー	1,380	食	
	ベジタブルビーフ	1,440	食	
	アルファ米(たけのこご飯)	2,250	食	
	アルファ米(梅がゆ)	2,200	食	
	アルファ米(わかめご飯)	6,100	食	
	アルファ米(山菜おこわ)	5,150	食	
	アルファ米(五目ごはん)	2,400	食	
	アルファ米(きのこごはん)	3,650	食	
	アルファ米(ひじきご飯)	450	食	
	アルファ米(白米)	3,100	食	
	備蓄用缶入りパン	3,360	缶	
	クラッカー	0	食	
	紙おむつ(新生児)	1	枚	
避難者用消耗品	紙おむつ(乳児)	1,466	枚	
	紙おむつ(大人)	240	枚	
	生理用品	12,096	個	昼用
	避難生活者緊急物資(男用)	1,100	組	
	避難生活者緊急物資(女用)	1,840	組	
	避難生活セット	610	組	
	使い捨て哺乳びん	580	本	
	キャンパスベット	38	台	
救護所用	担架ベット	4	台	
	腕章	7	枚	
	救護所旗	2	枚	
	医療セット	1	組	支所保管
	救急箱	9	個	
	三角巾	408	枚	
	ロッカー	2	台	
	白衣	6	枚	
	トリアージタック	50	枚	

資機材名		数量		備考
その他	市旗	8	枚	
	広域避難地旗	14	枚	
	緊急拠点地旗	16	枚	
	吹き流し	4	枚	
	テーブル	30	台	
	椅子	103	台	
	事務用品	11	式	
	ガスボンベ	1	本	
	タオル	37	枚	
	巻尺	2	個	
	遺体収納袋	13	枚	
	トイレットペーパー	706	個	240m
	詰替えティッシュ	136	個	5 個入
	ゼンリン地図	9	冊	
	無線アンテナ	6	本	
	のぼり旗ポール	20	本	
	備品収納箱	7	箱	
	ワンタッチ設営テント・簡単テント	28	張	
	畳シート	5	枚	
	避難所用マット(グラ ンドエイト)	370	枚	
	ダンプラボード	49	枚	
	女性用反袖スリーブ	1,400	枚	
	吹き流し用ポール	5	本	
	同報無線	1	台	
	ベンリーテント	10	個	
	炭	11	缶	
	炊き出し用具	0	個	
	折り畳み自転車	3	台	
	非常飲料水用袋(6ℓ 用)	400	枚	
	各種テープ	0	個	
	電気ポット	2	個	

資機材名		数量		備考
その他	寝袋	118	個	
	罹災証明発行 セット(税務課)	61	個	
	家屋被害認定調査セッ ト(まちづくり課)	74	個	
	圧縮トイレットペーパー	173,800	枚	
	携帯電話等充電用コン セントタップ	52	個	
	台車	5	台	
	トイレ(トリプルエース)	13	台	
	サーキュレータ	80	台	
	ヒーター GHR240A1-R	9	台	
	WIFI ルーター	5	台	情報シ ステム課
	可搬型給電機	2	台	
	テレビ会議システム	1	式	
	ガス仕様炊き出しセット	1	式	

裾野市消防団 分団詰所・車両現況

令和5年2月現在

分団名	詰所 (所在地)	構造	建築 年月	延べ 面積	種 別	車種 名	登録 年月	ポンプ 級式
東分団	平松 (平松 531-2)	鉄骨造 2 階建	H22.2	133.66	普通消防自動車	いすゞ	H27.1	A2
					可搬式動力ポンプ			C1
	茶畑 (茶畑 593-11)	鉄骨造 2 階建	H21.3	129.78	普通消防自動車	日 野	H19.2	A2
					可搬式動力ポンプ			C1
西分団	(佐野 1438-4)	鉄骨造 2 階建	S59.2 H19.1 増築	96.30 37.40	普通消防自動車	いすゞ	H31.1	A2
					可搬式動力ポンプ			C1
	小南班 (伊豆島田 839-2)	鉄骨造 2 階建	H8.3	74.88	可搬ポンプ積載車	いすゞ	H27.2	B3
深良分団	(深良 659-3)	鉄骨造 2 階建	H8.3	124.32	普通消防自動車	トヨタ	R5.2	A2
					可搬式動力ポンプ			C1
富岡分団	(御宿 614-1)	鉄骨造 平屋	H23.3	131.04	普通消防自動車	日 野	H20.1	A2
					可搬式動力ポンプ			C1
	今里班 (今里 806)	木造 2 階建	S61.9	59.62	可搬ポンプ積載車	いすゞ	H30.1	B3
	下和田班 (下和田 1036-3)	木造 2 階建	H6.12	71.20	可搬ポンプ積載車	いすゞ	H26.2	B3
須山分団	(須山 572-8)	鉄骨造 2 階建	H7.3	118.82	普通消防自動車	日 野	H24.2	A2
					可搬式動力ポンプ			C1

	種 別	車種名	登録年月
本部 「富士山南東消防本部 裾野消防署 1 階」 (石脇 515)	普通自動車	スバル(フォレスター)	H28.12
	普通自動車	トヨタ(ウィッシュ)	H28. 9
	普通自動二輪車	ヤマハ	H19. 3
	普通自動二輪車	ヤマハ	H19. 3
	普通自動二輪車	ヤマハ	H19. 3

※ 消防団車両の整備

消防団車両の耐用年数は、17 年とする。ただし老朽化等の程度を考慮し更新整備する。

※ 消防団詰所の整備

建物構造にて区分するものとし、鉄骨造の耐用年数は38年とする。

自家用発電設備を有する市施設

令和 5 年 2 月現在

施設		容量	燃料	タンク 容量	連続電気 供給時間	備考
本庁舎	発電装置	248kWh	軽油	990L	13 時間	3相3線 50Hz 燃費 65.7L/h
	蓄電装置	67.2kWh	太陽光	—	20 分	40kW…20 分 10kW…180 分 3kW…720 分
福祉保健会館		60kVA	軽油	950L	72 時間	
生涯学習センター		55kVA	軽油	60L	3.29 時間	
市民文化センター		290kVA	A重油	170L	2 時間 20 分	PG340(三菱)
市民体育館		80kVA	軽油	1600L	72 時間	
鈴木図書館		80kVA	軽油	65L	4 時間	
美化センター		48kVA	灯油	40L	2 時間	
ヘルシーパーク裾野		60kVA	軽油	75L	4.4 時間	燃料消費 16.9L/h
水道庁舎		45kVA	経由	105L	12 時間	
裾野消防署		130kVA	軽油	2000L	74.3 時間	

※富岡第2小学校体育館と深良支所は、災害時に可搬型発電機を接続し、非常用発電用の配線に切り替えることで、電力が供給される非常用発電設備を有する。

危険物製造所等の施設現況

令和5年1月現在

種 類 製造所等		単 独						混 在	合 計
		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類		
	製 造 所				3				3
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所		1		39			1	41
	屋外タンク貯蔵所				32				32
	屋内タンク貯蔵所				6				6
	地下タンク貯蔵所				32				32
	簡易タンク貯蔵所				2				2
	移動タンク貯蔵所				10				10
	屋 外 貯 蔵 所				1				1
	小 計		1		125			1	127
取 扱 所	給 油 取 扱 所				40				40
	第1種販売取扱所								
	第2種販売取扱所								
	一 般 取 扱 所				49			1	50
	移 送 取 扱 所								
	小 計				89			1	90
合 計			1		214			2	217

火薬類製造施設一覧表

事 業 所 名	住 所	T E L	製造する火薬類
日邦工業(株)	裾野市茶畑1838	992-0476	実 包

浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

No.	施設の名称	施設の住所
1	いずみ幼稚園	稲荷 123-1
2	西幼稚園	佐野 1470
3	裾野ひかり幼稚園	佐野 171
4	さくら保育園分園	佐野 798-2
5	富岳南保育園	伊豆島田 806-12
6	富岳キッズセンターあい	茶畑 938-1
7	佐野かがやき保育園	佐野 1379-6
8	アレンジメントケア裾野	御宿 2-1
9	アイクラシエ裾野	佐野 1358-1
10	ゆかりの郷	水窪 124-23
11	すずなの風りんどう	二ツ屋 137-1
12	あんしんホーム裾野	富沢 246-3
13	グループホームふれあい裾野	石脇 495-2
14	グループホームふれあい稲荷	稲荷 6-2
15	グループホームふれあい佐野	佐野 49-4
16	小規模多機能ホームふれあい佐野	佐野 49-4
17	デイホーム 野の花 くね	久根 567-4
18	機能訓練型デイサービス イースト・ワン	麦塚 40-9
19	デイサービスゆかりの郷	水窪 124-23
20	すみれデイサービス	二ツ屋 71-6
21	老人福祉センター	石脇 524-1
22	裾野赤十字病院	佐野 713
23	医療法人社団同愛会鈴木医院	佐野 1471-1
24	さくら胃腸科・外科	御宿字宿頭 328-2
25	高桑医院岩波診療所	岩波 92
26	ごとうレディースクリニック	伊豆島田834-2
27	障害者支援プラザ めだか	深良 804-6
28	障害者支援プラザ こじか	深良 804-7
29	障害者支援プラザ サポートセンターしゃきょう	深良 804-8
30	裾野市社会福祉協議会	石脇 524-1
31	みどりハイツ	石脇 256-6
32	富岳裾野学園	石脇 207-1
33	みどり作業所	石脇 208-1
34	地域活動センターうぐいす	佐野 1362
35	富岳製作所	岩波 163
36	裾野市立西中学校	佐野 450
37	共同生活援助 はるぞら	佐野710-1
38	共同生活援助 なつぞら	佐野 1472-1

土砂災害（特別）警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

No.	区分	区域の名称	警戒区域 (イエロー)	特別 警戒区域 (レッド)	施設の名称	施設の所在地
1	土石流	大場川 右支川 B	あり	なし	特別養護老人ホーム 富岳一ノ瀬荘	裾野市茶畑 1707-3
	急傾斜地 の崩壊	市ノ瀬 B	あり	なし		
2	土石流	入田川 A	あり	なし	清水館医院	裾野市茶畑 1365-2
		入田川 B	あり	なし		
	急傾斜地 の崩壊	日影林	あり	なし		
3	急傾斜地 の崩壊	茶畑鈴原	あり	あり	特別養護老人ホーム 茶畑ヒルズ	裾野市茶畑 1428-1

8 医療・救護

救護所一覧

1 市内の救護所及び医療救護対策調整所

ア 救護所設置予定場所

施設名称	所在地
南小学校	伊豆島田806-5
裾野高校	佐野900-1
福祉保健会館	石脇524-1
須山地区研修センター	須山587-4

イ 医療救護対策調整所
福祉保健会館1階

2 救護病院

裾野赤十字病院

3 災害拠点病院(駿東田方)

病 院 名	所 在 地	電話番号	衛星系無線電話	衛星携帯電話
順天堂大学 医学部附属 静岡病院	伊豆の国市長岡 1129	055-948-3111	TEL 8-900-9106 FAX 8-900-9100	090-5853-2801
沼津市立病院	沼津市東椎路春ノ木 550	055-924-5100	TEL 8-901-9106 FAX 8-901-9100	090-5853-2803
独立行政法人 国立病院機構 静岡医療センター	清水町長沢 762-1	055-975-2000	TEL 8-902-9106 FAX 8-902-9100	090-5853-2802
独立行政法人 地域医療機能推進 機構三島総合病院	三島市谷田藤久保 2276	055-975-3031		090-5853-2823

医療関係団体一覧

(令和4年4月1日現在 静岡県健康福祉部医療健康局医療政策課)

【病院】

施設名称	所在地	電話番号	診療科目	病床数
裾野赤十字病院	佐野713	992-0008	内 外 整 脳神外 婦 放 リハ	104
医療法人社団榮紀会 東名裾野病院	御宿1472	997-0200	内 整 リハ ひ	94

【一般診療所】

施設名称	所在地	電話番号	診療科目	病床数
新井内科クリニック	久根537-2	992-0811	内	
医療法人社団愛好会 穴吹整形外科クリニック	伊豆島田831-1	995-1010	整 リハ 漢内	
医療法人社団 いずみ内科クリニック	茶畑607-5	993-4760	内 呼内 消内	
医療法人社団同愛会 鈴木医院	佐野1471-1	993-0430	内 外 胃内 肛外	
医療法人社団徳優会 かやま産科婦人科医院	岩波124-2	997-3551	産 婦	9
医療法人社団 ムラマツクリニッ ク むらまつ眼科医院	深良804-1	993-8855	眼	3
大橋内科・小児科医院	佐野932-1	992-2800	内 小 消内	
ごとうレディースクリニック	伊豆島田834-2	992-7111	産 婦	12
さくら胃腸科・外科	御宿字宿頭328-2	994-1008	消内 消外	15
スキップこどもクリニック	茶畑34-1	992-6303	小	
杉山医院	平松522	992-0028	内 小 循内 消内	
裾野第一クリニック	公文名303-7	995-2255	内	
清水館医院	茶畑1365-2	993-2323	内 小 リハ 放 呼内 循内 消内 ひ(透)	
田中クリニック	伊豆島田810-7	992-1881	胃 外 こう	
原医院	佐野1040	992-1330	内 精 心内 皮	
トヨタ自動車東日本 東富士総合 センター 健康サポートルーム	御宿1536-21	996-3500	内	
トヨタ自動車株式会社 東富士健康管理室	御宿1200	997-7503	内 心内 皮	

矢崎総業(株) Y-CITY診療所(休止中)	御宿1500	965-3102	内	
特別養護老人ホーム 茶畑ヒルズ診療所	茶畑1428-1	995-0011	内 ひ	
特別養護老人ホーム 富岳一ノ瀬荘診療所	茶畑1707-3	993-8033	内	
特別養護老人ホーム 富岳ダイヤ モンドライフすその診療所	須山字大野2949	055- 087-0167	内	
いとう眼科クリニック	佐野932-1	946-6666	眼	
遠藤医院	葛山692-7	997-0533	内 外 皮 ひ	
大坂屋クリニック	佐野1082-17	995-3100	内 消	
大庭内科・消化器科クリニック	佐野105-1	995-1123	内 消	
おぐち医院	深良480	992-6611	内 形 皮 循内	
川田こどもクリニック	伊豆島田834-4	995-2001	アレ 小	
込宮クリニック	茶畑1502-1	992-8686	整 リハ	
須山診療所	須山570-1	998-0006	内 循 小 麻	
芹沢耳鼻咽喉科クリニック	茶畑311-2	993-8000	耳	
高桑医院岩波診療所	岩波92	997-0486	内 小 外 リハ	8
みつい眼科クリニック	茶畑1449-1	992-5555	眼	
メディカルサポート協栄	深良1203	997-2233	内	

【歯科診療所】

施設名称	所在地	電話番号	診療科目	病床数
さなだ歯科医院	御宿字坂口1291-1	997-2100	歯 矯正	
ハミング歯科	平松 634-2	995-0033	歯 矯正	
ベルの木歯科	深良777-7	992-7777	歯 矯正 小歯	
飯塚歯科医院	茶畑字境川952-6	993-1077	歯	
うさぎ歯科医院	葛山767-2	997-5918	歯	
梶歯科医院	石脇111-9	994-1344	歯 矯正 小歯	

カシワ木歯科医院	茶畑256-4	993-6108	歯	
しおみ歯科医院	平松521-2	992-0202	歯 小歯 矯歯	
歯科クリニック みよし	佐野1089	994-1900	歯	
しばやデンタルクリニック	平松546-7	995-4618	歯 小歯 矯歯 歯外	
鈴木歯科医院	平松624-2	993-5151	歯 矯歯 小歯	
スマイル歯科医院	深良3066-5	997-1610	歯 小歯	
なかじま歯科医院	伊豆島田819-4 ルインズワタナベ1F	995-1000	歯 小歯	
中原歯科医院	佐野850	993-3300	歯	
服部歯科医院	佐野1069-2	992-0011	歯	
ひだまり歯科クリニック	佐野919-1	955-7827	歯 小歯 矯歯 歯外	
ホワイト歯科医院	御宿字榎田36-1	997-4071	歯 小歯 矯歯 歯外	
松本歯科医院	千福が丘1-10-35	993-8711	歯 小歯	
室伏歯科医院	公文名220-3	992-2439	歯	
わたなべ歯列矯正クリニック	平松456-1 リヴィエール101	993-9350	矯歯	

※ 診療科目略称

内	内科	脳外	脳神経外科	歯	歯科	漢内	漢方内科	形	形成外科
胃	胃腸科	産婦	産婦人科	ひ(透)	ひ尿器科(人) 工透析)	矯歯	矯正歯科	肛外	こう門外科
整	整形外科	耳	耳鼻咽喉科	精	精神科	呼	呼吸器科	小歯	小児歯科
こ う	こう門科	アレ	アレルギー科	小	小児科	外	外科	循内	循環器内科
眼	眼科	消外歯	消化器外科	皮	皮膚科	ひ	ひ尿器科		
心 内	心療内科	呼内	呼吸器内科	産	産科	婦	婦人科		
麻	麻酔科	歯外	歯科口腔外科	リハ	リハビリテーション科	放	放射線科		
循	循環器科	胃内	胃腸内科	消	消化器科	消内	消化器内科		

災害救助法費用限度額

(「災害救助事務取扱要領」内閣府)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類		対象	費用の限度額			期間	備考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
医 療		医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産		災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出		1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理		1 住家が半壊(焼)もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たりの限度額 1 大規模半壊または半壊もしくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 2 半壊または半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内			災害発生の日から3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6月以内)	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,700円 中学生生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から(教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の事情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第四百三十三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 1 3,000 万円以下の部分の金額については 100 分の 10 2 3,000 万円を超え 6,000 万円以下の部分の金額については 100 分の 9 3 6,000 万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 4 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 5 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 6 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 7 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

裾野市災害見舞金交付要綱

昭和 53 年 11 月 7 日
告示第 59 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、裾野市が交付する災害見舞金(以下「見舞金」という。))について必要な事項を定めるものとする。

(災害の種類及び交付額)

第 2 条 見舞金は、市内に発生した火災、風水害、震災及び非常災害による罹災世帯又はその遺族等で葬祭を行う者(以下「遺族等」という。))に対し、別表に掲げる区分に従い交付する。

(交付の制限)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付額を減額し、又は交付しないものとする。

- (1) 災害が災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けたとき。
- (2) 災害が裾野市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年裾野市条例第 30 号)の適用を受けたとき。
- (3) その他特別な事情があるため市長が不適当と認めたとき。

(被害等の認定)

第 4 条 市長は、富士山南東消防組合その他の関係機関の認定する被害の程度に応じて、交付額を決定する。
2 市長は、非住家の被害についても必要と認めたときは、前項の規定を準用することができる。

(支給要件)

第 5 条 見舞金の交付を受けることのできる者は、災害発生時に本市の住民基本台帳に登録された者又は遺族等でなければならない。

附 則

この要綱は、公示の日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日以後に生じた災害について適用する。

附 則(平成 24 年告示第 4 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年告示第 79 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

(単位 円)

区分		持家の場合	借家、借間又は同居の場合
住居の全焼、全壊又は流出の場合	1世帯	30,000	20,000
住居の半焼又は半壊の場合	1世帯	20,000	10,000
床上浸水の場合	1世帯	10,000	10,000
死亡(1人当たり)			50,000

裾野市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6 月 29 日

条例第 30 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、裾野市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市長は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、

その他の場合にあつては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1)当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2)令第 2 条に規定する場合
- (3)災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第 8 条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第 9 条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市は、令第 3 条に掲げる災害により、法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000 円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000 円

- ウ 住居が半壊した場合 2,700,000 円
- エ 住居が全壊した場合 3,500,000 円
- (2)世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000 円
 - イ 住居が半壊した場合 1,700,000 円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000 円
 - エ 住居の全体が滅失、又は流失した場合 3,500,000 円
- (3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と、「1,700,000 円」とあるのは「2,500,000 円」と、「2,500,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と読み替えるものとする。

(償還及び貸付条件等)

- 第 14 条 災害援護資金の貸付金(以下「貸付金」という。)の償還期間は、貸し付けた月の翌月から起算して、10 年とし、据置期間は、そのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年)とする。
- 2 貸付金の償還方法は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとし、それぞれ元利均等償還を原則とする。ただし、期限前であっても貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。
- 3 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を定めることができる。
- 4 貸付金は、第 1 項の規定による据置期間中は無利子とし、据置期間経過後にあっては、前項の規定による保証人を定める場合は、無利子とし、保証人を定めない場合は、延滞の場合を除き、その利率を年 1 パーセントとする。
- 5 第 3 項の保証人の保証責務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還免除等)

- 第 15 条 償還金の支払い猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項、第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

第 5 章 雑則

(規則への委任)

- 第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 50 年条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 52 年条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年条例第 18 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の裾野市における災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 5 条の規定は、昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第 10 条第 1 項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 56 年条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 57 年条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日

以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成 5 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(令和 4 年条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

裾野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 7 月 3 日

規則第 8 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、裾野市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年裾野市条例第 30 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1)死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2)死亡(行方不明を含む。)の日時、場所及び死亡の状況
- (3)死亡者の遺族に関する事項
- (4)支給の制限に関する事項
- (5)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、裾野市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1)障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2)障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3)障害の種類及び程度に関する事項
- (4)支給の制限に関する事項
- (5)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、裾野市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

- (1)借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2)貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3)貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4)保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項

(5)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2)被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3)その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付の決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに借用書(様式第5号)に資金の貸付を受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、保証人を立てる場合は、保証人が連署した借用書に借受人及び保証人の印鑑証明書を添えて提出するものとする。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予と認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、延滞利子の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請書」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第 13 号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1)借受人の死亡を証する書類

(2)借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第 14 号)を、当該償還免除申請書に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請書に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を市長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同届の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 雑則

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 57 年規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成 21 年規則第 18 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。

附 則(令和 4 年規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

資料9-5

寺院一覧

寺 院 名	住 所	電話番号
興 禅 寺	深良2239	992-0306
光 明 寺	公文名343	992-2888
西 安 寺	深良1939	992-0677
専 修 院	下和田1039	997-1261
荘 園 寺	御宿296	992-1911
松 寿 院	深良2756	992-0385
浄 土 院	今里856	997-2359
定 輪 寺	桃園154	992-0264
仙 年 寺	葛山491	997-1035
総 在 寺	深良3411-2	997-3323
長 教 寺	水窪76	992-1157
東 光 寺	麦塚188-2	993-0748
普 明 寺	千福387	992-1176
法 雲 寺	佐野266-3	992-0825
本 因 寺	佐野706-1	992-2841
文 明 寺	深良2482	992-0780
蓮 光 寺	佐野307	992-1050

10 各種協定

災害時応援協定一覧

1 自治体・自衛隊等

締結先	協定名称	内容	連絡先
湖西市	大規模災害に係る相互応援に関する協定	災害の応急措置及び応急復旧に必要な資機材、物資等の提供及び幹旋並びに職員の派遣	湖西市危機管理課 053-576-4538
茨城県龍ケ崎市	災害時の相互応援に関する協定	災害の応急措置及び応急復旧に必要な資機材、物資等の提供及び幹旋並びに職員の派遣	龍ケ崎市危機管理課 0297-64-1111(代表) (内線352)
福島県相馬市	災害時の相互応援に関する協定	災害の応急措置及び応急復旧に必要な資機材、物資等の提供及び幹旋並びに職員の派遣	相馬市役所地域防災対策室 消防防災係 0244-37-2119
新潟県小千谷市他 62 市町村	中越大震災ネットワークおぢやに関する規約	・災害時被災情報の収集 ・災害時支援情報の収集・提供 ・災害時被災地への災害対応経験者等の派遣 ・平常時災害対応能力を高めるための教育及び啓発事業	小千谷市危機管理課 危機管理・原子力安全対策係 0258-83-3515
山梨県・静岡県内環富士山地域市町村	環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定	・被災が予想される圏域外への避難誘導活動 ・被災者及び避難者の救出救護活動 ・被災者等受け入れ施設の提供 ・被災者等への食糧、飲料水及び生活必需品の提供 ・長期の避難生活が見込まれる被災者等への仮設住宅の提供 ・長期避難生活世帯の児童・生徒の受け入れ ・災害ボランティアのあっせん ・前各号の活動に必要な人材の派遣並びに資機材及び車両の提供	
県東部地区 18 市町	東部地域相互応援協定 (災害時等の相互応援に関する協定)	・被災者を一時受入れるための施設の提供 ・応急措置及び応急復旧に必要な資機材、生活物資等のあっせん及び提供 ・応急措置及び応急復旧に必要な職員等の派遣	事務局輪番市
県内35市町	静岡県消防相互応援協定	相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援についての協定 災害(火災・風水害など災害全般)発生時の職員車両派遣	富士山南東消防本部所管

沼津市・三島市・裾野市・御殿場市・長泉町・小山町	水道災害相互応援に関する協定	・応急給水及び施設の応急復旧の作業に必要な職員の派遣 ・施設の応急復旧に必要な資器材の提供 ・作業に必要な車両及び機械等の提供	上下水道工務課所管
静岡県内35市町	一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定	災害対策基本法第2条第1号に規定する災害並びに一般廃棄物の処理施設等の事故及び故障	生活環境課所管
沼津市・三島市・裾野市・御殿場市・長泉町・小山町	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書	・食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救助、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 ・被災者を一時受け入れるための施設の提供 ・応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣	戦略推進課所管
国土交通省中部地方整備局 富士砂防事務所	富士砂防事務所・裾野市の情報の伝達・交換等に関する協定	裾野市へ富士山の監視カメラの映像を映すモニターの設置。 監視カメラの設置。	富士砂防事務所調査課 0544-27-5387 (M 768-352)
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地	自衛隊派遣における留守宅家族支援に関する協定	部隊内における子どもの一時預かり所の運営に関する協定	幼稚園・保育園課所管
陸上自衛隊板妻駐屯地	自衛隊派遣における留守宅家族支援に関する協定	部隊内における子どもの一時預かり所の運営に関する協定	幼稚園・保育園課所管
陸上自衛隊駒門駐屯地	自衛隊派遣における留守宅家族支援に関する協定	部隊内における子どもの一時預かり所の運営に関する協定	幼稚園・保育園課所管
陸上自衛隊富士駐屯地	自衛隊派遣における留守宅家族支援に関する協定	部隊内における子どもの一時預かり所の運営に関する協定	幼稚園・保育園課所管

2 ライフライン・インフラ整備

締結先	協定名称	内容	連絡先
東京電力パワーグリッド株式会社	災害時の災害派遣車両等の用地使用に関する覚書	電力復旧のための市有地の使用	静岡総支社 業務統括グループ 915-5502
東京電力パワーグリッド株式会社	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	電力の早期回復を図るための情報連携・相互協力	静岡総支社 業務統括グループ 915-5740
西日本電信電話㈱	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	現地情報連絡員の派遣	静岡支店 災害対策担当 電話:054-205-9122 FAX:054-252-9691

裾野市建設業協会	応急復旧工事等に関する協定	応急復旧に必要な資機材及び料力の提供	資料編 資料 5-7
裾野市水道協会の会	災害発生後の応急給水活動に関する協定	応急給水活動に必要な資機材及び労力の提供	資料編 資料 5-9
(一社)静岡県測量設計業協会※	災害時における測量設計等行鵜委託に関する協定	災害復旧工事に必要な測量設計等業務の実施を要請	静岡県測量設計業協会 東部支部長
静岡県 LP ガス協会東部支部 御殿場地区会	災害援助に必要な LP ガスの供給等に関する 覚書	災害時に市が必要とする公共施設への LP ガスの供給	静岡県 LP ガス協会東部支部 御殿場地区会 地区長

3 情報・広報

締結先	協定名称	内容	連絡先
国土交通省中部地方整備局長	災害時の情報交換に関する協定	災害時の道路状況に係る情報交換(現地情報連絡員の派遣等)	
沼津警察署(裾野警察署)	アマチュア無線による災害情報の提供に関する協定	災害時にアマチュア無線を使用して情報提供	995-0110
東京電力パワーグリッド株式会社	停電時の情報発信に関する協定	まもメールを通じた停電情報の発信	三島支社 903teiden@tepeco.co.jp
ヤフー株式会社 ※	災害に係る情報発信等に関する協定	災害時に市HPのアクセス負荷軽減、災害情報の掲載(避難情報、物資情報等、ライフライン等)	災害協定担当 03-6898-6763
株式会社エフエムみしま・かなみ	非常災害放送に関する協定	災害時の非常災害放送による情報発信	981-8600
静岡エフエム放送株式会社	災害時における非常災害放送に関する協定	災害時の非常災害放送による情報発信	(平常時連絡先) 電話:053-457-1153 FAX:053-457-1174 (災害発生時連絡先) 電話:053-457-1153 FAX:053-457-1172
富士空撮サービス	災害時等における無人航空機の活用に関する協定書	災害時等における無人航空機(ドローン)による情報収集及び情報提供	本間一成 090-5633-0043
東地区商工振興会	災害時等における無人航空機の活用に関する協定書	災害時等における無人航空機(ドローン)による情報収集及び情報提供	第一開発株式会社 992-3606
株式会社バカン	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	MAP 型避難所混雑状況システム VACAN の提供	03-6327-5533

4 医療救護

締結先	協定名称	内容	連絡先
沼津医師会長	災害時の医療救護活動に関する協定	災害時の医療従事者の派遣	健康推進課所管
駿東歯科医師会長 駿東歯科医師会裾野支部長	災害時の医療救護活動に関する協定	災害時の医療従事者の派遣	健康推進課所管
一般社団法人沼津薬剤師会	災害時の医療救護活動に関する協定	災害時の医療従事者の派遣	健康推進課所管
一般社団法人静岡県助産師会	災害時等における支援協力に関する協定	災害時の母子等への健康相談や妊産婦等への処置	健康推進課所管

5 被害認定・応急危険度判定・応急仮設住宅

締結先	協定名称	内容	連絡先
静岡県土地家屋調査士会	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	災害時の調査士の派遣	森田 功 055-993-1578
公益社団法人 静岡県建築士会裾野支部	災害発生後の建物被害状況調査に関する協定	被災後の建物被害状況調査の実施	静岡県建築士会東部ブロック 事務局 〒410-0801 沼津市大手町4-3-36 寺王ビル TEL: 055-939-8210 FAX: 055-939-8220
社団法人 静岡県宅地建物取引業協会 ※	災害時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定	被災により住家を確保できない被災者を対象とした、空き家情報の提供及び住宅提供に関する協力	中山通商 992-5176
株式会社ナガワ ※	災害時における資機材等の調達に関する協定	仮設ハウス(応急仮設住宅除く)、暖房器具、冷房器具等の優先供給	東京都千代田区丸の内1-4-1 本社電話 03-5288-8666

6 避難所・ヘリポート

締結先	協定名称	内容	住所	連絡先
東名観光開発株式会社 東名カントリークラブ ※	大規模災害に係る援助に関する協定	敷地内を避難所及びヘリポートとして提供	桃園 300	992-3331
株式会社裾野カンツリー倶楽部 裾野カンツリークラブ ※	大規模災害に係る援助に関する協定	敷地内を避難所及びヘリポートとして提供	今里 1060	997-3030
株式会社十里木 十里木カントリークラブ ※	大規模災害に係る援助に関する協定	敷地内を避難所及びヘリポートとして提供	富士市桑崎 1016	998-1010

(アコーディアゴルフ)				
東京急行電鉄株式会社 ファイブハンドレッドクラブ ※	大規模災害に係る援助に関する協定	敷地内を避難所及びヘリポートとして提供	千福 953-2	993-0500
社会福祉法人富岳会 特別養護老人ホーム 富岳一ノ瀬荘	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	災害時に避難所として施設を提供	茶畑 1707-3	総合福祉課所管
社会福祉法人 華翔会 特別養護老人ホーム 茶畑ヒルズ	災害時に地域住民の避難施設として使用することに関する協議	災害時に避難所として施設を提供	茶畑 1428-1	総合福祉課所管
住友金属鉱山(株)	災害時における支援協力に関する協定	研修施設「SMM 戦略研修所」を避難所として提供、研修所備蓄の救援物資等の提供	SMM 戦略研修所 千福が丘 4-17-1	人材開発部 電話:03-3436-7813 FAX:03-3436-7740
株式会社時之栖 (裾野スポーツセンター)	災害時における支援協力に関する協定	宿泊施設を避難所として提供、備蓄物資、資機材、仮設住宅用地等の提供	下和田 420-12	裾野スポーツセンター 電話:965-0865 FAX:965-0866

7 燃料

締結先	協定名称	内容	住所	電話番号
東屋商店 ※	災害時における燃料(ガソリン等)供給に関する協定	大規模地震発生時の燃料の優先供給 (静岡県石油商業組合沼津支部裾野ブロック)	佐野 996-2	992-1669
有限会社阿部商店 ※	災害時における燃料(ガソリン等)供給に関する協定	大規模地震発生時の燃料の優先供給 (静岡県石油商業組合沼津支部裾野ブロック)	深良 1242	997-1032
株式会社今関商店 ちゃばたけ ※	災害時における燃料(ガソリン等)供給に関する協定	大規模地震発生時の燃料の優先供給 (静岡県石油商業組合沼津支部裾野ブロック)	茶畑 1010	993-3169
株式会社今関商店 裾野インター ※	災害時における燃料(ガソリン等)供給に関する協定	大規模地震発生時の燃料の優先供給 (静岡県石油商業組合沼津支部裾野ブロック)	御宿 1536-15	997-7100
(有)渡辺商店 ※	災害時における燃料(ガソリン等)供給に関する協定	大規模地震発生時の燃料の優先供給 (静岡県石油商業組合沼津支部裾野ブロック)	佐野 1037-2	993-0261
ジェイエイ静岡燃料サービス(株) ※	災害時における燃料(ガソリン等)供給に関する協定	大規模地震発生時の燃料の優先供給 (静岡県石油商業組合沼津支部裾野ブロック)	佐野 751-1	992-6008

8 物資

締結先	協定名称	内容	住所	電話番号
シュー&リペア イナゲ	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	運動靴・長靴の提供	佐野 808-11	992-0305
有限会社松屋洋品店	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	衣料等の提供	平松 447-1	992-3113
もちだおしゃれセンター	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	毛布、タオル、衣料等の提供	平松 421-15	993-0056
杉山履物店	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	軍手、雨具、運動靴の提供	平松 420	992-0183
有限会社大庭電化センター	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	懐中電灯の提供	深良 762-1	992-0295
(株)植松貞夫商店	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	米、LPガス、LPガス器具の提供	深良 2388-23	992-0218
合資会社山萬商店	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	副食、調味料の提供	佐野 1036	992-0019
有限会社ことぶきや金物店	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	タオル、軍手、雨具、日用品等の提供	平松 519-14	993-0221
電化の中川	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	懐中電灯、乾電池の提供	平松 388-10	992-0421
エスポート裾野店	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	食料品、日用品等の提供	伊豆島田 295	992-3447
富士慶商店	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	副食、調味料の提供	須山 590-2	998-0025
コカ・コーラセントラルジャパン(株)	災害時における救援物資の提供に関する協定	災害時の飲料の供給	沼津市原町中 3-14-7	電話:968-3701 FAX:968-3771
イー・ドリンコ(株) ダイドービバレッジサービス(株)	災害時における飲料供給に関する協定	災害時の飲料の供給	千福 78-1	993-7211
マックスバリュ東海(株) ※	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	物資の提供	長泉町下長窪 303-1	人事総務本部 総務部 0555-999-3100 (衛星携帯電話) 010-88216-6877-4190
株式会社セブンイレブンジャパン	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	災害時の物資の供給要請、市民の生活安定のための店舗営業の継続または早期再開		静岡・東東海ゾーン 総務担当マネージャー 電話:989-7110 FAX:989-7160
CFSコーポレーション(ウエルシア)	災害時における協力に関する協定	災害時の物資の供給要請(救護所用品、避難所用食料・日用品)		健康推進課所管
クリエイトエス・ディー株式会社	災害時における協力に関する協定	災害時の物資の供給要請(救護所用品、避難所用食料・日用品)		健康推進課所管
沼津酸素工業株 ※	災害時における資機材等の提供協力に関する協定	資機材保管及び避難生活の支援活動に資する場所、物資(発電機・照明・仮	清水町柿田 954	975-4732

		設浴場、プロパンガス)の提供		
株式会社ゼンリン東海 ※	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	災害時の地図製品等の提供、平時における備蓄用地図製品等の無償提供、平時における防災に関する情報交換	清水町伏見 614-11	電話:975-6699 FAX:973-6021
株式会社中川商店	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	米、LPガス、LPガス器具の提供	佐野 1036	993-1555
田中屋	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	軍手、雨具、日用品等の提供	佐野 1067	992-0114
前島ふとん店	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	毛布、タオル等の提供	平松 421-2	993-0443
三嶋屋酒店	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	飲料の提供	佐野 1489-3	993-5335
有限会社星野燃料店	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	食料品、日用品、燃料等の提供	佐野 779-1	992-0409
美松有限会社	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	食料品、日用品、燃料等の提供	佐野 708-1	992-0083
静岡県駿沼学校生活協同組合 ※	災害時における学習活動支援に関する協定	災害発生時に学用品、衛生管理用品等学校の要請に応じ提供する。楽器演奏会など含む心のケアの提供。	沼津市米山町 12-27	電話:921-0333 FAX:921-1149
大塚製薬株式会社	裾野市と大塚製薬株式会社との包括的連携に関する協定	【連携対象事項】 (1) 健康づくりの推進に関する事項 (2) 熱中症対策取り組みに関する事項 (3) 災害時における協力に関する事項(飲食料の提供) (4) 市政情報の発信に関する事項 (5) その他甲及び乙が協議して必要と認める事業		戦略推進課所管
アイリスオーヤマ株式会社	災害時における物資供給に関する協定	同社が保有または供給可能な物資の供給(飲料水など)	(本社)宮城県仙台市青葉区五橋二丁目12番1号 (富士裾野工場) 裾野市須山2810-4	立地協定(渉外課所管)と合わせて協定書を締結

9 輸送・車両

締結先	協定名称	内容	連絡先
静岡県トラック協会 ※	災害時における支援協力に関する協定	備蓄資機材等の避難所への配送	電話:054-283-1910 FAX:054-283-1917

大興運輸有限会社	災害発生時の車両貸借に関する協定	大規模災害時の車両の借上げ	997-0066
岳南運輸有限会社	災害発生時の車両貸借に関する協定	大規模災害時の車両の借上げ	993-2333
福松屋運送会社	災害発生時の車両貸借に関する協定	大規模災害時の車両の借上げ	080-6911-0908
(株)富士産業	災害発生時の車両貸借に関する協定	大規模災害時の車両の借上げ	997-1171
有限会社芝隆造園	災害発生時の車両貸借に関する協定	大規模災害時の車両の借上げ	997-1174
有限会社裾野芝生	災害発生時の車両貸借に関する協定	大規模災害時の車両の借上げ	997-4148
小野田芝生	災害発生時の車両貸借に関する協定	大規模災害時の車両の借上げ	998-0039
株式会社眞田興産	災害発生時の車両貸借に関する協定	大規模災害時の車両の借上げ	997-5000
新潟運輸(株)沼津支店	災害発生時の車両貸借に関する協定	大規模災害時の車両の借上げ	992-0687
中駿自動車運送株式会社	災害発生時の車両貸借に関する協定	大規模災害時の車両の借上げ	992-2068
東静運送株式会社裾野営業所	災害発生時の車両貸借に関する協定	大規模災害時の車両の借上げ	993-2550
大島造園土木(株)静岡営業所	災害発生時の車両貸借に関する協定	大規模災害時の車両の借上げ	090-4233-8553
株式会社サンワ	災害発生時の車両貸借に関する協定	大規模災害時の車両の借上げ	0550-89-7660
株式会社恋路企画 ※	災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定	①避難を必要とする者、被災者(帰宅困難者を含む。)等の輸送に関する業務 ②災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資機材等の輸送に関する業務 ③ボランティアの輸送に関する業務 ④その他市が必要とする車両による支援に関する業務	電話:965-4301 FAX:965-4302 (夜間) 090-1565-6716
静岡県トヨタ自動車販売店・トヨタレンタリース店・トヨタモビリティパーツ店・トヨタL&F店 ※	裾野市と静岡県トヨタ自動車販売店・トヨタレンタリース店・トヨタモビリティパーツ店・トヨタL&F店との包括連携に関する協定	「災害時における電気自動車等の貸与等による電力供給等に関する実施要領」に基づき、下記内容の貸与 ・協定先の所有(管理)する自動車等(普通乗用車、トラック、フォークリフトその他の車両をいう。)の貸与 ・協定先の所有(管理)する電気自動車等の広域避難地(指定避難所)等での非常用電源としての活用	戦略推進課所管

10 帰宅困難者・地域住民関連

締結先	協定名称	内容	連絡先
トヨタ自動車株式会社 ※	大規模震災時における支援協力に関する協定書	帰宅困難者、地域住民への対応等	トヨタ自動車(株)東富士研究所管理部総括室総務グループ 電話:997-7507 内線 816-2214

			FAX:997-7860
トヨタ自動車東日本株式会社 ※	大規模震災時における支援協力に関する協定書	帰宅困難者、地域住民への対応等	総合センター管理室 電話:996-2182 FAX:996-3700
MA アルミニウム株式会社富士製作所 ※	大規模震災時における支援協力に関する協定書	帰宅困難者、地域住民への対応等	事務部安全環境課 電話:992-1211 FAX:992-2043
株式会社ヤクルト本社富士裾野工場 ※	大規模震災時における支援協力に関する協定書	帰宅困難者、地域住民への対応等	総務課 電話:997-3311 FAX:965-0028
矢崎総業株式会社 ワイ・シティ ※	大規模震災時における支援協力に関する協定書	帰宅困難者、地域住民への対応等	総務人事室 電話:965-3032 FAX:965-0423
キャノン株式会社 ※	大規模震災時における支援協力に関する協定書	帰宅困難者、地域住民への対応等	裾野人事部裾野安全衛生課 電話:965-2111(代) 965-2360(直) FAX:965-2200
裾野市内郵便局(裾野郵便局・裾野市役所前郵便局・裾野岩波郵便局・須山郵便局・いずみ郵便局・裾野御宿郵便局) ※	災害発生時における裾野市と裾野市内郵便局の協力に関する協定	市または郵便局が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供	裾野郵便局長 電話:992-5717 FAX:992-0938

11 し尿

締結先	協定名称	内容	連絡先
(有)山水総業	災害時における緊急協力に関する協定	し尿等の処理	電話:992-1561 FAX:992-1561
(株)富士クリーンサービス	災害時における緊急協力に関する協定	し尿等の処理	電話:997-6100 FAX:997-6100

12 遺体処理

締結先	協定名称	内容	連絡先
株式会社平安 ※	災害時における支援協力に関する協定	大規模な地震災害等が発生し、多数の死者が一時的、集中的に発生	沼津市大岡2170-1

		した場合における遺体の収容及び安置並びにこれらに必要な資機材、消耗品及び施設等(葬儀式場等)の提供について支援協力を求めるもの	電話:929-7770 FAX:929-7303
--	--	---	-----------------------------

13 相談業務

締結先	協定名称	内容	連絡先
静岡県司法書士会 ※	大規模災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定	災害時の司法書士(相談員)の派遣	災害対策委員会 電話:054-289-3700 FAX:054-289-3702 (第1連絡先 増田真也) 電話:0548-34-1211 携帯:090-7680-1072 FAX:0548-34-1212
静岡県行政書士会 ※	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	災害時の行政書士の派遣	事務局 電話:054-254-3003 FAX:050-3784-8211 東部ブロック裾野支部
静岡県弁護士会 ※	平時の災害対策及び災害時被災者支援活動に関する裾野市と静岡県弁護士会との協定	平時の災害対策及び災害が発生した場合における被災者への情報提供支援活動、被災者法律相談、及び生活再建支援活動等の被災者支援活動の事前準備及び取扱い等に関して定めるもの	災害対策委員会 (沼津支部) 電話:931-1848 FAX:934-0260 (静岡支部) 電話:054-252-0008 FAX:054-252-7522 (沼津大手町事務所) 電話:963-7080 FAX:963-7087 (担当:後藤) 携帯:090-4704-3728

14 ボランティア

締結先	協定名称	内容	連絡先
(福)市社会福祉協議会	災害ボランティアセンター設置・運営に関する協定	市と市社協の果たすべき役割と協力事項、費用分担、ボランティアセンター設置場所等を定めたもの	992-5750

15 その他

締結先	協定名称	内容	連絡先
第一生命保険株式会社	裾野市地方創生に関するパートナーシップ協定	【連携対象事項】 (1) まち・ひと・しごと創生に関すること (2) 産業振興、創業及び地元企業等の支援に関すること (3) 企業誘致、就業支援及び雇用支援に関すること (4) 防犯・防災力の向上に関すること (5) 健康・医療・福祉の充実に関すること (6) 子育て、教育の支援に関すること (7) 情報交換及び調査研究に関すること (8) 首都圏等市外への情報発信及び販路の拡大に関すること (9) その他必要と認められる事項	戦略推進課所管
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	裾野市と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの包括連携協定	【連携対象事項】 (1) 地域社会の活性化・市民サービスの向上に関すること (2) 安全・安心なまちづくりに関すること (3) 医療・介護・福祉の充実に関すること (4) 子育て支援及び青少年の健全育成に関すること (5) 高齢者支援に関すること (6) 産業・観光の振興に関すること (7) 環境問題対策に関すること (8) 前各号に掲げるものの他、相互に連携が必要と認められる事項に関すること	戦略推進課所管
明治安田生命保険相互会社	裾野市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定	【連携対象事項】 (1) 地域の安全・安心や健康づくりに関すること (2) 産業・観光振興及び地域経済の支援に関すること (3) 地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること	戦略推進課所管

		(4) その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関する こと	
沼津工業高等専門学校	裾野市と沼津工業高等専門学校との包括連 携に関する協定	【連携対象事項】 (1) まちづくり、地域産業の活性化に関すること。 (2) 産学官連携の推進に関すること。 (3) 教育、人材育成に関すること。 (4) 健康、医療に関すること。 (5) 環境保全と共生に関すること。 (6) 地域防災力の向上に関すること。 (7) 公共経営、情報化の推進に関すること。 (8) その他、相互に連携及び協力が必要と認められる事項に 関すること。	戦略推進課所管
国立大学法人静岡大学	裾野市と国立大学法人静岡大学との包括連 携に関する協定	【連携対象事項】 (1) まちづくり、地域産業の活性化に関すること。 (2) 地域防災力の向上に関すること。 (3) 教育、人材育成に関すること。 (4) 産学官連携の推進に関すること。 (5) 文化振興、国際化、男女共同参画の推進に関すること。 (6) 環境保全と共生に関すること。 (7) 公共経営、情報化の推進に関すること。 (8) その他、相互に連携及び協力が必要と認められる事項に 関すること	戦略推進課所管

締結先(※)は、要請様式あり

ガス爆発事故等防止対策に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、裾野市内におけるガス漏れ事故及びガス爆発事故等(以下「ガス漏れ事故等」という。)の発生に際し、第2条に規定する関係各機関相互の連絡、通報、出動体制及び任務分担等について協定し、現場活動の円滑化を図り被害を最小限に止めることを目的とする。

(協定機関)

第2条 この協定は、次に掲げる各機関(以下「協定機関」という。)相互間において締結するものとする。

- (1) 裾野市消防本部
- (2) 沼津警察署
- (3) 社団法人静岡県プロパンガス協会東部支部御殿場地区会裾野地区
- (4) 静岡瓦斯株式会社
- (5) 東京電力株式会社三島支社

(協定の対象とする事故等)

第3条 この協定の対象とするガス漏れ事故等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報のあったもの
- (3) ガス爆発事故
- (4) 故意によるガス放出事故
- (5) その他協定機関の対応を必要とする事故

(任務分担)

第4条 ガス漏れ事故等の現場(以下「現場」という。)における協定機関の任務分担は、次のとおりとする。

- (1) 火災警戒区域又は消防警戒区域(以下「火災警戒区域等」という。)の設定
 - ア 消防機関が行うことを原則とする。
 - イ 警察機関は、消防機関の行う火災警戒区域等の設定に協力するものとする。
- (2) ガス検知活動
 - ア 第2条第3号から第4号までに掲げる協定機関(以下「ガス事業者等」という。)が行うことを原則とする。
 - イ 消防機関は、火災警戒区域の設定に必要なガス検知活動を行うものとする。
- (3) 交通規制
 - 警察機関が行うものとする。
- (4) 避難の指示
 - ア 警察機関が行うことを原則とする。
 - イ 消防機関は、警察機関の行う避難の指示に協力するものとする。
- (5) 電気の供給遮断等
 - 東京電力株式会社三島支社(以下「東京電力」という。)が行うものとする。
- (6) ガスの遮断等
 - ア ガス事業者等が遮断等をするを原則とする。
 - イ 消防機関がガス事業者等より先に現場に到着し、ガス事業者等が未到着の場合等で、消防機関が爆発等の二次災害の発生を防止するため緊急やむを得ないと認める場合は、消防機関がガスの遮断装置等の操作を行うことができるものとする。
- (7) 救助・救出活動
 - 消防機関及び警察機関が行うことを原則とする。
- (8) 漏洩ガス、滞留ガスの処理
 - ガス事業者等が行うことを原則とする。

(9)現場広報

協定機関は、それぞれの任務分担に応じた現場広報を行うものとする。

(通報の取扱い)

第5条 ガス漏れ事故等を最初に覚知した機関は、通報者から通報者の氏名、事故発生場所、ガス漏れの状況等を聴取し、直ちに関係する協定機関に別表により電話等で通報するものとする。ただし、ガス事業者等が覚知した場合で当該ガス漏れ事故等に対して、ガス事業者等が独自で処理できると判断したときは、通報しないことができる。

2 ガス漏れ事故等を最初に覚知した機関は、通報者に対して必要に応じ、ガス栓の閉止、着火源の排除、換気その他二次災害防止のための必要な措置を指示するものとする。

(出動体制)

第6条 ガス漏れ事故等を覚知し、又は通報を受けた関係する協定機関は、直に出動するものとする。

2 各協定機関の出動体制は、第4条に定めるそれぞれの任務分担に応じ、この協定に定める現場の活動が有効、的確かつその責任を完遂できる体制とすること。

(現場本部の設置)

第7条 現場に到着した協定機関の現場の責任者は、直ちに集合、協議により必要に応じ現場付近にガス漏れ事故等現場本部(以下「現場本部」という。)を速やかに設置する。

2 現場本部が設置された場合は、消防の現場本部旗等により、その位置を標示するものとする。

(現場の協議)

第8条 現場本部は、ガス漏れ事故等に係る災害の防止及び被害の軽減を図るため、次の各号に掲げる事項を協議し、各協定機関は、任務分担に応じ必要な措置を講ずるものとする。

- (1)情報の処理に関すること。
- (2)火災警戒区域等の設定及び範囲に関すること。
- (3)救助、救出活動に関すること。
- (4)交通規制に関すること。
- (5)住民等に対する避難の指示の要否及び範囲に関すること。
- (6)住民等に対する火気使用制限等の広報に関すること。
- (7)電気の供給遮断の要否及び範囲並びに電気遮断区域内の送電可否及び範囲に関すること。
- (8)ガスの遮断の要否及び範囲に関すること。
- (9)漏洩ガス、滞留ガスの処理に関すること。
- (10)建物棟への進入方法に関すること。
- (11)その他必要な事項。

2 現場本部が設置されていない場合においては、消防の現場最高指揮者を中心に協議して、必要な措置をとるものとする。

(現場の活動)

第9条 協定機関は、次の各号に掲げる事項に留意し、それぞれの現場活動を行うものとする。ただし、必要に応じて設定範囲を拡大又は縮小するものとする。

(1)火災警戒区域の設定範囲

火災警戒区域の設定範囲は、原則として次のとおりとする。

ア 地下街等

当該地下街等全体及びその地上部分にあっては、ガス漏れ場所から半径100メートルを超える範囲

イ その他の場所

ガス漏れ場所から半径100メートルを超える範囲

(2)ガス検知活動

ア ガス事業者等及び消防機関はガス検知活動を行う場合は、相互に緊密な連携を保ち、迅速かつ的確

に行うものとする。

- イ ガス爆発危険区域は、おおむねガス爆発下限界の3分の1以上のガス濃度の区域とし、当該濃度のガスを検知した場合は、直ちに現場本部に報告し、必要な措置をとるものとする。

(3)東京電力による電気の供給遮断等

東京電力は、現場本部又は協定機関の指示・要請により、現場の電気の供給遮断及び同遮断区域内で災害発生のおそれがなく送電可能となった区域の送電作業を迅速かつ的確に行うものとする。

(4)自家用電気工作物内の電気の遮断

現場において電気事業法第66条第2項に定める自家用電気工作物内の電気の遮断を必要とする場合は、現場本部から当該自家用電気工作物の設置者に、電気の遮断を指示するものとする。

ただし、設置者からの遮断要請を受けた場合、又は設置者に遮断指示が不能の場合で遮断に急迫を要する場合は、現場本部又は協定機関の指示・要請により東京電力が遮断の作業を行うものとする。

(5)ガス事業者等によるガス遮断又は修理等

ガス事業者等は、事故の内容によりガスの遮断又はガス漏れはガス漏洩箇所の搜索及び修理等の必要な作業を迅速かつ的確に行うものとする。

(6)消防機関によるガスの遮断等

消防機関が緊急やむを得ずガスの遮断等を行ったときは、現場に到着したガス事業者等に遮断等の措置の内容を説明し、ガス事業者等は遮断等の状況の再確認をするほか、事後の処置等を引き継ぐものとする。

(7)情報の収集、処理

収集された情報の処理は、現場本部において協定機関の現場の責任者で協議し処理するものとする。

(8)交通規制及び避難の指示

ア 警察機関は、現場付近の交通規制を行うとともに、消防機関の協力を得て火災警戒区域等の区域内にある住民等に対し適切な避難の指示を実施する。

イ 避難の指示は、ガス事業者等と緊密な連携を保ち、特にガス爆発危険区域内の住民等を最優先に行うものとする。

(9)救助、救出活動の協力

消防機関及び警察機関は、緊密な連携のもとに他の協定機関の協力を得て、救助、救出活動を行うものとする。

(10)漏洩ガス、滞留ガス処理の協力

現場に出動した協定機関は、緊密な連携を保ちガス事業者等の行う漏洩ガス、滞留ガスの排除活動に協力するものとする。

(事後の措置等)

第10条 現場本部又は出動した協定機関の協議により、災害発生のおそれなくなつたと認めた場合における事後措置は、第4条に定める任務分担の機関が次の各号により行うものとする。

(1)火災警戒区域等の解除

ア 消防機関は、速やかに火災警戒区域等を解除し、必要な措置を講ずるものとする。

イ 警察機関は、速やかに交通規制及び避難の指示を解除し、必要な措置を講ずるものとする。

(2)電気の再供給

東京電力は、電気再供給に関する必要な措置を講じたうえで、電気遮断後の供給再開を行うものとする。

(3)ガスの再供給

ガス事業者等は、ガス使用者等に関する必要事項の周知及び個別点検等二次災害発生の防止措置を講じたうえでガス遮断後のガスの供給再開を行うものとする。

(共同訓練の実施)

第11条 協定機関は、本協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとする。

(連絡会議)

第12条 協定機関は、協定事項の円滑な推進を図るため、必要に応じ連絡会議を開くものとする。

(実施細目)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、それぞれ関係する協定機関相互間で協議して定めるものとする。

(協定書の効力発生)

第14条 この協定書は、平成18年8月16日から効力を発するものとする。

(協定書の保管)

第15条 この協定を証するため、協定書5通を作成し協定機関がそれぞれ署名押印して各1通を保管する。

附 則

この協定は昭和56年3月30日より施行する。

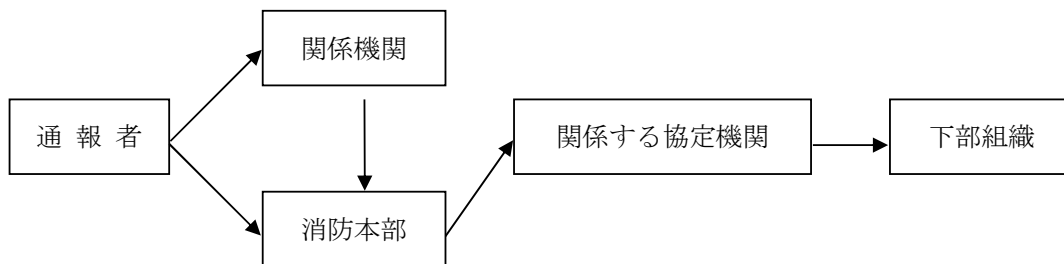
附 則

この協定は平成18年8月16日より施行する。

裾野市消防本部
沼津警察署
社団法人静岡県プロパンガス協会東部支部御殿場地区会裾野地区
静岡瓦斯株式会社
東京電力株式会社三島支社

(別表)

1 ガス漏れ事故等連絡協定



2 連絡に用いる電話番号表

機 関 の 名 称	緊 急 電 話	加 入 電 話
富士山南東消防本部 裾野消防署	119	995-0119
裾野警察署	110	995-0110
裾野警察署深良交番		992-0155
静岡県プロパンガス協会 東部支部御殿場地区会 裾野地区		992-4305
静岡ガス株式会社 東部支社		927-2811
東京電力株式会社 三島支社		936-2285

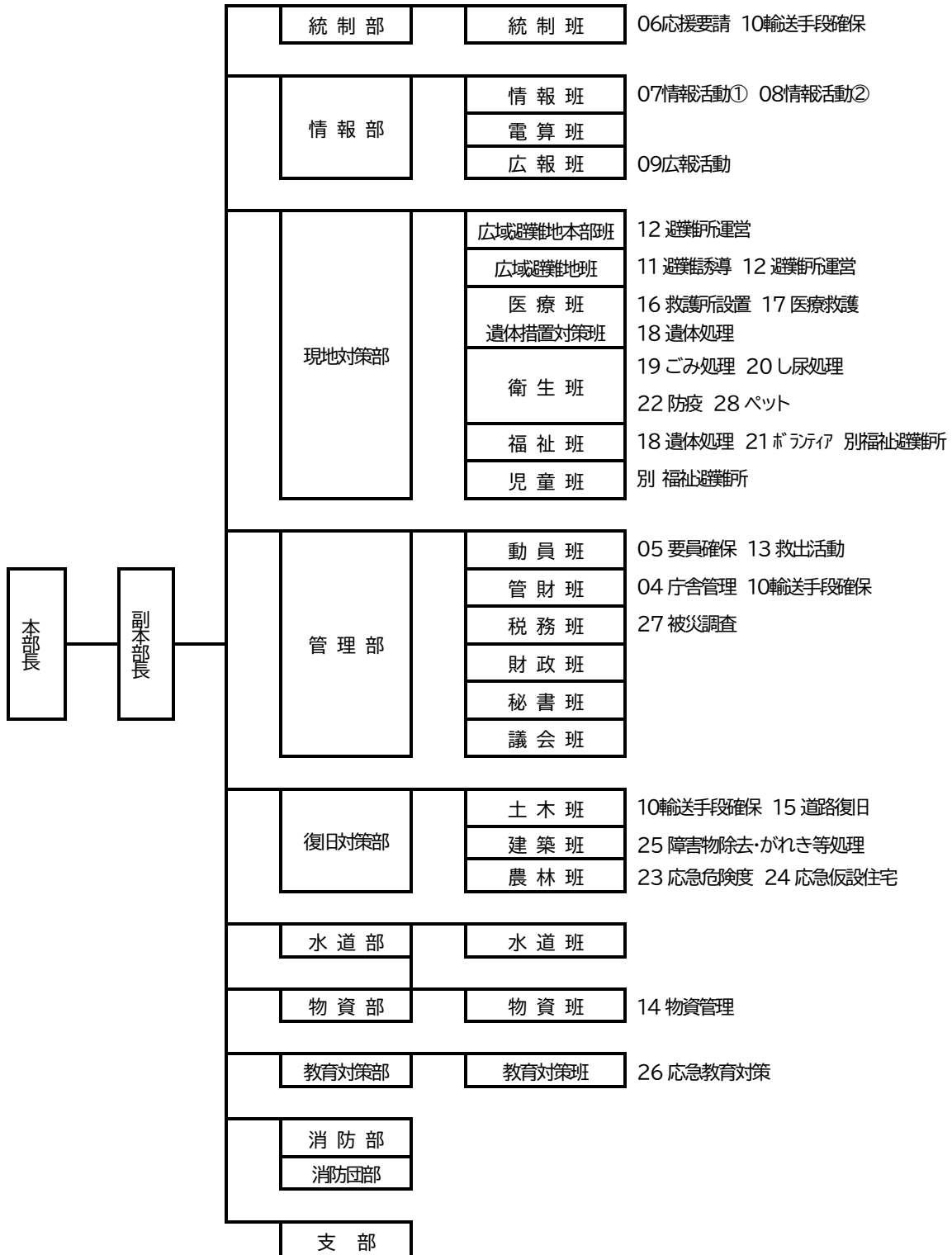
10 各種マニュアル

00 共通項目

【災害対策本部設置前】

01職員参集 02 事前配備 03 本部立上げ

【災害対策本部設置後】



裾野市災害時行動マニュアル

令和5年4月 改定

目 次

内容	頁
00 共通項目	1
01 職員参集マニュアル	9
02 事前配備マニュアル	13
03 本部立上げマニュアル	17
04 庁舎管理マニュアル	19
05 要員確保マニュアル	21
06 応援要請マニュアル	23
07 情報活動マニュアル①	27
08 情報活動マニュアル②	29
09 広報活動マニュアル	33
10 輸送手段確保マニュアル	35
11 避難誘導マニュアル	39
12 避難所運営マニュアル	43
13 救出活動マニュアル	45
14 物資マニュアル	47
15 道路安全確保マニュアル	49
16 救護所設置運営マニュアル	51
17 医療救護マニュアル	53
18 遺体処理・埋葬マニュアル	55
19 ごみ処理マニュアル	59
20 し尿処理マニュアル	63
21 ボランティア対応マニュアル	67
22 防疫マニュアル	69
23 応急危険度判定マニュアル	71
24 応急仮設住宅マニュアル	73
25 障害物除去・がれき等処理マニュアル	77
26 応急教育対策マニュアル	79
27 被災調査マニュアル	81
28 ペット同行避難マニュアル	82
様式集	
広報文例	

01 職員参集マニュアル

[担当部] 全職員

STEP1 災害の覚知及び参集基準との照合

- ☐ 地震の揺れの体感又は TV・ラジオ及び SNS 等による情報を確認する。(➡自身の安全確保)
- ☐ 配備基準(「資料1」「資料2」参照)と照合し、参集の要否を判断する。
- ☐ 事前配備に参集できない部長は、各部の第1次配備体制の最上部の班長に代理での参集を指示する。
- ☐ 遂行中の職務を迅速に中断すると共に、周囲の混乱防止をする。

STEP2 家族の安否確認及び家庭内での応急対策

- ☐ 外出中の場合は、災害用伝言ダイヤル等(「資料3」参照)を利用し家族の安否確認。必要があれば帰宅する。
- ☐ 二次災害の防止措置、非常持出物の確保、避難場所への避難、負傷者がいれば手当てなど家庭内応急対策を実施する。

STEP3 登庁準備及び登庁

- ☐ 基本は、徒歩又は自転車・バイクを使用する。(ただし参集場所が遠距離・暴風雨時など状況によっては、迅速・安全のため、自家用車が必要となる場合がある。)
- ☐ 安全靴を着用するなど安全に配慮する。(持物は、「資料4」を参照)

STEP4 救出活動・初期消火活動の現場に遭遇した場合等

- ☐ 職員は登庁を第一目的とするため、付近の住民に応援を呼びかけて対応してもらう。また、警察や消防機関へ連絡させる。

STEP5 参集途中の被害状況チェック

- ☐ 自宅周辺及び参集経路周辺の状況を目視範囲で確認する。
- ☐ 必ずメモをとること。記載事項は「資料5」参照。特に日時は正確に記入する。(被災者の心情に配慮し、必要があれば現場を離れてからメモすること)

STEP6 登庁報告書の作成と提出

- ☐ 初期に参集した職員は、「03本部立上げマニュアル」を実施する。
- ☐ その他の職員は、動員受付簿へ記入するとともに参集したことを班長等に告げる。
- ☐ 「登庁報告書(資料5)(様式1)」を作成し提出する。災害対策本部設置後は動員班に提出。

STEP7 登庁できない場合の実施事項

- ☐ 参集準備を整えた上で、参集できるまで地域の自主防災活動に参加する。
- ☐ 最寄りの市の活動拠点地(本部や支部情報基地)へ行き、責任者にその旨を告げ

て指示を仰ぐ。

□ 所定の参集場所へは、無線等により参集できない旨の報告を行なう。

[資料1] 裾野市災害対策本部及び職員動員の基準・水防配備基準

1. 地震配備

① 南海トラフ地震に関する臨時情報発表時

情 報	本部の設置	職員の配備
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	情報収集体制	危機管理監・危機管理調整監(兆候発生時～収集) 危機管理課・建設課・農林振興課・情報発信課
	事前配備体制	上記に加え、本部各部長
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	災害対策本部	第1次配備体制
災害対策本部において 全職員招集を決定した場合	災害対策本部	第2次配備体制 (全職員)

② 突発型

震 度	本部の設置	職員の配備
震度4以上	事前配備体制	危機管理監・危機管理調整監 危機管理課・建設課・農林振興課・情報発信課 本部各部長 (被害状況により第1次配備体制に移行)
震度5弱以上	災害対策本部	第1次配備体制 (被害状況により第2次配備体制に移行)
震度6弱以上	災害対策本部	第2次配備体制 (全職員)

2. 水防配備

判 断 基 準	本部の設置	職員の配備
①時間雨量が 70mm に達すると見込まれる場合 ②土砂災害警戒情報を受領した場合 ③記録的短時間大雨情報を受領した場合	待 機	情報収集体制
④裾野市に気象警報が発令された時、または雨量等の 状況により特に必要と認められる時	待 機	事前配備体制 避難所開設体制
①はん濫注意水位に達し時間雨量 70mm 以上観測、今 後増水が見込まれる場合 ②土砂災害警戒情報レベル2を受領した場合	水防本部	第1次配備体制
①今後雨量が上昇し、必要と認められる場合	水防本部	第2次配備体制 (全職員)

※消防団員は、市職員配備体制を優先する。

その他の消防団員は各分団で活動する(団活動従事の旨を所属長に連絡すること)。

3. 避難所の開設を要する状況が発生した場合、「避難所開設体制(指名された職員)」の配備体制をとる。

[資料2] 裾野市災害対策本部配備体制(当該年度)(別表)

[資料3] 災害用伝言ダイヤル「171」

	被災地内にいる人(あなた)	被災地以外にいる人(親戚、友人等)
伝言を録音したい場合 (自分の安否を伝えたいとき)	171+1+自宅の電話番号	171+1+被災地にいる伝言を伝えたい人の電話番号
伝言を再生する場合 (家族の安否を知りたいとき)	171+2+自宅の電話番号	171+2+被災地にいる伝言を伝えたい人の電話番号

①震度6弱以上の地震 ②自然災害で相当電話が混み合っているとき運用

①一般電話 ②公衆電話 ③携帯電話及びPHS(一部不可)などで利用可能

静岡県被災時3～7件利用可能 一伝言あたり30秒以内 48時間保存

[資料4] 参集時の持物(最小限にして身軽であること)

身分証明書、運転免許証、筆記用具、軍手、現金、懐中電灯、携帯用ラジオ、腕時計、下着(数日間泊り込み想定)、作業服、マニュアル、その他可能な範囲で飲料水、当面の食料、あればカメラ機能付き携帯電話

[資料5]

登庁報告書			
部 氏名			
被害の断片状況	月	日	時 分ごろの状況
確認場所(区名、住所など)			ポイント
車が通れるか、渋滞しているか			
街灯の点灯状況、ガスの臭い、公衆電話等での人の状況はどうか			
全壊が多いのか地区の様子はどうか			
煙はどうか(なびいている方向に延焼する)			
パニック状態か、落ち着いているか			
どこに何人程度、避難者の要望は			

02 事前配備マニュアル

[担当部] 情報収集・事前配備職員

STEP1 登庁

- ☐ 職員招集メールや電話連絡を受けたら、非常連絡系統図に定められた連絡先に連絡、速やかに登庁する。
- ☐ 部長が登庁できないときは、各部の第1次配備体制の最上部の班長が、参集することとする。

STEP2 地域住民・自主防への広報

- ☐ 同報無線を用いて気象予報・災害危険等の広報を実施する。〈広報文01、02〉
- ☐ 市長が必要と判断した場合には、避難勧告又は警戒区域の設定がされるので、同報無線による広報を実施する(「11避難誘導マニュアル」〈広報文03、04〉)

STEP3 情報の収集・受理

- ☐ 裾野警察署(995-0110)に、被害情報の有無について確認情報共有する。
- ☐ 富士山南東消防本部裾野消防署(995-0119)に、署員の本部への派遣を依頼し、情報の共有を図る。
- ☐ ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)への状況報告・情報収集し、市の体制等を伝達する(ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN))
 【県デジタル防災通信システム】※ 地上系
 防災電話 : 東部方面本部 5-103-6413
 (その他、6400~04、6411~12、6414~15 も可能)
 防災FAX : 5-103-6408
 【衛星系】※ 地上系から衛星系への切り替え
 使用の場合は、頭の数字を「5」から「8」に変更する

STEP4 動員範囲の決定

- ☐ あらかじめ定められた裾野市災害(警戒)対策本部設置及び職員の動員基準・水防配備基準による。
- ☐ 必要があれば、市長の判断によりさらに体制を強化する。

STEP5 招集連絡

- ☐ あらかじめ定めた緊急連絡網のとおり電話連絡をする。
- ☐ 勤務時間内の場合、庁舎放送、電話等により防災気象情報や市の体制状況等の周知を図る。

STEP6 関係機関との連絡

- ☐ 消防団本部員の本部への派遣を依頼し、情報の共有化を図る。状況により消防団の出動又は待機を指示する。
- ☐ 防災関係機関(警察・土木事務所等)に体制状況を伝達する。〈県様式1〉

STEP7 対策用紙、資料等の準備

- ☐ 優先電話(NTT受信用、発信用電話機と接続セット(401 会議室保管)を接続し、電話交換室の切り替レバーを倒す。(上段5ヶ所)
- ☐ 401 会議室にある東電ホットラインを接続する。
- ☐ デジタル移動系防災行政無線を設置(403 会議室～401 会議室)する。
- ☐ ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)端末を用意する。
- ☐ 消防署専用電話及び衛星携帯電話を 401 会議室に用意する。
- ☐ 行政課FAX、印刷室コピー機を移設(準備)し、守衛室のFAXジャックを外す。
- ☐ 地域防災計画、水防計画、その他マニュアルを準備する。
- ☐ 区長名簿、自主防災会長名簿、電話帳、情報用紙等を準備する。

[関係書類]

市地域防災計画、市水防計画、市災害対策本部配備体制

[資料1] 関係諸機関の連絡先

機関名		所在地	電話
裾野市(市役所)		裾野市佐野 1059	992-1111
消防本部 裾野消防署		裾野市石脇 515	995-0119
伊豆島田分署		裾野市伊豆島田 343-1	994-0119
須山分遣所		裾野市須山 1454-8	998-0119
裾野警察署(警備課)		裾野市平松 620-1	995-0110
深良交番		裾野市深良 215-14	992-0155
茶畑交番		裾野市茶畑 1163-15	993-5999
富岡駐在所		裾野市御宿 680-1	997-1011
須山駐在所		裾野市須山 1593-12	998-0034
静岡県東部地域局(方面本部)		沼津市高島本町 1-3	920-2063
〃 危機管理課		〃	920-2181
沼津土木事務所(総務課)		〃	920-2202
東部健康福祉センター(地域)		〃	920-2082
静東教育事務所(総務課)		〃	920-2236
沼津財務事務所(総務課)		〃	920-2012
東部農林事務所(総務課)		〃	920-2153
陸上自衛隊	板妻駐屯地(第 34 普通科連隊第3科)	御殿場市板妻 40-1	0550-89-1310 内 237
	板妻駐屯地(第34普通科連隊第3中隊)	〃	0550-89-1310 内 230
	駒門駐屯地(機甲教導連隊第3科)	御殿場市駒門 5-1	0550-87-1212 内 234
	富士学校(富士教導団第3科)	小山町須走 481-27-7	0550-75-2311 内 2628
	滝ヶ原駐屯地(普通科教導連隊第3科)	御殿場市中畑 2092-2	0550-89-0711
国土交通省沼津工事事務所		沼津市下香貫外原 3244-2	934-2009
〃 沼津国道維持出張所		長泉町下土狩 1027-1	996-1122
裾野駅		平松管無番地	992-0075
岩波駅		岩波管無番地	997-0172
NTT西日本(株)沼津支店		沼津市大手町 2-1-17	963-4240
東京電力(株)三島支社		三島市南町 13-8 (携帯ホットライン)	971-1111 070-4579-6309

静岡ガス(株)東部支社	沼津市西条町 17-6	963-5151
県エルピーガス協会裾野支部	佐野 779-1 星野燃料	992-0409
沼津医師会裾野支部(理事)	平松 522 杉山医院	992-0028
裾野赤十字病院	佐野 713	992-0008

03 本部立上げマニュアル

[担当部] 参集職員全員

STEP1 庁舎使用可能状況の確認(外観から目視により判断)

- ☐ 危険が予想される場合は屋外で待機、上司に報告し、指示を受ける。(使用不可能な場合は、消防庁舎(3F 指揮統制室)に本部を設置、資機材を移送するとともに職員に周知する) ※ 別途「移送計画」作成
- ☐ 情報収集配備等の段階から無傷の状態又は損壊が軽微な場合、管財班を中心に庁舎内を逐次点検する。

STEP2 ライフライン使用可能状況の確認

- ☐ ガス臭の有無を確認する。窓を開け、ガス栓を閉止、ガス会社に連絡する。
- ☐ 電気器具類のスイッチを入れる。停電の場合は、非常用電源の作動を確認すると共に、可能であれば発電発電機必要数を防災倉庫より搬出して置く。
※ 保有数 総数8機 内訳:0.9Kw×1、1.5Kw×1、1.6Kw×5、2.8Kw×1
倉庫内に備蓄した燃料を当初使用

STEP3 本部室の確保(余震に注意)及び登庁者の確認

- ☐ 本部室(401 会議室)に入り、机の配置及び確認(本部室配置図参照)。散乱物があれば整理・搬出。
- ☐ 電話・テレビ等は固定する。
- ☐ 1階ロビーに受付を設置する。(登庁者受付表の設置・断片状況回収箱)
- ☐ TV(又はラジオ)及び SNS 等により近隣の被害情報等を確認する。

STEP4 通信機器の設置と作動確認

- ☐ 情報部・統制部を中心に通信機器を設置する。他部の職員も参集次第設置に協力する。
- ☐ 電源を確認したのち、以下の順序で各種通信機器の作動の確認をする。
①市防災行政無線 ②同報無線 ③NTT電話 ④NTT FAX
⑤県相互防災無線 ⑥県防災FAX ⑦東電専用電話 ⑧消防専用電話
⑨県防災行政無線 ⑩ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)
⑪デジタル移動系防災行政無線 ⑫衛星携帯電話 ⑬IP無線機

STEP5 資機材の準備

- ☐ 机上に各部のネームプレートを置く。
- ☐ パネル地図・コピー機を配置し、事務用品等文書箱を配布する。

STEP6 対策本部開設準備完了の報告

- ☐ 責任者を決定し、当座の役割分担を明確化する。
- ☐ 県東部方面本部に対策本部設置報告をする。
〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉

- ☐ 「裾野市災害対策本部」の看板を玄関に設置する。
- ☐ 以降30分ごとに参集人数を把握する。

〔関係書類〕 地域防災計画・水防計画・災害時行動マニュアル

〔資料1〕 災害対策本部設置箇所 裾野市災害対策本部を市役所4階401会議室に設置
 庁舎が使用不可能な場合の代替施設 裾野消防庁舎3階災害対策室・指揮統制室

〔資料2〕 本部室の開設(401会議室)

	資機材準備	数量	保管場所	備考
1	テレビ	1	401会議室	
2	コピー機	1	2階印刷室	
3	NTT 電話	15	401 会議室東側棚	発信 6 着信10
4	電話機接続器	1	401 会議室東側棚	
5	各部書類箱	9	401 会議室東側棚	9部
6	ふじのくに防災 情報共有システム(FUJISAN)	1	危機管理課棚 生活環境課長堰南側棚	モデム、無線 LANAP
7	消防署専用電話	1	生活環境課長席南側棚	
8	東電専用電話	1	生活環境課長席南側棚	
9	警戒本部看板	1	4階和室入り口右側棚	
10	その他資機材		防災倉庫(庁舎北側)	発電機等
11	衛星携帯電話	1	生活環境課長席南側棚	各支所(3)市長室(1)

- ☐ 受信用と発信用の電話機及び接続セットを設置し、電話を接続した後 4 階電話交換室の切替レバーを 5 ヶ所倒す。
- ☐ 守衛室のFAXジャックをはずす。(401 に切り替えるため)
- ☐ 危機管理課(生活環境課長堰南側)に設置されている県防災FAXを夜間から昼間に切り替える。

〔資料3〕 本部室配置図(401会議室)

04 庁舎管理マニュアル

[担当班] 管理部 管財班

STEP1 来庁者の避難誘導

- ☐ 来客を駐車場(安全な屋外でよい)に避難させ、近隣の避難地に誘導する。
- ☐ 自動ドア及び各出口の開放とエレベーターの使用を禁止する。
- ☐ 負傷者(職員を含む)のある場合は、1 階ロビーで応急措置の後、必要があれば救護所・救護病院(裾野赤十字病院等)に搬送する。

STEP2 庁舎施設の防災措置(余震による2次災害の防止等)

- ☐ 目視により庁舎使用可能状況を確認する。
- ☐ 消防用設備(消火器等)を点検する。
- ☐ 地下機械室・各階湯沸し・ガス栓を閉止し、業者への点検を依頼する。

STEP3 庁舎の確保(使用可否の判断と代替施設への移行)

- ☐ 応急危険度判定士(職員を含む)の協力を要請し、庁舎被害状況を把握する。
- ☐ 庁舎使用の可否を統制部に報告する。
- ☐ 必要があれば管財班から市内建築業者へ応急修理を依頼する。
- ☐ 庁舎使用不可能の場合は、職員を代替施設(消防庁舎)へ誘導、資機材を移送する。
- ☐ その他所管施設(現在は駿東教育会館のみ)の〈様式2被害調査票〉を作成する。

STEP4 STEP4 庁舎使用計画の作成

- ☐ あらかじめ定められた[災害時の庁舎使用計画]を参照し、被害状況に配慮しながら、会議室等を割り当てる。

STEP5 電源の確保

- ☐ 停電した場合、2階の自家発電機(連続稼働)時間対応する。
- ☐ 同燃料の確保について協定業者に確認する。
- ☐ 可搬式発電機(予備電源とする)を点検し、以後、電気の復旧に注意する。

STEP6 通信の確保(電話の架設手配と職員への注意)

- ☐ 災害時優先電話(発信は優先)の使用を職員に周知徹底する。
- ☐ 仮設電話の設置を NTT 西日本(株)沼津支店に依頼する。

STEP7 庁内流入の避難者への対応

- ☐ 臨時避難所として1F ロビーを提供するが、執務室等は原則として立入禁止とする。
- ☐ 基本的に寝る場所の提供(トイレ・水道は使用可能であれば利用可とする。)
- ☐ 避難2日目からは、近隣の避難地の状況を確認して、避難可能な避難所へ速やかに移動するよう指導する。

〔資料1〕 災害時の庁舎使用計画

階	会議室名	用途	備考
4階	401 会議室	市災害対策本部	
	402会議室	自衛隊本部事務室	
	403会議室	本部通信室	遠隔操作器
	和室	職員休養室	
	休憩室	応援職員等控え室	
	記者室	報道関係	
	放送室	デジタル防災無線統制台	デジタル無線 FAX
	電話交換室	県防災 FAX	
3階	市長応接室	記者会見用	
1階	ロビー	市民相談窓口	
地階	多目的ホール	給食用	

〔資料2〕 庁舎が使用不可能の場合の代替施設 裾野消防庁舎3階災害対策室・指揮統制室

〔資料3〕 業者連絡先

内容	業者	連絡先
ガス	静岡県エルピーガス協会裾野支部(日本ガス興業(株))	992-4305
電気	東京電力(株)三島支社 (携帯ホットライン)	971-1111 070-4579-6309
電話	NTT 西日本(株)沼津支店	963-4240
自家発用燃料	市内各給油所	

05 要員確保マニュアル

[担当部] 管理部 動員班・統制部 統制班

STEP1 参集者の確認と報告

- ☐ 本部職員の参集状況は、動員受付簿(「資料2」)により把握し、継続的(初動期は30分後)に本部長に報告する。
- ☐ 避難地等に参集すべき職員の参集状況は、広域避難地班長が把握・報告するので、現地対策部広域避難地本部に照会する。
- ☐ 裾野消防署・消防団の出動状況については、裾野消防署長・消防団長から本部長に報告する。
- ☐ 登庁報告書は受付後、統制部に回付する。

STEP2 参集した職員の配置(派遣)

- ☐ 緊急対応期は、事務分掌表にこだわらない要因配分が必要である。(救出班の編成強化、被害の多い地域の配備強化などに配慮)
- ☐ 職員の業務内容、配備場所、人員数、氏名等を明確にし、職員全員に周知する。
- ☐ 他市町または県に対する応援の必要可否を判断する。
(資料1「裾野市受援計画」に基づく)

STEP3 職員及び飲料水の確保、寝具の確保

- ☐ 本部職員用の食料・飲料水及び寝具等(庁舎地下、庁舎北側防災倉庫に備蓄)を確保する。
- ☐ 消防団員、避難所等勤務者についても、食料・飲料水を確保する。(消防署備蓄倉庫及び広域避難地防災倉庫に備蓄、但し文化センター・市営総合グラウンドは備蓄なし)

STEP4 ローテーション計画の策定

- ☐ 長期化が予想される場合は、市全体の勤務体制を敷く。(所要の措置を講ずること)
- ☐ 各部ごと、早めに職員の勤務時間のローテーション(適切な休憩時間を盛り込んだもの)を作成し、健康への悪影響と能率の低下を避けるよう指示する。
- ☐ 特定の職員に、過度の肉体的・精神的負担のかからないよう配慮する。

STEP5 未参集職員と家族の安否確認

- ☐ 参集困難(または不可能)の連絡があった職員については、現地で活動すべき旨を伝達し、動員受付簿(出勤できない理由、避難先と連絡方法、支援の必要性等を記載)に記載する。
- ☐ 連絡のない職員は、まず災害用伝言ダイヤルで確認し、必要あれば安否確認係を設置する。
- ☐ 職員の家族の安否に関しては、各自が災害用伝言ダイヤル等で確認することを原則とするが、必要があれば、職員を交替に帰宅させ、代表を立てて確認させ

るなどの措置を講ずる

STEP6 配備体制の調整(適宜)

- ☐ 時間の経過に伴う状況変化、被災ニーズの変化の他、各地域の被害程度を継続的に把握する。
- ☐ 緊急対応終了後の要員配置は、あらかじめ定められた事務分掌によることを原則とするが、特に必要があれば、要員を被災者の支援、被害調査、復旧活動にシフトする。
- ☐ 各部から、人員の要請があれば、必要な人員を統制部と協議し適正に配置する。

STEP7 業務継続計画(BCP)の運用

- ☐ 時間の経過に伴う状況変化に伴い、業務継続計画を運用する。

[資料1] 裾野市受援計画

[資料2] (様式3)動員受付簿

月 日 時 分 部(総員 名) No					
登庁 チェック	職	氏 名	自宅の被災状況	家族の 安否確認	備考(所定の場所 以外に参集)
			居住可・避難所・ その他()	済・未済	
			居住可・避難所・ その他()	済・未済	
			居住可・避難所・ その他()	済・未済	
			居住可・避難所・ その他()	済・未済	
			居住可・避難所・ その他()	済・未済	
			居住可・避難所・ その他()	済・未済	
			居住可・避難所・ その他()	済・未済	
			居住可・避難所・ その他()	済・未済	

○印 登庁完了 ×印 (当面の間)登庁不可能、空欄は未確認 ()内連絡先

06 応援要請マニュアル

〔担当部〕 統制部 統制班
 情報部 広報班
 管理部 動員班・管財班
 復旧対策部 土木班・建築班・水道班
 現地対策部 医療班・広域避難地本部・児童班
 物資部 物資班
 教育対策部 教育対策班

STEP1 救出活動のための要請(自衛隊の派遣要請):統制班・動員班

- 県東部方面本部に〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉により要請する。緊急時は防災行政無線・口頭でよいが、事後文書で措置する。
- 上記が困難な場合は、第34普通科連隊長(連隊本部第3科・第3中隊)又は最寄りの部隊長に直接要請し、事後知事に通知する。
- 自衛隊集結用地(裾野市運動公園)を確保、整備し、受入れ体制を確立し統制部統制班が要請する。
- 一般災害の場合、事務所、宿舍、駐車場等を確保する。
- 自衛隊の活動が円滑にできるよう各部と総合的な調整を図り、自衛隊の職務分担を定める。

STEP2 交通確保のための要請(建築・土木業者等):土木班

- 警察へ市の実施する対策への協力を要請する。(交通規制等、具体的な内容も示すこと)
- 協定建築・土木業者へ道路啓開のための重機・人的要請をする。(動員の可能性について業者間で調整を依頼すると共に、災害の種類により重機等資機材や集結場所についても示すこと)

STEP3 医療救護に関する要請(協定業者・県支部):医療班

- 救護所等の医師が不足の場合、現地対策部が作成した要請書に基づき県東部方面本部へ班編成も示し派遣要請する。〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉
- 医薬品は、現地対策部が作成した要請書に基づき県方面本部(医薬品備蓄センター)に調達、斡旋を要請する。
 〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉
- 輸血用血液は、現地対策部が作成した要請書に基づき県東部方面本部に調達・斡旋を要請する。〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉
- 救護所及び避難所運営及び応急処置のため物資等が必要な場合は、協定で定められた出荷要請書に基づきクリエイトエス・ディーとウエルシア薬局に供給を要請する。
- 妊産婦及び乳幼児の安全確保や支援が必要な場合は、協定で定められた要請書(様式第1号)に基づき静岡県助産師会に助産師の派遣を要請する。

STEP4 ライフライン確保のための要請(電話・水道・ガスほか):管財班・広域避難地本部・児童班・水道班・教育対策班

- ☐ NTT西日本(株)沼津支社へ災害時優先電話(緊急用)、特設公衆電話の設置を要請する。
- ☐ 県エルピーガス協会裾野支部へ避難所等へのガス供給を要請する。
- ☐ 裾野市上水道協力会へ初期復旧人員・車輛・資機材等を要請する。

STEP5 物資確保のための要請(協定業者・県東部方面本部):物資班

- ☐ 各協定業者に対し、供給可能品目・数量を確認する。
- ☐ 不足する場合には、県東部方面本部へ要請する。(必要な場合は支部物資集積所より輸送手段を検討する※要請から配給まで2日以上かかる)
- ☐ 配分・輸送方法等を決定し、協定配送業者等に要請する。
- ☐ 「物流調達・輸送調整等支援システム」(別途資料あり)を活用し、物資の在庫管理・県等への要請を行う。

STEP6 事務要員等の確保のための要請(協定市):統制班・動員班

- ☐ 「災害時の相互応援に関する協定」等による他市からの災害派遣職員の照会、受付事務及び人員配備、派遣職員の食事並びに住居の確保等の受入事務を行なう。('裾野市受援計画'に基づく)
- ☐ 作業計画、実施内容を明確にしたうえ、休憩宿泊場所等を確保する。(実費弁償は市で負担)

STEP7 その他の要請(消防・報道機関等):広報班・建築班・医療班

- ☐ 報道機関に対して、情報及び資料を提供し、情報伝達について要請する。
- ☐ 応急危険度判定士が不足の際は県東部方面本部へ要請する。
- ☐ 海上保安庁へ傷病者・医師・避難者・物資等の輸送の要請は、県東部方面本部に要請する。〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉

[関係書類]

市地域防災計画、市医療救護計画、市受援計画、静岡県広域受援計画
緊急物資集積場設置運営マニュアル、09 広報活動マニュアル

[資料1]各種要請に必要な書類

応援を要請する際に伝達すべき事項は概ね以下のとおりである

- ☐ 派遣を要請する理由(災害の状況)
- ☐ 派遣を必要とする人員(救護班数)・航空機数
- ☐ 派遣を必要とする期間
- ☐ 派遣場所(区域又は施設)
- ☐ 集結場所(受入場所)
- ☐ その他必要な事項

[資料2]各種要請先の連絡先

関係機関	連絡先	備考
静岡県東部危機管理局	(NTT) 920-2003 (県デジタル防災通信システム) (地上系) 5-103-6413 (衛星系) 8-103-6413	☐ 裾野市割当て(FAX) 5-103-6408 ※衛星系は、頭数字「8」 ☐ 6401~04、6411~ 12、6414~15 も可能
陸上自衛隊 第34普通科連隊 連隊本部第3科	(NTT) 0550-89-1310 (県デジタル防災通信システム) (地上系) 5-150-9000~2 (衛星系) 8-150-9000~2	防災 FAX 5(8)-150-8001
裾野警察署	(NTT) 995-0110	
東京電力(株)三島支社	(NTT) 971-1111 070-4579-6309	ホットライン有り (携帯ホットライン)
NTT 西日本(株)沼津支店	(NTT) 963-4240	
沼津医師会裾野支部長	(NTT) 992-0028 (NTT) 992-1881	杉山医院 田中クリニック
裾野赤十字病院	(NTT) 992-0008	救護病院
静岡県エルピーガス協会裾野支部	(NTT) 992-4305	日本ガス興業(株)(R2~)

[資料3]自衛隊に派遣要請する場合

(1)要請内容

- ☐ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- ☐ 行方不明者、負傷者の搜索、救助
- ☐ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- ☐ 大規模火災に関する消防活動
- ☐ 道路、水路の確保
- ☐ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- ☐ 応急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救護物資の緊急輸送
- ☐ 被災者に対する炊飯及び給水支援
- ☐ その他市長が必要と認めるもの

(2)集結地

裾野市運動公園 総面積 20,147 m²

- ☐ 市災害対策本部事務室・机等(部隊の1割は事務を執る)
- ☐ 宿舎(隊員1人=1 畳)
- ☐ 材料置場・炊事場(野外の適当な広場)
- ☐ 駐車場(車 1 台3m×8m)

[資料4]関係機関からの派遣職員

静岡県(市町要員) 3名 裾野警察署 1名

07 情報活動マニュアル①

[担当部] 情報部 情報班・統制部 統制班
 現地対策班 広域避難地本部・医療班
 管理部 動員班
 復旧対策部

STEP1 本部開設の状況

- ☐ 各部は部の設置が済んだら、情報班の所に班員を派遣し、情報班が発信する各部への情報を部内に展開する。
- ☐ 動員班から本部員の登庁状況及び設備作動状況を確認して本部開設状況を県東部方面本部へ報告する。〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉
 (動員班が統制班へ伝達し、統制班から情報は関係する機関へ報告する)

STEP2 庁舎・周辺の被害情報

- ☐ 管財班が市有建物の被害状況と、職員が参集時に調査した周辺被害情報を集計し、統制班が県東部方面本部へ報告する。〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉
- ☐ 管財班は集計した資料を情報班にも提出し、情報班は被害状況一覧(仮)に情報を入力する。

STEP3 被害速報集計

- ☐ 収集した市内の被害(人的、住家、その他)状況を情報班が集計し、統制班が県東部方面本部へ報告する。〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉
- ☐ 情報班は市全体の被害状況を掴み、その後も継続して被害状況を統制班へ報告する。
- ☐ 統制班は定期(1時間、2時間、24時間、1週間)に被害総括情報を県東部方面本部へ〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉。
- ☐ 情報班は被害情報が入ってこない地区は、デジタル移動系防災行政無線等で情報を求める。その結果を本部長に報告する。

STEP4 自衛隊等の支援要請等

- ☐ 統制班は支援要請種別ごとに県東部方面本部へ支援要請を行なう。なお必要な記載事項に十分留意する。〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉

STEP5 避難勧告や指示・事前避難対象区域(警戒区域)設定状況、社会秩序状況、避難状況

- ☐ 広域避難地本部は、広域避難地からの情報を整理し、統制班へ報告し、情報班にも情報提供する。
- ☐ 避難勧告・事前避難対象区域(警戒区域)設定状況は、特に重要な情報であるので、統制班は広報班及び県東部方面本部に最優先して報告する。〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉

- 統制班は社会秩序状況、避難状況を県東部方面本部へ報告する。〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉

STEP6 医療救護体制の状況

- 医療班は、「裾野市医療救護計画」・「医療救護活動マニュアル」に準じ、医療救護施設からの情報を収集して県東部方面本部へ報告する。〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉

STEP7 土木関係(道路等)被害状況の把握

- 復旧対策部は、被災情報を収集して、統制班が沼津土木事務所又は県東部方面本部へ報告する。〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉
- 統制班は県東部方面本部から東名高速道路の被害状況・混乱情報を受け、情報班、復旧対策部へ報告する。
- 統制班は県東部方面本部から、国道の被害・復旧(見込み)状況を受け、情報部、復旧対策部へ報告する。

[関係書類]

- ・市地域防災計画 ・09 広報マニュアル ・広報文例
- ・大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領(県)

08 情報活動マニュアル②

[担当部] 情報部 情報班・統制部 統制班

STEP1 ライフラインの被害情報

- ☐ 統制班が県東部方面本部からライフライン被害情報を受け、災害対策本部各部に情報共有する〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉
- ☐ 情報班は東京電力(株)三島支社から被害状況を受ける。
- ☐ 情報班は静岡ガス東部支社から被害状況を受ける。
- ☐ 水道班は被害状況を受け、統制班が県東部方面本部へ報告する。水道班は情報班にも被害状況を報告し、報告を受けた情報班は被害状況一覧(仮)に情報を記載する。
- ☐ 情報班は市内のライフライン被害情報を集約し、統制班・災害対策本部各部に情報共有する。

STEP2 物資・食料支援要請

- ☐ 現地対策部から調達要求があった場合は、物資部が県東部方面本部へ要請する。〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)、物資調達・輸送調整等支援システム〉

STEP3 応急危険度判定士要請

- ☐ 建築班は、市内の判定士が不足した場合、県東部方面本部へ派遣要請する。〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉

STEP4 環境・衛生関係情報

- ☐ 衛生班は、廃棄物施設・斎場の被害及び復旧状況等を収集し、県東部方面本部へ報告する。〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉

STEP5 ライフライン復旧情報

- ☐ 統制班は県東部方面本部からライフラインの復旧状況を受け、災害対策本部各部に情報共有する。〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉
- ☐ 情報班は、東京電力(株)三島支社から復旧状況を受ける。
- ☐ 情報班は、静岡ガス東部支社から復旧状況を受ける。
- ☐ 水道班は復旧状況を受け、統制部が県東部方面本部へ報告する。〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉
水道班は情報部にも情報を展開する。
- ☐ 情報班は市内のライフライン復旧状況を集約し、統制班・災害対策本部各部に情報共有する。

STEP6 教育関係情報

- ☐ 教育部は、児童・生徒・教職員等の被害の状況を県東部方面本部へ報告する。

STEP7 その他の情報

- 統制班は県東部方面本部、県出先事務所からの被害・復旧状況を受け、必要に応じて各部へ情報を送る。
- 情報班は、各部、その他の事業所等からの情報を受け、収集した情報を統制班が県東部方面本部へ報告する。〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉

[関係書類]

市地域防災計画、大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領(県)

[資料1] 防災関係機関一覧表

機関名	NTT 電話	NTT FAX	デジタル防災無線	備考
県東部方面本部	920-2003	992-2009		(衛星系) 8-703-6408
市災害対策本部	992-1111	992-2640	100	
富士山南東消防本部 裾野消防署	995-0119	993-6512	119	
裾野警察署	995-0110		110	
裾野赤十字病院	992-0008		434	
裾野駅	992-0075		435	
静岡県エルピーガス協会裾野支部	992-4305		621	日本ガス興業(株) (R2~)
裾野市商工会	992-0057	993-8833	438	
沼津医師会裾野支部	992-0028 992-1881			杉山医院 田中クリニック
NTT西日本(株)沼津支店	963-4240			
東京電力(株)三島支社	971-1111			ホットライン 556

[資料2] 防災拠点一覧(連絡先)

拠点	名称	NTT 電話	NTT FAX	デジタル防災無線
ヘリポート	裾野高校グラウンド	992-1125	992-1016	303
	市営グラウンド			309
	須山小学校グラウンド	998-0021		310
	消防庁舎屋上	995-0119	995-1199	119
物資集積所	裾野市民文化センター	993-9300	993-9432	306
自衛隊集結地	裾野市運動公園	997-7277		411
広域避難地	東小学校	992-0049	992-1300	304
	向田小学校	993-7050	993-7051	413
	西小学校	992-0138	992-3242	301

	深良小学校	992-0242	992-2433	305
	富岡第一小学校	997-0343	997-1793	307
	富岡第二小学校	997-1022	997-1092	414
	須山小学校	998-0021	998-0128	310
	県立裾野高等学校	992-1125	992-1016	303
	千福が丘小学校	993-8222	993-8233	308
	南小学校	995-1373	995-1374	302
	生涯学習センター	994-0145	992-4047	409
救護所	健康福祉会館(健康推進課)	992-5711	992-5733	408
	県立裾野高等学校	992-1125	992-1016	303
	南小学校	995-1373	995-1374	302
	須山研修センター			
ボランティア センター	社会福祉協議会	992-5710		408

[資料3] その他の施設

拠点	名称	NTT 電話	NTT FAX	デジタル防災無線
遺体安置所	健康福祉会館(健康推進課)	992-5711	992-5733	408
	市民体育館	993-0303		406

09 広報活動マニュアル

[担当部] 情報部 広報班

STEP1 広報手段、内容、媒体及びエリアの決定

- ☐ 同報無線の操作卓周辺の整理を行い、放送可能か確認する。
- ☐ 広報車を配備する。(水防車、交通指導車、団指揮車など)
- ☐ 災害種別、被害状況により広報内容を決定し、別添文案(「広報文例」)を参考にし
て原稿を作成する。
- ☐ 広報媒体、エリアを選定する。(媒体:同報無線・広報車・デジタル防災行政無線・
SNS)
- ☐ 同報無線の活用は、「裾野市広報無線放送の設置及び管理に関する条例施行規則」
及び「裾野市防災行政無線及び地域防災無線管理運用規程」を参照する。

STEP2 地震発生、避難勧告等の緊急放送

- ☐ 同報無線による情報伝達で、生命の安全に関する避難活動などの緊急放送は、最
優先して、その都度放送する。〈「広報文例」1・2・3・4・5・9〉

STEP3 市民への呼びかけを広報

- ☐ 社会秩序の安定、民心安定のため住民に対して状況に応じて随時広報する。
〈「広報文例」14〉

STEP4 ライフライン等の被災状況周知

- ☐ 公共施設、ライフラインの被害状況及び復旧状況を原則として1日3回(朝、昼、
夕)定時広報を行う。〈「広報文例」19〉

STEP5 市の活動状況及び生活関連情報の提供

- ☐ 避難所、救護所の開設状況。し尿、ゴミ処理等の情報を原則として1日3回(朝、
昼、夕)定時広報を行う。〈「広報文例」21・22・23〉

STEP6 報道機関及び本部来訪者の対応

- ☐ 臨時プレスルームを開設する。(市長応接室など)
- ☐ 市内の被害状況、復旧状況等を取りまとめて原稿を作成する。
- ☐ 報道する時間と回数を決めて、報道機関に情報提供を行う。
- ☐ 本部来訪者については、別室を準備し、市内の被害状況、災害応急対策の概要を
報告する。
- ☐ 記者会見については、会見会場(第1委員会室など)を準備し、必要に応じて実施
する。実施する場合は、報道機関への周知、資料の作成、本部長(市長)との調整を
する。

STEP7 自主防災会を活用した広報活動

- ☐ 発災後状況がある程度落ち着いてきた段階で、現時点で出せる情報を整理し、広

報すその臨時号発行、回覧文書等を作成し、自主防災会を通じて配布する。避難所等にも掲示する。

- 広報紙、回覧文書は、被災者のニーズに適したタイムリーな情報を掲載する。(市長コメント・避難所設置情報・被害情報・ライフライン情報・社会秩序情報・医療機関情報・学校情報・仮設住宅情報・その他生活関連情報)

[関係書類]

市地域防災計画、広報文例、静岡県大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領

ボイス・キュー(株エフエムみしま・かなみ)との防災協定(災害情報の提供・放送 費用負担なし)

静岡エフエム放送株式会社との防災協定(災害情報の提供・放送 費用負担なし)

10 輸送手段確保マニュアル

[担当部] 統制部 統制班・管理部 管財班・復旧対策部 土木班

STEP1 市有車両の確保(使用可能状況の確認)

- ☐ 管財班は車載無線の使用可能状況・燃料の備蓄状況を確認する。
- ☐ 管財班は緊急輸送車用車両の確認手続き(裾野警察署)を行う。
- ☐ 管財班は輸送用燃料の確保を協定業者に要請する。以後、車両の一元管理を行う。

STEP2 道路等の施設被災状況の確認

- ☐ 土木班は緊急輸送路(東名・国道・県道)の被害・復旧状況の確認を行う。
- ☐ 土木班は避難対象地区・防災拠点施設へのアクセスルートの被害状況、統制班はヘリポート使用可能状況確認する。

STEP3 交通規制の要請と道路渋滞状況の確認(継時把握)

- ☐ 土木班は通行可能車線数及び渋滞の状況を確認する。(TV、ラジオ等にも注意)
- ☐ 土木班は危険箇所の交通規制、不急車両の排除等が必要な場合は、統制班経由で裾野警察署へ要請する。

STEP4 緊急輸送計画を策定

- ☐ 土木班は収集した道路の被災状況を市全図に記載する。
- ☐ 土木班は避難対象地区・各防災拠点へのアクセスルートを検討・決定する。
- ☐ 統制班はヘリコプターによる輸送が必要な地区の有無を予め判断する。

STEP5 輸送需要(ヘリコプター・必要車両台数)の把握及び申請等

- ☐ 統制班は各部に対してヘリコプターの需要の有無を照会し、必要数を把握するとともに、支援要請を行う。配当された機数に応じた運用(優先順)等を決定する。
- ☐ 管財班は各部に必要車両台数の見込みを確認する。

STEP6 民間団体に応援要請(不足する車輛の確保)

- ☐ 管財班は不足車両について災害発生時の車両賃借に関する協定事業所へ要請する。

STEP7 輸送(配車及びヘリポート設営の確認)

- ☐ 管財班は配車の優先順位に注意する。対策のフェイズにあわせ、以後調整を実施する。
- ☐ 統制班は標章を配布(事前届出があれば検問所でも手続きは可能)し、被災状況等の情報(全図のコピー等)を提供する。
- ☐ 統制班はヘリポートの設営状況を確認する。

[関係書類]

市地域防災計画、県地域防災計画

[資料1]緊急輸送路

(1)第一次緊急輸送路(高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路)

道路種別	路線名	延長(m)	備考
国道(高速)	東名高速道路	7,050	
国道(高速)	新東名高速道路	7,160	
国道(指)	国道246号線	7,990	
国道(指)	国道469号線	11,400	
主要地方道	裾野インター線 (県道82号線)	1,017	

(2)第二次緊急輸送路(一次輸送路と市役所及び重要な拠点を結ぶ道路)

道路種別	路線名	延長(m)	備考
主要地方道	沼津小山線 (県道394号線)	3,600	
主要地方道	富士裾野線 (県道24号線)	1,158	

(3)第三次緊急輸送路(一次緊急輸送路及び二次緊急輸送路と市支所を結ぶ道路及びその他の道路)

道路種別	路線名	延長(m)	備考
主要地方道	富士裾野線 (県道24号線)	9,764	

[資料2] 災害時に想定される主な輸送

活動内容	発	輸送手段	着	救助法の摘要
要員確保	市町村外	車両・ヘリ	防災拠点	
情報活動	被災地	バイク・車両・ヘリ	市役所	
広報	被災地	広報車	市街地	
避難	避難対象地区	車両・ヘリ	避難地・避難地外	*
救助活動				*
医療救護	救護所 救護病院	救急車・車両 救急車・車両・ヘリ	災害拠点病院	*
物資確保	県支部集積場所 市集積場所	トラック	市集積場所 避難地等	*
給水活動	浄水場、他市町	給水タンク積載車	給水拠点	*
遺体処理	救護所等 遺体安置場所	車両	遺体安置場所 斎場	*

し尿処理	収集ルート	車両	中島苑、いずみ苑	
ゴミ処理	収集ルート	車両	一時集積場	

[資料3]協定業者

内容	業者	連絡先
車両	大興運輸有限会社	997-0066
	岳南運輸有限会社	993-2333
	福松屋運送会社	080-6911-0908
	(株)富士産業	997-1171
	有限会社芝隆造園	997-1174
	有限会社裾野芝生	997-4148
	小野田芝生	998-0039
	株式会社真田興産	997-5000
	新潟運輸(株)沼津支店	992-0687
	中駿自動車運送株式会社	992-2068
	東静運送株式会社裾野営業所	993-2550
	大島造園土木(株)静岡営業所	090-4233-8553
	株式会社サンワ	0550-89-7660
	株式会社恋路企画 ※	電話:965-4301 FAX:965-4302 (夜間) 090-1565-6716
	静岡県トヨタ自動車販売店・トヨタレンタリース店・トヨタモビリティパーツ店・トヨタL&F店 ※	
燃料	東屋商店 ※	992-1669
	有限会社阿部商店 ※	997-1032
	株式会社今関商店 ちゃばたけ ※	993-3169
	株式会社今関商店 裾野インター ※	997-7100
	(有)渡辺商店 ※	993-0261
	ジェイエイ静岡燃料サービス(株) ※	992-6008

※は要請様式有

11 避難誘導マニュアル

[担当部] 現地対策部 広域避難地班・広域避難地本部班
支部

STEP1 派遣

- ☐ 災害が発生し、又発生しようとしている場合において、職員(広域避難地班や支部)は必要携帯品を携行し(資料4参照)、本部長の指示により配備地区へ向かう。
- ☐ 配備地区の被害状況を収集し、無線等で現地対策部(広域避難地本部班)へ報告する。

STEP2 避難のための勧告及び指示:支部や参集職員の中から配備調整

- ☐ ハンドマイク等を使用して、住民に避難勧告の呼びかけをする
(広報文例03・04・08)
- ☐ 住民等の退去の確認を行い、可能な限りパトロールを実施する。
- ☐ 対象区域内の状況を現地対策部(広域避難地本部班)に報告する。

STEP3 警察官等への出動要請

- ☐ 対象区域からの住民の退去が円滑に行なえない等、混乱が生じたときは、必要に応じて警察官等の出動を統制班に要請する。

STEP4 避難地での行動

- ☐ 周辺の被害状況を確認し、避難してきた住人に情報を伝達する。
- ☐ 災害の状況により、あらかじめ定めてある避難所へ、自主防災組織等に災害時要支援者の保護を優先して、避難させるよう協力を依頼する。
- ☐ 状況に応じ、避難した住民へ自宅避難の指示と、配給品の配布日時の告知を行なう。
- ☐ 避難地の状況を現地対策部(広域避難地本部班)へ報告する。

STEP5 避難地の状況確認

- ☐ けが人等がいた場合は応急手当を施し、症状に応じて車輛の確保をして救護所等に搬送する(自主防災組織に依頼する)。
- ☐ 避難者の参集状況①既に集結している。②まだ集結していない。③雨天等状況に応じて体育館等に入っている場合、その際、屋内外に自主防災組織単位で集結させ、自主防災組織ごとに世帯台帳等により確認させる。

STEP6 避難所の開設準備

- ☐ 避難所施設の安全性を施設管理者と共に確認をする。(耐震度がⅠa以外の建物の応急危険度判定調査を現地対策部(広域避難地本部班)に要請。
現地対策部(広域避難地本部班)から建築班へ依頼する。
- ☐ 避難所使用資機材を搬出し、開設に必要な資機材を配置する。
- ☐ 現地対策部(広域避難地本部班)へ、避難状況、避難者数、避難所開設状況を報告

する。

〔関係書類〕

市地域防災計画、観光施設の避難誘導マニュアル、静岡県「東海地震対策 避難計画策定指針」
裾野市避難所運営マニュアル(広域避難地班員用)

〔資料1〕 要避難地区・避難対象地区

【地域防災計画 資料編】 資料 2-3「土砂災害危険箇所一覧」
資料 2-4「土砂災害(特別)警戒区域一覧」

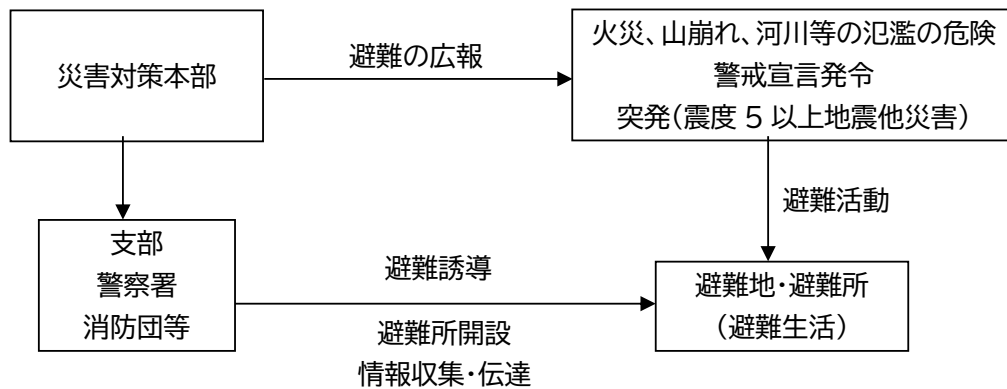
〔資料2〕 避難地・避難所一覧表

【地域防災計画 資料編】 資料 7-3「指定避難所一覧」

避難地名	避難入°-入 延床面積 (㎡)	耐震度 (建物)	主要建物 面積 (㎡)	主要建物 収容可能 人数	門等の鍵の 保管場所
東小学校	4,218	I a (体育館)	793.5 (体育館)	264 (体育館)	学校開放
向田小学校	3,254	I b (体育館)	770 (体育館)	256 (体育館)	学校開放
西小学校	3,399	I a (体育館)	857.7 (体育館)	285 (体育館)	学校開放
南小学校	3,238	I a (体育館)	778.2 (体育館)	259 (体育館)	学校開放
深良小学校	2,392	I a (体育館)	582.1 (体育館)	194 (体育館)	学校開放
生涯学習センター	746	I a (センター)	746 (センター)	244 (センター)	危機管理課
富岡第一小学校	3,412	I a (体育館)	751.6 (体育館)	250 (体育館)	学校開放
富岡第二小学校	1,459	I a (体育館)	437.5 (体育館)	145 (体育館)	学校開放
須山小学校	1,961	I a (体育館)	775 (体育館)	258 (体育館)	学校開放
県立裾野高校	5,213	I a (体育館)	893.8 (体育館)	297 (体育館)	危機管理課
千福が丘小学校	2,461	I b (体育館)	770 (体育館)	256 (体育館)	学校開放

※収容可能人数 避難所 1人3㎡/床面積にて計算
コロナ環境禍においては、8㎡/1Gr で計算。通常時の約5割の収容想定

〔資料3〕 避難活動・避難所確保行動



〔資料4〕 携帯必需品

デジタル移動系防災行政無線、防災倉庫の鍵、戸別受信機、ラジオ、電灯、避難者名簿、情報記入用紙、筆記用具、防災地図、個人携帯品等

〔資料5〕 避難所使用資機材

(屋外)ビニールシート、災害用毛布、仮設トイレ、非常用食料、飲料水、砂袋、長テーブル、発電機 他
(屋内)ビニールシート、災害用毛布、仮設トイレ、非常用食料、飲料水、発電機 他

〔資料6〕 広域避難地班派遣名簿一覧

〔資料7〕 自主防災会会長名簿

12 避難所運営マニュアル

[担当部] 現地対策部 広域避難地班・広域避難地本部班・福祉班

下記マニュアル等を別途定める。

「裾野市避難所運営マニュアル」

「裾野市避難所運営マニュアル(広域避難地班員用)」

「裾野市避難所運営マニュアル(広域避難地本部班用)」

「福祉避難所設置・運営マニュアル」

「新型コロナウイルス感染症対策 裾野市避難所開設基本方針」

[関係書類]

市地域防災計画、自主防災会活動の手引き

「裾野市避難所運営マニュアル」、「福祉避難所設置・運営マニュアル」

「新型コロナウイルス感染症対策 裾野市避難所開設基本方針」

[資料1]

市地域防災計画 資料編 資料 7-1

自主防災会別 広域避難地・緊急拠点・指定避難所・一時避難地

[資料2]

防災倉庫内の品目:防災倉庫備蓄一覧表参照(市地域防災計画 資料編 資料 7-10)

※防災倉庫内在中

13 救出活動マニュアル

[担当部] 救出班(管理部 動員班が必要に応じ編成)

STEP1 救出活動要員の確保

- ☐ 救出班は、本部長の指示により個人装備(作業服、ヘルメット、手袋等)を整え、定められた場所に参集する。
- ☐ 本部で決められた活動方針に従い活動する。団体行動を基本とし、班長の指示により行動する

STEP2 状況の確認と把握

- ☐ 現場周辺の状況及び道路情報等の詳しい情報を速やかに事前に収集しておく。
- ☐ 状況に応じた資機材の選定及び車輛を確保し、本部長の指示により、直ちに救出現場に向かう。

STEP3 救出活動の実施

- ☐ 持参した資機材等を提供して、地域の自主防災組織の救出活動を協力する。
- ☐ 救出現場周辺の社会秩序の維持に努め、救出状況等を無線により市災害対策本部へ報告する。
- ☐ 救出状況により、自主防災組織・救出班だけでは救出が困難な場合は、必要に応じて警察及び消防機関等の協力要請を統制班に依頼する。

STEP4 民間団体(建設業組合等)への協力依頼

- ☐ 救出资機材が、不足している場合、市災害対策本部へ要請する。

STEP5 救出者の搬送

- ☐ 無線等により、近くの救護所又は救護病院の設置状況及び受け入れ可能状態を確認する。
- ☐ 生存者には現場で応急手当を施し、症状により自主防災組織・消防団等に搬送を依頼する。搬送先には事前に連絡する。
- ☐ 搬出者が死亡していると思われる場合、近くの救護所又は救護病院へ搬送し、医師による検案を受ける。死亡が確認されたのち、遺体安置所(健康福祉会館・市民体育館)へ搬送する。

STEP6 身元の確認

- ☐ 身元が救出場所及び衣類等で確認できた場合は、避難所への掲示又は自主防災組織を介して関係者(身内)へ搬送先等を知らせる。
- ☐ 身元不明の場合は、警察及び歯科医師会へ身元確認を依頼する。

STEP7 県への応援要請

- ☐ 行方不明者がいる場合は、継続して救出及び捜索を行う。
- ☐ 複数箇所で行方不明等により対応が不可能な場合は、県に応援の要請を統制班に

依頼する。

〔関係資料〕

地域防災計画、裾野市自主防災会活動の手引き、

〔資料1〕 市所有救出資機材一覧

ボール、のこぎり、かけや、なた、スコップ、つるはし、ペンチ、鉄線バサミ、ハンマー、かなづち、木づち、チェーンソー、針金、ロープ、縄、とび、しの、土嚢

〔資料2〕【様式4】被災者救出状況記録簿

り災地区	り災者名	り災者住所	備考

〔資料3〕 県への応援要請事項

- ☐ 応援を必要とする理由
- ☐ 応援を必要とする人員、資機材等
- ☐ 応援を必要とする場所
- ☐ 応援を必要とする期間
- ☐ その他周囲の状況等応援に関する事項

〔資料4〕 救出派遣要請の種類

- ☐ 火災の際に火中に取り残されたような場合(主に消防で対応)
- ☐ 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
- ☐ 水害の際に流出家屋と共に流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
- ☐ 山津波により生き埋めになった場合
- ☐ 登山者の遭難の場合

14 物資管理マニュアル

[担当部] 物資部 物資班

◎ STAGE1 : 初動対応(概ね発災後 3 日間)

班員の基本的な配置体制

- ☐ 部 長:庁舎 4 階災害対策本部
- ☐ 班 長:庁舎 4 階災害対策本部
- ☐ 班 員:庁舎 4 階災害対策本部・庁舎 2 階産業部執務室・物資集積所(市民文化センター)

STEP1 ホットラインの開設

- ☐ 災害対策本部物資班(市庁舎 4 階)と市物資集積所(市民文化センター)とのホットラインを開設する。
- ☐ 災害対策本部物資班(市庁舎 4 階)と広域避難地等とのホットラインを開設する。
- ☐ 連絡手段の確保と連絡方法を選定する。(電話、無線、メール、FAX、伝令など)
- ☐ ネットワーク(インターネットまたは業務用ネットワーク)の利用可能性の確認
- ☐ PC と安定した電源の確保

STEP2 市物資集積所支援企業等への支援依頼

- ☐ 市物資集積所支援企業や自主防災会等へ、人員・車輛・必要資機材(フォークリフト等)の確保のための支援を依頼し調整をする。
- ☐ (裾野市地域防災計画 資料編「10 各種協定 災害時応援協定一覧」)

STEP3 物資集積所の開設準備

- ☐ 予め定めた物資集積所(市民文化センター)について、復旧対策部建築班の協力を得て、使用の可否を確認する。使用不可能な場合、代替施設を確保する。
- ☐ 人員・車輛・必要資機材等を確保する。

STEP4 協定業者の供給可能数量等の確認

- ☐ 協定事業者等に対し、「供給可能物資等連絡票」(様式2)を用いて、供給可能な応援物資や機材、人員等の数量・納期の報告を依頼する。

STEP5 調達物資等の保管場所の配置の取り決め

- ☐ 物資集積所(市民文化センター)の動線や不足物資を考慮し、調達物資等の保管する配置を取り決め、配置図等を作成する。物資計画場所については、資料6「物資集積所配置図案」を基本とする。

◎ STAGE2 : 中長期対応(概ね発災3日目以降)

班員の基本的な配置体制

- ☐ 部 長:庁舎 4 階災害対策本部
- ☐ 班 長:庁舎 4 階災害対策本部・物資集積所(市民文化センター)
- ☐ 班 員:物資集積所(市民文化センター)

STEP1 広域避難地等への不足物資の確認

- ☐ 使用・分配可能な備蓄物資の洗い出し(STAGE1 で分配できる物資の確認)
- ☐ 広域避難地等に選定した連絡方法を用いて、備蓄物資の確認を指示
- ☐ 広域避難地等の避難者人数を逐次確認し、物資の配分割合を検討

STEP2 調達計画の作成

- ☐ 広域避難地等に「不足物資補充依頼票」(様式1)を用いて、不足物資の報告を指示し、物資班で集計する。
- ☐ 前項の集計や避難者数及び避難者の年齢、性別を基に需要を予測し「避難所等物資調達計画」(様式3)を用い調達計画を作成する。
- ☐ 必要となる物資の供給可能量が不足する場合は、「物資応援依頼票」(様式4)を用い、統制班経由で県へ要請する。

STEP3 調達物資の受入

- ☐ 市から業者等に直接調達を図る場合は、原則として調達業者の車輛により搬送される。調達業者が搬送困難の場合は、市にて車輛を手配する。
- ☐ 搬送車輛は、管財班に用意を依頼するものとし、市所有車輛の使用を原則とするが、不足した場合は市で借上げ、又は専門輸送業者への委託を検討する。
- ☐ 県東部方面本部物資集積所からは、原則として、市所有車輛等により物資を搬送する。
- ☐ 市の手配分を市が搬送困難な場合は、東部方面本部へ搬送を依頼する。
- ☐ 避難所用LPガス等は、統制班経由で県LPガス協会裾野支部へ供給要請を行う。

STEP4 物資の収集と仕分け

- ☐ 物資管理は市職員(物資班)が実施、仕分け作業等は市物資集積所支援企業社員、自主防、ボランティア等の協力を得て実施する。
- ☐ 物資集積所出入り口では、「入出管理簿」(様式5)により出入り車両等を管理する。
- ☐ 物資の受入時には、「物資受入管理簿・物資受入票」(様式6-1、6-2)に記入、発行し管理する。
- ☐ 物資の仕分けは「物資仕分管理簿」(様式7)により管理する。
- ☐ 物資の払出し時には「物資払出票」(様式8)を発行し管理する。
- ☐ 在庫管理は「在庫日計」(様式9)で管理する。
- ☐ 「作業要員受付簿」(様式10)を作成する。

- 上記帳票類の作成例は「物資集積所運営マニュアル」を参考にする。

STEP5 配分計画の作成

- 配布場所、配送ルート決定、配送手段を確保する。(状況により統制班経由でヘリを要請)
- 災害時要支援者(災害弱者)等への配布を優先するなど、避難所等における配布方法について周知する。

STEP6 広域避難地等への不足物資の配送

- 広域避難地間における備蓄物資の過不足を把握
- 物資を必要としている避難所に、備蓄倉庫や余裕のある避難所へ配送
- 配送従事者については、①物資班員②広域避難地班員③配送事業者から選定
- 前項①及び②で使用する配送車両については、管財班に依頼するものとする。
- 配送ルートについては、復旧対策部の被災・復旧状況を考慮し、決定する。
- 配送事業者に依頼する際は、財政班と協議する。

〔関係書類〕

市地域防災計画、裾野市避難所運営マニュアル、物資集積所運営マニュアル、県支部緊急物資集積所マニュアル、広域応援物資の配送マニュアル、生活関連物資の価格需給情報の収集提供マニュアル、災害救助時に必要な物資に関する協定書

〔資料1〕 県東部方面本部の物資集積所予定地

県立愛鷹広域公園 沼津市足高202
最寄りのヘリポート 同所 多目的球技場

〔資料2〕 市の物資集積場所予定地

受入施設(屋外にテント設置)
市民文化センター 裾野市石脇 586

〔資料3〕 市生活必需品備蓄数

防災倉庫収容一覧表

〔資料4〕 協定締結先

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(令和3年4月現在 29 事業所)

〔資料5〕 災害救助法関連

「災害救助法」を参照

〔資料6〕 物資集積所配置図案

14 物資管理マニュアル

[担当部] 物資部 物資班

STEP1 協定業者の供給可能数量等の確認

- 電話が不通の場合、職員を協定業者等へ派遣し供給可能数量・納期を確認する。

STEP2 市物資集積所支援企業等への支援依頼

- 市物資集積所支援企業や自主防災会へ人員・車輛・必要資機材(フォークリフト等)の確保のための支援を依頼し調整をする。

STEP3 調達計画の作成

- 広域避難地班から、避難人数・防災倉庫の備蓄物資の数量を無線等もしくは「食料調達依頼書」「物資調達依頼書」をメールおよび FAX 等で受信する。
- 需要を予測し、調達計画を作成する。
- 協定業者等の供給可能数量を含めても不足する場合は、統制班経由で県へ要請する。

STEP4 物資集積所の開設準備

- 予め定めた物資集積所(市民文化センター)の使用可能状況を確認する。使用不可能な場合、代替施設を確保する。
- 人員・車輛・必要資機材(フォークリフト等)を確保する。

STEP5 調達物資等の保管場所の配置の取り決め

- 物資集積所(市民文化センター)の動線や不足物資を考慮し、調達物資等の保管する配置を取り決め、配置図等を作成する。

STEP6 調達物資の受入

- 市から業者等に直接調達を図る場合は、原則として調達業者の車輛により搬送される。調達業者が搬送困難の場合は、市にて車輛を手配する。
- 車輛は、管財班が手配するものとし、市所有車輛の使用を原則とするが、不足した場合は市で借上げ、又は専門輸送業者への委託を検討する。
- 県東部方面本部物資集積所からは、原則として、市所有車輛等により物資を搬送する。
- 市の手配分を市が搬送困難な場合は、東部方面本部へ搬送を依頼する。
- 避難所用エルピーガス等は、統制班経由で県エルピーガス協会裾野支部への供給要請を行なう。

STEP7 配分計画の作成

- 配布場所、輸送ルート of 決定、輸送手段を確保する。(状況により統制班経由でヘリを要請)
- 災害時要支援者(災害弱者)等への配布を優先するなど、避難所等における配布

方法について周知する。

STEP8 物資の収集と仕分け ※様式は要検討

- ☐ 物資管理は市職員(物資班)が実施、仕分け作業等は市物資集積所支援企業社員、自主防、ボランティア等の協力を得て実施する。
- ☐ 物資集積所出入り口では、「入出管理簿」(様式5)により出入り車両等を管理する。
- ☐ 物資の受入時には、「物資受入管理簿・物資受入票」(様式 6-1, 6-2)に記入、発行し管理する。
- ☐ 物資の仕分けは「物資仕分管理簿」(様式8)により管理する。
- ☐ 物資の払出し時には「物資払出票」(様式9)を発行し管理する。
- ☐ 在庫管理は「在庫日計」(様式10)で管理する。
- ☐ 「作業要員受付簿」(様式11)を作成する。
- ☐ 上記帳票類の作成例は「物資集積所運営マニュアル」を参考にする。

STEP9 物資の配送

- ☐ 避難所・市内の決められた場所等へ、配分計画に基づき物資を配送する。

[関係書類]

市地域防災計画、裾野市避難所運営マニュアル、物資集積所運営マニュアル、県支部緊急物資集積所マニュアル、広域応援物資の配送マニュアル、生活関連物資の価格需給情報の収集提供マニュアル、災害救助時に必要な物資に関する協定書

[資料1] 県東部方面本部の物資集積所予定地

県立愛鷹広域公園 沼津市足高202
最寄りのヘリポート 同所 多目的球技場

[資料2] 市の物資集積場所予定地

受入施設(屋外にテント設置)
市民文化センター 裾野市石脇 586

[資料3] 市生活必需品備蓄数

防災倉庫収容一覧表

[資料4] 協定締結先

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(令和 3 年4月現在 29 事業所)

[資料5] 災害救助法関連

「災害救助法」を参照

15 道路安全確保マニュアル

[担当部] 復旧対策部 土木班

STEP1 被害の調査

- ☐ 無線積載車を使用し緊急輸送車輛通行許可証を携帯する。
- ☐ 第1次～第3次緊急輸送路、アクセスルート(緊急輸送ルート・市緊急輸送路)、各防災拠点へのアクセス道路等を優先して調査する。(亀裂・陥没・隆起・浸水・崖崩れ・橋梁破損・沿道火災・通行障害の被害が予想される)
- ☐ 市内の被害状況の概要等も含めて情報部に報告する。

STEP2 危険箇所に対する防護措置と通報(二次災害の防止)

- ☐ 危険箇所に防護施設(バリケード)又は道路標識を設置する。また、必要があれば協定業者に応援を依頼する。
- ☐ 国道・県道等が損壊等により通行が危険な場合は、警察署及び道路管理者に速やかに通報し、緊急の事態であれば、最小限度において緊急処置等を行なう。

STEP3 通行規制の実施

- ☐ 市道において道路の損壊等により通行が危険な場合、道路標識・バリケード・交通整理人を配置し通行規制を実施する。なお、主要な市道については、裾野警察署長に交通規制を実施する旨、連絡する。
- ☐ 市道以外でも、必要な場合は交通規制を裾野警察署長に要請し、その旨を道路管理者に報告する。
- ☐ 広報班に、車利用者への広報(呼びかけ)を依頼する。〈広報文例 15〉

STEP4 道路等における障害物(土砂・立ち木等)の除去

- ☐ 協定に基づく建設業者への要請を依頼する。
- ☐ 工作物は保管して 14 日間公示し、場合によっては売却する。(競争入札・随意契約)

STEP5 応急復旧の開始

- ☐ 被災箇所の状況写真を撮り、必要に応じて測量を実施する。
- ☐ 被災状況に応じた効果的な復旧を協定業者に依頼する。(主要幹線を優先)
- ☐ 工事の契約は速やかに行なう。

STEP6 通行規制の解除

- ☐ 道路通行規制の解除は、通行の安全を確認した後、速やかに行なう。なお、通行規制実施の際、警察に連絡した場合に限り、通行規制を解除する旨、警察へ報告する。

[関係書類]

市地域防災計画 資料編 資料 10-1 災害時応援協定一覧

16 救護所設置運営マニュアル

〔担当部〕 現地対策部 医療班

下記計画・マニュアルを別途さだめる。

「裾野市医療救護計画」

「裾野市災害時医療救護活動マニュアル」

「裾野市災害時健康支援マニュアル」

〔関係書類〕

地域防災計画、静岡県医療救護計画、静岡県災害時健康支援マニュアル

〔資料1〕 救護所一覧表

名称	住所	連絡先	デジタル 防災行無線	医療機器保管場所
健康福祉保健会館	石脇 524-1	992-5711	408	福祉保健会館
県立裾野高校	佐野 900-1	992-1025	303	福祉保健会館
南小学校	伊豆島田 806-5	995-1373	302	福祉保健会館
須山地区研修センター	須山 587-4	998-0955		福祉保健会館及び須 山地区研修センター防 災倉庫

〔資料2〕 医療救護機材一覧表

- ☐ テント(必要に応じ市防災倉庫のものを借用)
- ☐ 医療機器、医薬品
- ☐ ベッド等(簡易ベッド、担架、発電機)

17 医療救護マニュアル

〔担当部〕 現地対策部 医療班

下記計画・マニュアルを別途さだめる。

「裾野市医療救護計画」

「裾野市災害時医療救護活動マニュアル」

「裾野市災害時健康支援マニュアル」

〔関係書類〕

市地域防災計画、静岡県医療救護計画、静岡県災害時健康支援マニュアル、

〔資料1〕 救護所一覧表

名称	住所	連絡先	デジタル 防災行無線	医療機器保管場所
福祉保健会館	石脇 524-1	992-5711	408	福祉保健会館
県立裾野高校	佐野 900-1	992-1025	303	福祉保健会館
南小学校	伊豆島田 806-5	995-1373	302	福祉保健会館
須山地区研修センター	須山 587-4	998-0955		福祉保健会館及び須 山地区研修センター防 災倉庫

〔資料2〕 救護病院

名称	住所	連絡先	デジタル 防災行政無線
裾野赤十字病院	佐野713	992-0008	434

〔資料3〕 医薬品備蓄センター

名称	住所	連絡先
沼津・三島・駿東地区医薬品備蓄センター	沼津市高島町869-1	東部保健所 920-2106

〔資料4〕 血液センター

名称	住所	連絡先
静岡県沼津市赤十字血液センター	沼津市東椎路550	924-6611

〔資料5〕 県への医師等派遣要請の際の記載事項

- ☐ 派遣を必要とする人員(内科・外科・助産婦別人員)
- ☐ 必要な救護班数
- ☐ 医療救護活動を必要とする期間
- ☐ 救護班の派遣場所
- ☐ その他必要な事項

18 遺体処理・埋葬マニュアル

[担当部] 現地対策部 遺体措置対策班 統制部 統制班

STEP1 遺体安置場所の確保、資機材の収集

- ☐ 予め定めた遺体検案及び遺体安置場所の被害状況、施設周辺道路等の状況を収集し、使用可否を確認する。
- ☐ 福祉保健会館に保管している検案物品等を確認する。
- ☐ 市内業者へ棺・ドライアイス・アルコール綿他資機材の手配を実施する。協定締結業者については、要請書に基づき要請を行う。

STEP2 遺体の検視・検案

- ☐ 死因が、生前に患っていた疾病に関連したものと明らかでない場合は、異常死となり、全て検視・検案が必要となる。
- ☐ 遺体を予め定めた遺体検案場所へ搬送(遺族等による)する。その際には所持品を併せて携行する。
- ☐ 警察に遺体の検視を要請する。
- ☐ 警察の指示に基づき、検案を医師へ要請する。医師は救護所に配備されている医師等とする。
- ☐ 警察の指示に基づき、身元確認に必要な髪の毛や血液等を採取する。
- ☐ 検視・検案後、死体検案書の作成を要請し、遺族へ渡す。

STEP3 遺体の処理

- ☐ 洗浄、縫合、消毒などの処置、遺体の識別確認のため写真撮影、遺品を保存する。
- ☐ 災害救助法に基づく関係書類(資料参照)を作成・管理する。

STEP4 検案が済んだ遺体の身元確認

- ☐ 身元不明の遺体、焼骨遺体は身元確認の難航が予想されるため、警察と連携を図る。
- ☐ 災害救助法に基づく関係書類(「災害救助法の手引き」参照)を作成・管理する。

STEP5 引き渡し、搬送

- ☐ 引き取りがない場合、安置。(おおむね5日間、夏場3日間)身元判明時の着衣、所持金品等とともに遺体を速やかに遺族に引き渡す。(遺体及び所持金品引取書を徴収)
- ☐ 遺体取扱いは、死者に対する礼を失わないように注意、また遺体を放置し、一般から指弾を受けることのないよう心掛ける。
- ☐ 搬送用の車両を動員班より確保する。

STEP6 埋火葬の実施

- ☐ 遺族がいても処理能力がない場合、または一定期間経過後引き取り者がいない場合、遺骨、遺留品を保管し、警察の許可、埋火葬許可書を受けて、火葬場、他市町火葬

場等へ搬送し、火葬する。

- ☐ 災害救助法に基づく関係書類(資料参照)を作成・管理する。

STEP7 県への応援要請

- ☐ 資機材等を市内で十分調達できない場合、県への応援の要請を統制班もしくは医療班より FUJISAN システム経由で依頼する。(資料参照)
- ☐ 火葬場の使用不能期間が長期となる場合は、他市町への応援を統制班を通して県へ要請する。(静岡県広域火葬計画に基づく)

STEP8 火葬場の応急復旧計画の確立

- ☐ 火葬場の被害状況、電力、燃料、施設周辺道路等の状況等により、応急復旧、使用可否の判断をする。
- ☐ 関係業者、保守点検業者と協議し、応急復旧計画を作成する。

〔関係書類〕

地域防災計画、裾野市遺体措置計画

〔資料1〕 遺体収容予定場所

施設名	住所	電話	デジタル防災 行政無線
福祉保健会館	石脇 524-1	992-5711	408
市民体育館武道場	稲荷24	993-0303	406

〔資料2〕 協定業者

協定業者

施設名	住所	電話	備考
株式会社平安	御宿307-4	995-1441	

市内業者一覧表

施設名	住所	電話	備考
セレモニーホール 裾野平安会館	御宿307-4	995-1441	
JAなんすん 天翔苑裾野	平松580-1	995-0001	フリーダイヤル 0120-93-2121
裾野市民葬祭 あそか	上ヶ田 155-10	997-5500	フリーダイヤル 0120-727-722

〔資料3〕 資機材の備蓄

遺体収納袋(納体袋) 31 式

〔資料4〕 県への応援を要請する場合の記載事項

- ☐ 捜査・処理・埋葬それぞれの対象人数

- ☐ 応援要請地域
- ☐ 埋火葬施設の使用可否
- ☐ 必要な輸送車両の数
- ☐ 遺体処理に必要な資機材の品目別数量

[資料5] 災害救助法に基づく整備書類

(1) 遺体処理時

- ☐ 救助実施記録日計票(県様式4)
- ☐ 物資受払状況(死体処理)(県様式6)
- ☐ 死体処理台帳(県様式20)
- ☐ 死体処理経費支出関係証拠書類

(2) 埋火葬時

- ☐ 救助実施記録日計票(県様式4)
- ☐ 物資受払状況(埋葬)(県様式6)
- ☐ 埋葬台帳(県様式19)
- ☐ 埋火葬経費支出関係証拠書類

19 ごみ処理マニュアル

[担当部] 現地対策部 衛生班 統制部 統制班

STEP1 ごみ処理関連施設等の被害状況の情報収集

- ☐ 美化センター、最終処分場の施設・要員等の被災状況を確認する。
- ☐ ごみ収集業者(委託業者)の車両・要員等の被災状況を確認する。
- ☐ 市内ごみ許可収集業者の車両・要員等の被災状況を確認する。
- ☐ 被災状況を調査し、ごみ発生量の予測をする。

STEP2 仮置場の確保・決定

- ☐ 避難所ごと又は市内の数箇所に仮置場のスペースを確保する。

STEP3 ごみの収集計画の作成

- ☐ ごみの収集日程、収集ルート、確実な分別回収の計画を作成する。
- ☐ ごみの消毒、防臭等衛生面について関係部署と協議する。
- ☐ ごみ収集のための車両を確保する。

STEP4 仮集積場の確保・決定

- ☐ 県の「市町災害廃棄物処理計画マニュアル(令和 2 年 7 月 13 日改定)」を基に予め定めた応急処理計画により、仮集積場スペースを確保する。
- ☐ 仮集積場の選定に関しては、地下水汚染を生じることの無いよう、県の保健福祉センター(☎055-920-2106)等と協議する。
- ☐ 仮集積場には職員を配置する。

STEP5 応援要請(市の稼働力が及ばない場合)

- ☐ ごみの収集・運搬・処理(焼却・埋立)において、市の稼働力が及ばない場合は、統制部を通して他市町へ処理委託(応援要請)、または民間業者へ委託する。
- ☐ 市において対応が困難な場合は、統制部を通じて県へ斡旋を要請する。

STEP6 住民、自主防災会へごみ処理方法を周知・広報

- ☐ 同報無線、広報誌、広報車、自治会、避難所を通じて、収集方法、確実な分別回収の収集作業の協力を要請する<広報文例23>。
- ☐ 自己処理による応急埋立方法等を広報する。

STEP7 ごみ処理関連施設が使用不能な場合、応急復旧計画の確立

- ☐ 応急復旧の可否、復旧見通しを作成する。
- ☐ 復旧資機材、保守点検業者、協力業者への応急復旧の応援を要請する。

□復旧までの応急対策を確立する。

[関係書類]

地域防災計画、第3章第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画

[資料1] 仮集積場予定地（令和3年度の災害廃棄物処理計画策定時に調整）

集積所	住所	管理者
一般廃棄物最終処分場	須山2800	裾野市

[資料2] 市内ごみ収集運搬許可業者一覧表

業者名	施設の住所	電話	備考
(有)山水創業	二ツ屋47-6	992-1561	
(株)富士クリーンサービス	今里354-4	997-6100	
豊富士商事(株)	伊豆島田341-1	992-4112	
田口ライフサービス(株)	富沢94	993-7728	
(有)横山造園	須山2311-1	998-0347	R2.12 廃業
大島造園土木(株)	今里286-2	997-2322	
(有)富士美装グリーンサービス	下和田1069-2	997-5480	
有限会社 エコリンクス	御宿95-1		

[資料3] 建物被害及び災害廃棄物量(第4次被害想定より)

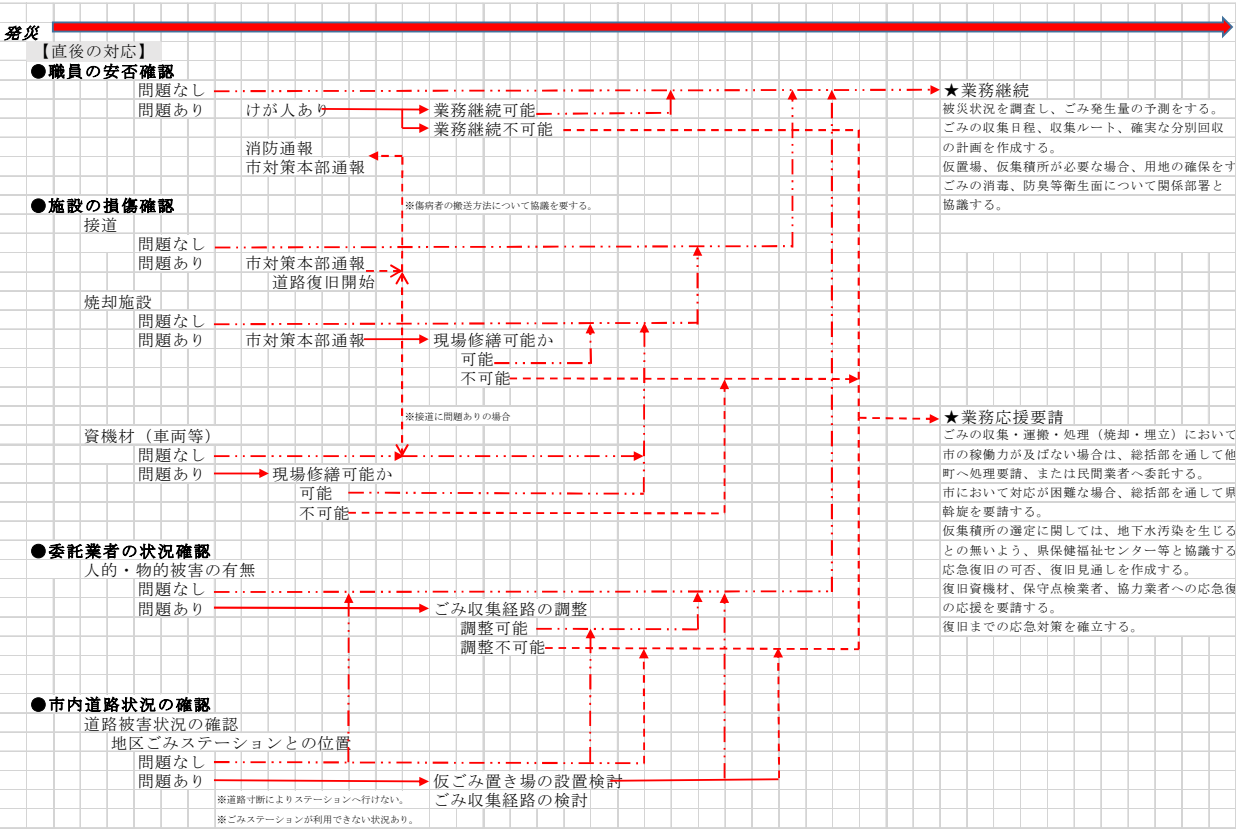
	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1 の地震	●東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震の場合 ・揺れによる全壊棟数:約100棟 ・火災による棟数:約10棟 ・災害廃棄物量:23,000トン	●大正型関東地震の場合 ・揺れによる全壊棟数:約400棟 ・火災による棟数:約100棟 ・災害廃棄物量:62,000トン
レベル2 の地震	●南海トラフ巨大地震の場合 ・揺れによる全壊棟数:約200棟 ・火災による棟数:約50棟 ・災害廃棄物量:32,000トン	●元禄型関東地震の場合 ・揺れによる全壊棟数:約1,100棟 ・火災による棟数:約400棟 ・災害廃棄物量:163,000トン

[資料4] 県に清掃作業の応援を要請する際の記載事項

- 処理対象物名及び数量
- 処理対象戸数

- 市の処理場の使用可否
- 必要資機材
- ごみの収集車、車種、要請台数、運転要員の要否

〔業務継続フロー〕



20 し尿処理マニュアル

[担当部] 現地対策部 衛生班 統制部 統制班

STEP1 し尿処理場関係施設の被害状況の情報収集

- ☐ し尿処理場関係施設及び周辺道路の被害状況を確認する。
- ☐ 終末処理場の施設・要員等の被災状況を確認する。
- ☐ し尿収集運搬許可業者の施設・車両・要員等の被災状況を確認する。

STEP2 処理計画

- ☐ 断水等による水洗トイレの使用不可区域を特定する。
- ☐ 避難所、救護所等への簡易トイレ、仮設トイレの設置、素掘り、応急埋立て処理等の実施を検討する。(衛生面、防疫面にも考慮)
- ☐ 一般の住宅に加えて、避難所、救護所等のし尿収集体制を確立する。

STEP3 住民・自主防災組織へし尿処理方法を周知・広報

- ☐ 下水道担当と連携し、防災行政無線、広報紙、自治会、避難所等を通じて、し尿処理方法等を広報する。
- ☐ 自己処理による応急埋立て方法を広報する。

STEP4 応援要請(市の稼働力が及ばない場合)

- ☐ し尿の収集・運搬・処理において、市の稼働力が及ばない場合は、統制班を通じて他市町村へ処理委託(応援要請)、又は民間業者へ委託する。
- ☐ 市において対応が困難な場合は、統制班を通して県へ斡旋を要請する。(必要記載事項は、資料参照)

STEP5 し尿の収集の実施

- ☐ 避難所、救護所等に設置された簡易トイレ及び仮設トイレのし尿を収集・処理する。

STEP6 し尿処理場関連施設等の使用不能時における応急復旧計画の確立

- ☐ 下水道関連施設・終末処理場等の応急復旧の可否を決定する。
- ☐ 復旧資機材、関係業者への応急復旧を依頼する。

STEP7 し尿処理場関連施設等の復旧の見通し等の決定

- ☐ 処理施設保守管理業者、関係業者と協議し、復旧予定を発表する。

〔関係書類〕

市地域防災計画、地震時し尿及びごみ処理対策マニュアル(し尿処理編)、流域下水道地震対策マニュアル

〔資料1〕 市内し尿処理収集運搬許可業者一覧表

業者名	住所	電話
(有)山水総業	二ツ屋47-6	992-1561
(株)富士クリーンサービス	下和田935-3	997-6100

〔資料2〕 処理施設保守管理業者

業者名	住所	電話
株式会社クリタス	中島苑内:裾野市深良 963 営業所:長泉町下土狩 20-3	中島苑内:997-0625 営業所:989-1900

〔資料3〕 市内簡易トイレ保有数

施設名	個数(組立トイレ)		便袋セット	
	大便	小便	便座	便袋(凝固シート付)
西小学校			30	9,200
南小学校	9	2	22	10,050
裾野高校	6	6	10	4,800
東小学校	4		24	14,500
向田小学校	1		3	2,400
深良小学校			36	4,200
生涯学習センター			4	4,000
富岡第一小学校	3	3	12	8,000
富岡第二小学校			8	3,800
千福が丘小学校	2		4	5,400
須山小学校			4	3,400
計	25	11	157	69,750

〔資料4〕 推定災害し尿量(第4次被害想定より)⇒下記は3次想定時に算出したもの。要修正
仮設トイレ過不足量(基数)

避難者生活数(人)		トイレ水洗 化人口 (千人)	仮設トイレの過不足を基数で評価した場合(基)				
			需要数		備蓄数	過不足数	
1日後	1週間後		1日後	1週間後			1日後
5,400	9,000	4.1	108	450	0	108	450

※避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(平成 28 年 4 月・内閣府)より算出

トイレの個数(目安):発災当初約 50 人当たり 1 基、その後約 20 人当たり 1 基

〔資料5〕 県に清掃作業の応援を要請する際の記載事項

- ☐ 処理対象物名及び数量
- ☐ 処理対策戸数
- ☐ 処理場の使用の可否
- ☐ その他必要事項

必要な資材の要請

ア バキュームカー

- ☐ 車種
- ☐ 要請台数
- ☐ 緊急度
- ☐ 運転要員の要否

イ 仮設トイレ

- ☐ 容量
- ☐ 要請数量
- ☐ 緊急度

21 ボランティア対応マニュアル

[担当部] 現地対策部 福祉班

STEP1 災害ボランティアセンターの設置場所の提供

- ☐ 災害ボランティアセンター設置予定場所である福祉保健会館の被害状況を確認し、市災害ボランティアセンター設置場所として提供する。

STEP2 ボランティア受入組織と活動について協議

- ☐ 社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの体制、受け入れ態勢について検討する。

STEP3 災害ボランティアセンターに市職員の派遣

- ☐ 災害対策本部から職員(連絡調整員)を派遣し、災害ボランティアセンターで定期的に運営に関する課題を協議、情報交換を実施する。
- ☐ 運営にあたっては社会福祉協議会職員、災害ボランティアコーディネーター等で構成する。

STEP4 災害ボランティアセンターに必要な資機材等を貸与

- ☐ ボランティア活動に必要な備品、通信機器等、資機材の収集、提供に努める。

STEP5 活動拠点(前線基地)の提供

- ☐ 必要な場合、被害の大きい地域等の適当な施設に、活動内容の指示等を行なう拠点を提供する。

STEP6 情報の提供・連絡調整

- ☐ 災害対策本部よりライフライン、公共交通機関、交通規制、行政施策等のボランティア活動に必要な情報を提供する。
- ☐ 災害ボランティアセンターと発生した課題について、調整する。

STEP7 ボランティアの斡旋

- ☐ 災害対策本部にボランティアの希望・問合せがあった場合、速やかに災害ボランティアセンターに斡旋、紹介する。

[関係書類]

市地域防災計画、「**裾野市社会福祉協議会災害ボランティア本部立上げマニュアル**」 ※要確認

[資料 1] ボランティア支援本部設置予定場所

施設名	住所	管理者	電話	
福祉保健会館	石脇524-1	社会福祉協議会事務局長	992-5750	

22 防疫マニュアル

[担当部] 現地対策部 衛生班・医療班

STEP1 市内の衛生状況の把握

- ☐ 災害による衛生環境の変化を調査する。
- ☐ 防疫を必要とする地域を把握し、防疫活動に必要な人数、資機材及び薬剤等の数量に関する情報収集を行う。

STEP2 防疫用薬品、防疫用紙資機材の備蓄数量の確認、確保

- ☐ 市内備蓄数量の把握、人員、資機材等の搬送車両を確保する。
- ☐ 資機材等の必要量を勘案し、不足分を県へ要請する。

STEP3 防疫活動方針の決定

- ☐ 消毒地域の優先順位、消毒方法、必要人員の確保、実施日程の作成、防疫薬品等の配布方法、配布場所の選定を行なう。
- ☐ 市が実施できない場合は、統制班を通して県へ応援を要請、必要に応じて他市町又は自衛隊へ応援を要請する。

STEP4 防疫活動の実施

- ☐ 災害規模に応じ、防疫班を編成する。
- ☐ 避難所、ごみ集積場、し尿処理場、現況の衛生状況を放置することができない地域に薬剤を散布する。
- ☐ 床下、庭へは逆性石鹼を散布、溝、水たまりにクレゾール液を散布、井戸等へは次亜塩素酸ナトリウムを投入する。

STEP5 感染症発生時の対応 ⇒新型コロナ対策は別途定める

- ☐ 感染症の発生及び疑いがあることを知った場合、ただちに保健所に連絡する。
- ☐ 保健所と連携し、必要なときは感染症指定病院への搬送・入院の支援及び患者の自宅や地域等の消毒の支援を行う。
- ☐ 集団発生したときは、保健所長の指示に基づき2次感染防止の措置を実施する。
- ☐ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく生活用水の制限の措置が講じられた場合、生活用水の供給体制を実施する。

STEP6 食品衛生の監視

- ☐ 炊き出しその他食品等の衛生監視、業者に対する食品監視指導、水質調査を実施する。
- ☐ 季節により食中毒予防、注意の広報を実施する。

STEP7 保健指導の実施、広報

- ☐ 自主防災会、避難所等を巡回し、衛生及び健康に関する指導を実施する。必要に応じて避難者の健康診断、被害激甚地域住民の健康調査を実施する。

☐ 防災行政無線・広報車等により市民への広報を実施する。

[関係書類]

市地域防災計画

[資料1] 県に応援する際の要請事項

- ☐ 防疫期間
☐ 防疫を要する世帯数
☐ 必要な防疫班
☐ 派遣場所
☐ その他必要事項

[資料2] 防疫薬品の備蓄数 ⇒以下数量等は、衛生班と医療班で調整し要記入。

施設名	薬品名	個数
福祉保健会館	シオエ (ベンザルコニウム塩化物液 逆性石鹼消毒液 10%)	6 個
福祉保健会館	消石灰	20 kg

[資料3] 防疫資機材の備蓄数

施設名	資機材名	個数
福祉保健会館	消毒用噴霧器	8 個
福祉保健会館	バケツ	2 個
福祉保健会館	目盛付き秤	8個
福祉保健会館	じょうろ	3個

[資料5] 協力業者

業者名	住所	電話
豊富士商事(株)	裾野市伊豆島田 341 番地の 1	055-992-4112
(株)富士美装グリーンサービス	裾野市下和田 1069 番地の 2	055-997-5480

23 応急危険度判定マニュアル

[担当部] 復旧対策部 建築班

STEP1 被害情報の確認及び応急危険度判定(以下、判定)実施の宣言

- ☐ 災害対策本部(以下、本部)長が判定実施の必要性を判断するための情報の収集及び判定実施計画策定のための情報を収集し、被災状況を防災地図等に記載する。
- ☐ 確認した被災情報を統制班へ報告し、本部長に判定実施の要・否を問う。
- ☐ 本部長が判定実施を宣言した場合、統制班から県東部方面本部へ報告し、県災害対策本部長(知事)並びに地域の建築関係団体等に、判定実施決定の連絡を示達する。本部復旧対策部に判定実施本部を置く。

STEP2 判定実施計画の策定

- ☐ 被害状況等に基づき、判定実施区域、優先順位等の検討を行い、判定実施計画を策定する。
- ☐ 本部復旧対策部職員を判定コーディネーターとする。

STEP3 判定実施の住民等への周知

- ☐ マスコミ、広報無線等による判定実施、関連情報の被災者への周知。

STEP4 地元判定士の参集

- ☐ 地元判定士等を、予め定めている連絡網を使い招集する。(参集場所、時間等を流す)。連絡網が使えない場合は、広報無線等により呼び掛けを行なう。
- ☐ 参集した判定士から被災状況を聞き取り、情報を収集のうえ、参集者名簿を作成する。
- ☐ 被害状況に照らし、市内判定士総数でも対応の困難が予想される場合は、統制班を経由し、県東部方面本部へ判定士等の派遣を要請する。〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉

STEP5 判定士の受入体制と地元調達判定資機材の準備・確認・判定実施

- ☐ 判定拠点予定建物や需要建築物など、判定優先建築物の応急危険度判定を実施する。
- ☐ 判定士の輸送手段、宿泊場所、食料の準備状況を確認する。
- ☐ 判定資機材の準備調達を行い、判定士への配分リスト等を作成する。
- ☐ 地震の規模により不足資機材が生じた場合は、本部へ支援要請する。〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉
- ☐ 判定レベルの統一を図るため、具体的な判定方法、調査票の記入方法等について、ガイダンスを行なう。

STEP6 判定結果の集計

- ☐ 判定結果は、判定実施日時毎に集計し本部長及び統制班に報告する。

STEP7 住民への広報及び相談窓口の設置

- ☐ 判定実施結果の広報(広報文●)と判定結果に対する住民相談窓口を設置する。

[関係書類]

地域防災計画、判定士ハンドブック・被災建築物応急危険度判定必携、地震被災建築物応急危険度判定情報伝達訓練実施要領

[資料1] 応急危険度判定士実施体制

裾野市地震被災建築物応急危険度判定実施体制一覧表参照(まちづくり課)

応急危険度判定課長 まちづくり課長
判定士リーダー 地区長等

[資料2] 判定実施計画の内容

被災建築物応急危険度判定必携 38ページ参照

[資料3] 標準判定資機材

被災建築物応急危険度判定必携 149ページ参照

[資料4] 判定コーディネーターの業務

- ☐ 判定実施準備
- ☐ 判定士の受入準備
- ☐ 判定士の受付
- ☐ 判定実施チーム及び班の編成
- ☐ 判定資機材の配布
- ☐ 判定士に対する判定作業の説明
- ☐ 判定業務の開始
- ☐ 判定結果の取りまとめ、実施本部への結果報告

[資料5] 応急危険度連絡網

裾野市地震被災建築物応急危険度判定実施体制一覧表参照(まちづくり課)

24 応急仮設住宅マニュアル

[担当部] 復旧対策部 建築班

STEP1 必要戸数の把握

- ☐ 管内の一般住宅・公営住宅・他の公的住宅・民間住宅等の被災状況を調査する。
- ☐ 被災戸数を、統括部を通して県東部方面本部へ報告する。〈ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)〉

STEP2 建設用地の確保

- ☐ 飲料水・保健衛生・交通の利便・教育・生業等上の問題を考慮して、建設予定地を必要量確保する。

STEP3 市営住宅の利用可能戸数の把握

- ☐ 市営住宅の建物に被害が生じている場合、業者を手配し、補修工事を行なう
- ☐ 仮設住宅を補う等目的で、利用可能な空戸数を把握し、県東部方面本部健康福祉班に報告する。

STEP4 入居対象者の把握

- ☐ 広域避難地班は、避難生活世帯に対し、入居希望の有無を確認する。(入居要件に留意)
- ☐ 入居希望者を集計し、「応急仮設住宅入居予定者名簿」を作成する。〈災害救助の手引き 様式8の2〉
- ☐ 上記様式により、県東部方面本部健康福祉班へ入居希望者数及び概算の設置必要戸数を報告する。

STEP5 建築業者、建築資機材の調達と応急仮設住宅の設置

- ☐ 市長が行なう場合は、県東部方面本部建築住宅班を通じプレハブ建築協会の協力を得て、関係業者等の手配、資機材の調達等に取り掛かり、速やかに応急仮設住宅の建設に着手する。着工した場合、着工届、工事請負契約書写しを県東部方面本部健康福祉班に提出する。

STEP6 福祉仮設住宅の設置

- ☐ 高齢者・障害者が生活支援を受けながら生活することが出来る、福祉仮設住宅を設置する。

STEP7 県への調達要請

- ☐ 応急仮設住宅の建設に必要な建築業者や建築資機材が不足する場合は、県に斡旋又は調達を要請する。

〔関係書類〕

地域防災計画、応急仮設住宅標準マニュアル、災害救助の手引き

〔資料1〕建設予定地

南小学校 敷地面積 9,752㎡ 建設可能戸数 (P無)88戸 (P有)60戸
 西小学校 敷地面積 9,346㎡ 建設可能戸数 (P無)80戸 (P有)56戸
 想定必要建設戸数 200戸 建設可能戸数 302戸

東小学校・西小学校・深良小学校・富岡第一小学校・須山小学校・市民文化センター・
 市総合グランド・裾野高校・千福が丘小学校・南小学校
 建設可能戸数 (P無)1,405 (P有)1,043

〔資料2〕応急仮設住宅入居予定者名簿(災害救助の手引き 様式8の2)

市町名

番号	被災者 台帳番号	世帯主氏名	人員	職業	被災世帯内訳					市町村民税			備考
					身障	老人	要保護	母子	その他	非課税	均等割	所得割	
				被補護									
計													

〔資料3〕応急仮設住宅入居対象者要件（応急仮設住宅標準マニュアル参照）

- (1)住家が、全焼、全壊又は流失した者。住家以外(小屋、工場、倉庫等)のみが被害を受けた場合は対象外である。
- (2)居住する住家がない者
- (3)自らの資力を持って住家を確保することの出来ない者

〔資料4〕応急仮設住宅の入居優先対象者（応急仮設住宅標準マニュアル参照）

- (1)特定の資産のない老人、病弱者並びに身体障害者
- (2)生活保護法の被保護者並びに要保護者
- (3)特定の資産のない母子世帯
- (4)全各号に準ずるもの(ソーシャルミックスに配慮し、柔軟に運用する)

〔資料5〕県への調達要請に必要な事項

- ☐被害世帯数(全焼、全壊、流失)
- ☐設置を必要とする住宅の戸数
- ☐調達を必要とする資機材の品名及び数量
- ☐派遣を必要とする建築業者数
- ☐連絡責任者

□その他参考となる事項

(参考)応急仮設住宅の供与を市町村長が行なう場合について、応急仮設住宅の供与は県知事が実施することが原則だが、市長が行なうことが適当な場合は、市長が行なうことが出来る。
市長の実施とした場合、工事施工が市の義務となるが応急仮設住宅の均質化を図るために、規格、規模、構造、単価等を県が定め、設計書等を示す。
市長の実施とした場合であっても、広域的な調整を行なうために、設置戸数は県が決定する。
また中立性を確保するために、入居者の選定も県が行なう。
応急仮設住宅の供与については、特に県との連絡を密にする。

※ 連絡先:くらし・環境部建築住宅局住まいづくり課
電話054-221-3081 FAX 054-221-3083

(連絡先:健康福祉部 企画経理室 TEL 054-221-2445 FAX 054-221-3264)

25 障害物除去・がれき等処理マニュアル

[担当部] 復旧対策部 土木班 現地対策部 衛生班

STEP1 被災状況の把握

- ☐ 市内全域が被災している場合は、緊急処理を要する地域を選定する。
- ☐ がれきの量を被害状況により算出する。(第4次被害想定参照)

STEP2 仮置場の確保

- ☐ あらかじめ定めてある仮置場及びアクセス道路の状況を調査する。
- ☐ 被害状況により選定してある仮置場から、2次災害の発生防止に留意し、がれき量から必要面積を複数箇所に分散して確保する。

STEP3 住宅等に運び込まれた障害物の除去

- ☐ 住宅等に流入した土石、竹木等障害物の除去作業を建設業者に依頼する。(「災害救助の手引き」参照)
- ☐ 床下浸水による泥水等の除去作業については、自力の除去を住民に周知する。

STEP4 建築物等の倒壊により発生したがれき等の処理

- ☐ がれき等が発生した時は、処理計画「①がれき等の収集・運搬(可燃物と不燃物の区分けをする)②可燃物・不燃物のそれぞれの処分先、処分方法を選定③処理に必要な施設の確保及び管理方法」を策定し、危険性、緊急性、公共性等を配慮のうえ優先順位を定め建設業者へ依頼する。
- ☐ 公共・公益施設(道路・鉄道・公営住宅等)のがれきは、各施設管理者へ処理を依頼する。

STEP5 処理方法及び収集方法の周知

- ☐ 情報部広報班に住民への収集作業の協力要請、収集方法の呼び掛けを依頼する。
〈広報文例23〉

STEP6 処理施設の被害状況の把握

- ☐ 被害の状況を調査し、稼動可能等を確認する。
- ☐ 稼動不可能のときは、復旧の目処を確認し、がれきの量を再度検討し推定する。

STEP7 県への応援要請

- ☐ 必要な機材、施設等が不足する場合は、県に応援を要請する。〈FUJISAN〉

〔関係書類〕

地域防災計画、静岡県がれき・残骸物処理マニュアル、倒壊家屋木質廃材処理システム、中間処理及び仮置場設置指針、被災建築物の緊急解体マニュアル、静岡県がれき・残骸物処理指針
 [資料1] 推定災害廃棄物量(第4次被害想定より)⇒下記は3次想定時に算出したもの。要修正

小計(千トン)	躯体残骸物		水害ごみ	堆積土砂量	合計
	焼失	焼失以外			
219	1	218	0	0	219

〔資料2〕 仮置場予定地

仮置場名	住所	収容可能 見込み容量	補足
最終処分場	裾野市須山 2800	180,000 m ³	地主の承諾必要
総合グラウンド	裾野市御宿 880	17,500 m ³	
深良グラウンド	裾野市深良 336-1	27,500 m ³	地主の承諾必要
運動公園グラウンド	裾野市今里 1616-1	19,000 m ³	ヘリポート兼自衛隊集結地 地主の承諾必要
運動公園	裾野市今里 1616-1	21,000 m ³	地主の承諾必要
水ヶ塚駐車場	裾野市須山 2308-5	5,000 m ³	環境省と協議必要

〔資料3〕 市内ごみ収集運搬許可業者

業者名	住所	電話
豊富士商事(株)	伊豆島田341-1	992-4112
田口建設(株)	富沢94	993-7728
アセットライフサービス(有)	須山2311	998-0347
(有)富士美装グリーンサービス	下和田1069-2	997-5480
大島造園土木(株)	今里286-2	997-2775

〔資料4〕 裾野市建設業協会 会員一覧

市地域防災計画 資料編 資料 5-7 参照

〔資料5〕 障害物除去の状況記録簿

仮置場名	がれきの内容	数量

〔資料6〕 障害物除去にあたり県へ斡旋要請する際の記載事項

- ☐ 除去を必要とする住家戸数(半壊、床下浸水別)
- ☐ 除去に必要な人数
- ☐ 除去に必要な期間
- ☐ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- ☐ 集積場所の有無 推定災害廃棄物量(第3次被害想定より)

26 応急教育対策マニュアル

[担当部] 教育対策部 教育対策班

STEP1 児童生徒及び教職員の被災状況の把握

- ☐ 児童生徒の対策状況を学校から収集し、下校・保護人数を把握する。〈県様式 333-2〉
- ☐ 児童生徒及び教職員の被災状況を各学校から収集し、被災人数を把握する。
- ☐ 〈県様式 333、学校の防災対策マニュアル〉
- ☐ 被災状況は本部及び静東教育事務所へ報告する。
- ☐ 児童生徒の避難先の把握と一覧表の作成を指示する。

STEP2 施設・設備の安全確保

- ☐ 学校の諸施設等の被害状況を把握し、施設使用の可否を災害対策本部へ報告する。〈県様式 333-2、学校の防災対策マニュアル〉
- ☐ 各施設の被害状況により、施設及び設備の応急復旧を業者へ依頼する。
- ☐ 施設の損傷が激しい場合は、学校長等に立ち入り禁止の措置をとらせる。

STEP3 避難所運営の支援

- ☐ 施設を避難所等に提供していることから、市職員及び避難所責任者と避難生活計画を考慮した中で施設の利用及び避難所運営について、学校関係者に協力支援を依頼する。
- ☐ 学校教育の早期再開に向けて、学校施設に必要な部屋(校長室、事務室等)を確保させる。

STEP4 臨時休業期間の設定

- ☐ 災害の規模により各学校長と協議を行い、必要に応じて臨時休業を設ける。
- ☐ 休業の連絡は、メール、各校ウェブサイトへの掲載、広報無線及び学校(避難所)、公民館等へ貼紙で知らせる。

STEP5 教育再開の決定

- ☐ 学校ごとに、施設・通学路の安全性、児童生徒の被災状況等を総合的に判断し、学校関係者と応急計画を協議作成し、教育再開の時期及び方法を決定する。
- ☐ 教育再開に向けて、教科書の滅失及びき損状況を把握し、不足教科書を確保する。

STEP6 給食業務の再開にむけた準備

- ☐ 電気、ガス、水道等のライフラインの復旧状況を把握する。
- ☐ 施設・設備の点検確認を業者へ依頼する。(ボイラー、機械器具等)

STEP7 県への要請

- ☐ 応急教育の実施等が困難な場合は、総括部を通して県東部方面本部へ要請する。
(県様式5を作成し総括部へコピーを渡す)

〔関係書類〕

市地域防災計画、学校の「防災対策マニュアル」、教育委員会「大規模災害時に関する情報伝達実施要領」

〔資料1〕 学校建物一覧表

〔資料2〕 市長の要請等に基づく県の要請事項

- ☐ 応急教育施設の斡旋確保
- ☐ 集団移動による応急教育の斡旋及び応急教育の実施指導
- ☐ 応急教育の指導及び応急教育施設の復旧指導
- ☐ 教職員の派遣充当
- ☐ 学校給食に替わる食事に必要な食料等の斡旋
- ☐ 除去に必要な期間
- ☐ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- ☐ 集積場所の有無 推定災害廃棄物量(第4次被害想定より)

27 被災調査マニュアル

〔担当部〕 管理部 税務班

税務班の活動については、下記マニュアルを別途定める。

「災害時初動マニュアル(税務班)」

上記マニュアルに定めのないことについては以下に定める。

STEP1 消防部との活動調整(調査担当)

- ☐ 出火延焼による全焼、半焼家屋の被災調査は実施時期、実施順序等を調整した上で、消防部に実施を依頼し、調査結果を入手する。

STEP2 被害情報の報告(情報管理担当)

- ☐ 毎日被害調査結果を集計し、統制班へ被害情報として送る。
- ☐ 全ての被災調査が完了したら、被害総括情報としてまとめ、統制班へ送る。

〔関係書類〕

災害救助の手引き・災害に係る住家の被害認定基準(内閣府)・災害時初動マニュアル(税務班)

28 ペット同行避難対応マニュアル

[担当部] 現地対策部 衛生班・広域避難地班

STEP1 被害状況の把握

- ☐ 初動要員を確保し、ペットと特定動物に関する情報収集を行う。
- ☐ 保健所や獣医師会、ボランティア団体との連絡体制を確保する。

STEP2 避難者の誘導(呼びかけ)

- ☐ ペット同行避難者を、ペット受入体制整備済みの避難所(資料1)へ誘導する。
- ☐ 受付における事故防止のため、ペット同行避難者用受付窓口を設置し、ペット同行避難者をそこへ誘導する。また、各避難所のペットの受入スペースは別紙参照。
- ☐ 飼い主とペットを飼養スペースへ移動させた後、改めて飼い主を一般の避難者用受付に案内する。

STEP3 飼い主の責務

- ☐ ペットの避難所生活におけるルールを記載した同意書について説明し、必要な情報を記入してもらう。また、飼い主にケージ札を渡し、記入の上ケージに装着してもらう。

STEP4 「飼い主の会」を立ち上げる

- ☐ 飼い主が協力してペットの飼養管理及び飼養スペースの運営を行えるように、避難した飼い主全員で飼い主の会を立ち上げる。
- ☐ 飼い主全員から数名の代表者を選出する。

STEP5 飼い主への支援

- ☐ 負傷動物に対しては、獣医師による適切な医療を提供する。
- ☐ 入院等により飼い主による飼養が困難なペットの一時預かりの支援を行う。一時預かり先として、必要に応じて飼い主の会にも協力を依頼する。
- ☐ ペットの飼養用品の支援物資が届いた場合には飼い主に提供する。配分は、飼い主の会から聞き取ったニーズに基づいて行う。

STEP6 放浪ペットへの対応

- ☐ 飼い主とはぐれたり、自宅から逃げ出してしまった動物の保護と保管を行う。必要に応じて、保健所などでの保管や、獣医師(資料2)・ボランティア団体等(資料3)による保管も視野に入れる。
- ☐ 保護したペットの飼い主への返還は、ウェブサイトや貼り紙を利用して公示を行う。保護犬については、畜犬登録原簿を利用する。

STEP7 ペットに関する情報窓口の一元化

- ☐ 災害時のペット対策に関連する問い合わせや相談を受ける窓口を設置し、情報収集と発信を一元化する。
- ☐ ペット相談窓口で収集した必要な支援内容の情報を整理し、関係団体等と調整し

て支援を要請する。

〔関係書類〕

- ・(静岡県作成)ペット同行避難ガイドライン
- ・人とペットの災害対策ガイドライン(環境省)
- ・広域避難地レイアウト

〔資料1〕 ペット受入体制整備済の避難所

施設名	住所	電話
西小学校	佐野 1143	992-0138
南小学校	伊豆島田 806-5	995-1373
裾野高校	佐野 900-1	992-1125
東小学校	茶畑 399	992-0049
深良小学校	深良 655	992-0242
生涯学習センター	深良 435	992-3800
富岡第一小学校	御宿 600	997-0343
富岡第二小学校	下和田 890	997-1022
千福が丘小学校	千福が丘 4-12-1	993-8222
須山小学校	須山 165	998-0021
向田小学校	茶畑 1133	993-7050

〔資料2〕 関係機関連絡先

施設名	住所	電話
東部保健所	沼津市高島本町 1-3	920-2106
パル動物病院※	伊豆島田 843-5	993-3135
すぐろ動物病院※	平松 389 SPビル 1F	957-8123
イエロークリーク動物病院	佐野 1401-2	993-1118

※裾野市内の駿東獣医師会所属病院

〔資料3〕ボランティア一覧

- ・保護ねこ ピリカ
- ・キャットテール
- ・腹ペコねこの会

裾野市地域防災計画 別冊 資料編

発 行 日：令和5年 4 月

編集・発行：裾野市環境市民部危機管理課